

当別町地域防災計画

< 資料編 >

令和6年2月

当別町防災会議

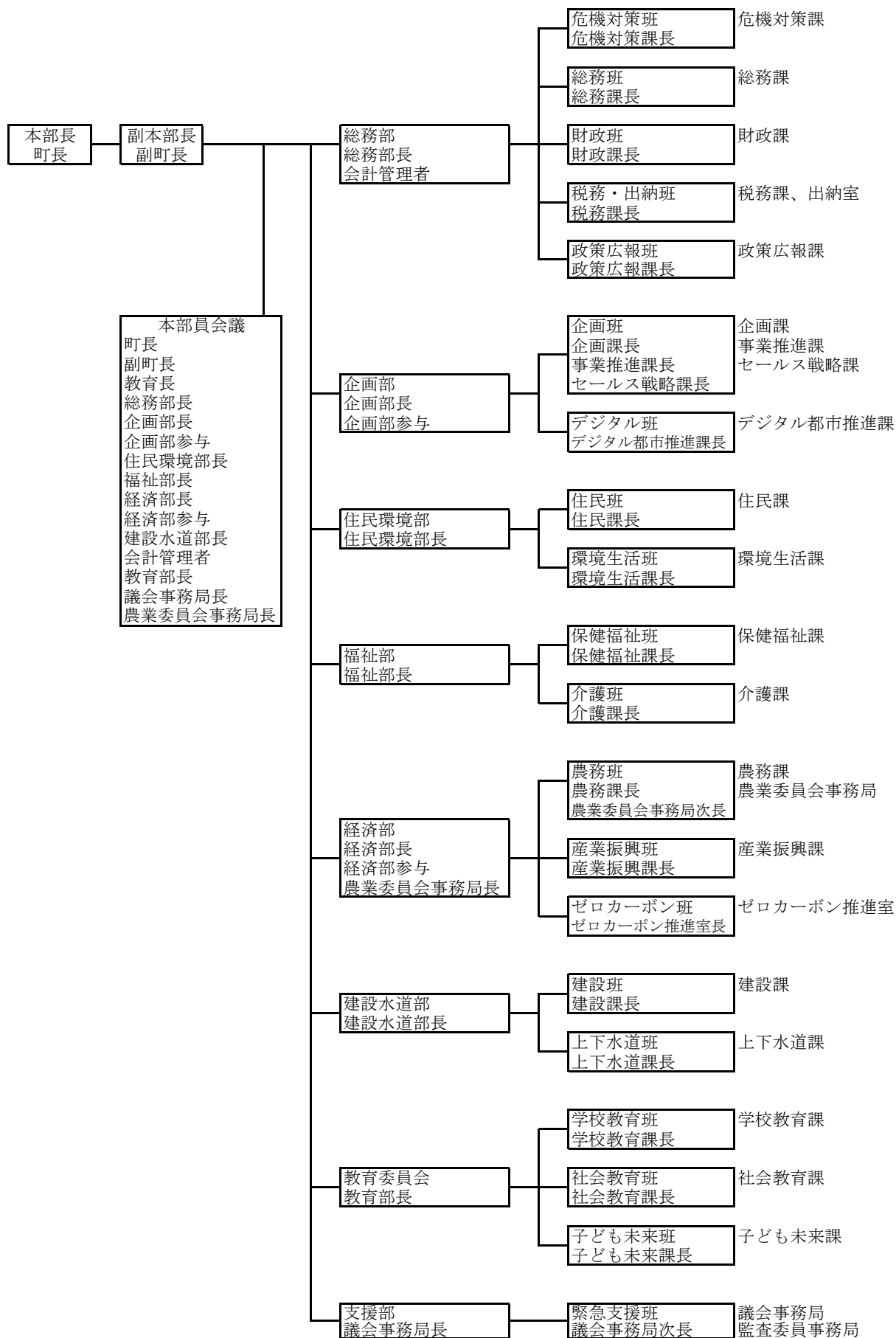
目 次

資料 1	災害の記録	1
資料 2	対策本部の組織	2
資料 3	対策本部の標識	3 ～ 4
資料 4	対策本部の所掌事項	5 ～ 7
資料 5	警報・注意報発表基準一覧表	8
資料 6	重要水防箇所	9 ～ 10
資料 7	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	11 ～ 12
資料 8	土砂災害危険箇所	13
資料 9	土砂災害警戒区域	14 ～ 15
資料 10	土砂災害警戒区域図	16 ～ 17
資料 11	山地災害危険箇所	18
資料 12	北海道雪害対策実施要綱	19 ～ 23
資料 13	石狩北部地区消防事務組合消防計画	24 ～ 34
資料 14	消防組織の現況	35
資料 15	車両現況一覧	36 ～ 37
資料 16	消防水利の現況	38
資料 17	当別町防災備蓄計画	39 ～ 96
資料 18	災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧	97
資料 19	緊急時退避場所及び指定避難所一覧	98
資料 20	災害情報等報告取扱要領	99 ～ 109
資料 21	当別町非常通信対応マニュアル	110 ～ 117
資料 22	避難所運営マニュアル	118 ～ 177
資料 23	緊急通行車両確認証明証	178
資料 24	緊急通行車両標章	178
資料 25	緊急輸送道路一覧	179
資料 26	公用車両保有状況	180
資料 27	給水用資器材の保有状況	181
資料 28	町内の医療関係機関一覧	182
資料 29	ヘリコプターの離着陸可能地	183
資料 30	応急金融対策の融資一覧	184 ～ 197
資料 31	当別町周辺における震度 5 ～ 6 の地震の記録	198
資料 32	北海道における地震の想定	199 ～ 206
資料 33	地震被害想定結果	207 ～ 213
資料 34	地震に関する情報	214

資料 1 (災害の記録)

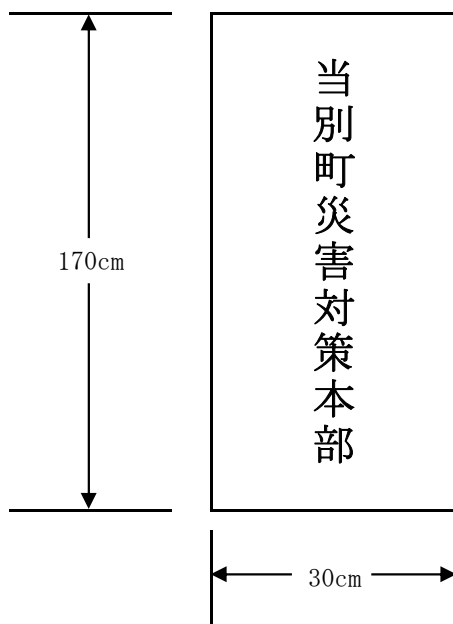
発 生 年 月 日	種 別	被 害 状 況
明治 18年 5月 6日	洪 水	当別川氾濫大洪水
18年 6月 8日	山火事	高岡地区で山火事発生
19年 7月 14日	洪 水	当別川氾濫洪水
22年 4月 21日	洪 水	当別川氾濫洪水
23年 4月 7日	洪 水	当別川氾濫洪水
31年 9月 6日	洪 水	石狩川大洪水、被災者1,415名
37年 7月 1日	洪 水	洪水被害
37年 7月 8日	洪 水	洪水被害
42年 4月 13日	洪 水	石狩川大洪水、被災200戸
44年 8月 16日	洪 水	当別川氾濫洪水
大正 11年 8月 19日	水 害	水害、雨害、被害額27万5千円
14年 4月	洪 水	石狩川、当別川洪水
昭和 元年 5月	洪 水	洪水被害甚大
11年 7月	水 害	水害 (川下、青山奥)
17年 3月 25日	水 害	市街地区水害
22年 2月 13日	火 事	四番川小学校全焼
25年 8月	洪 水	当別川一帯大洪水
26年 9月	洪 水	当別川洪水、被害甚大
26年 9月 9日	火 事	市街大火、27戸全焼
29年 4月	水 害	当別川融雪水害、青山以北の道路、橋梁に被害
29年 4月	暴 風	暴風により田畑、家屋被害4,800万円
29年 9月 26日	台 風	台風15号による本町被害1,500万円
36年 7月 25日	集中豪雨	当別川氾濫、死者2名
37年 4月 4日	融雪災害	当別川氾濫
37年 8月 9日	台 風	台風9号、10号による集中豪雨
40年 9月 17日	台 風	台風23号、24号による当別川氾濫、農作物に被害甚大
45年 5月 11日	洪 水	石狩川、材木川洪水
47年 9月 23日	洪 水	石狩川、材木川洪水
50年 8月 23日	洪 水	石狩川洪水
56年 8月 3日	集中豪雨	石狩川他各河川氾濫
56年 8月 21日	台 風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
60年 9月 1日	台 風	台風13号の大雨による各河川の氾濫
61年 9月 4日	台 風	台風15号の大雨による各河川の氾濫
平成 4年 9月 1日	集中豪雨	台風17号と温帯低気圧の大雨、低温等のため農作物等被害
8年 9月 13日	火 事	中小屋小学校全焼 損害額9,706万4千円
13年 9月 11日	台 風	台風15号と秋雨前線による大雨
16年 9月 8日	台 風	台風18号の強風による家屋等の被害
30年 9月 5日	台 風	台風21号の強風による家屋等の被害
30年 9月 6日	地 震	北海道胆振東部地震による道内全域停電

資料2 (対策本部の組織)



資料3 (対策本部の標識)

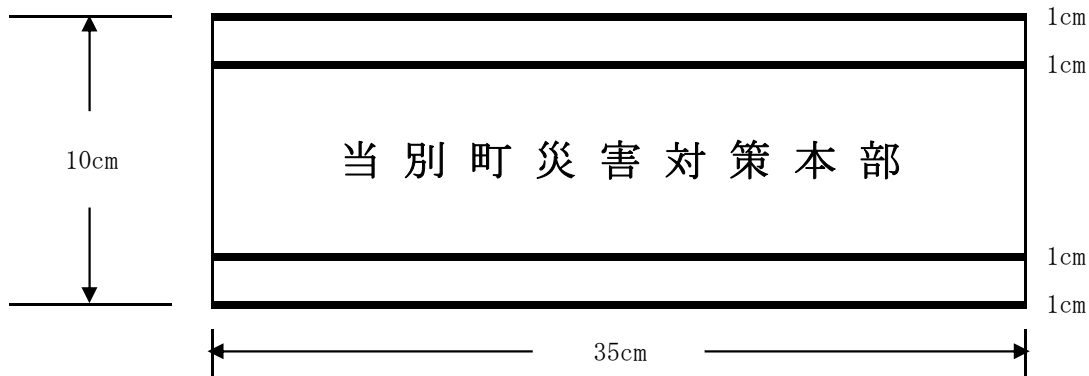
標示版



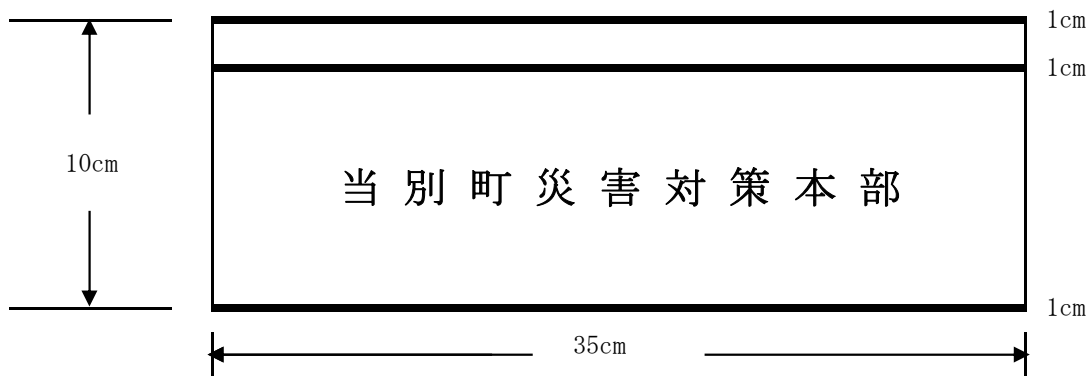
文字はいずれも黒文字

腕章

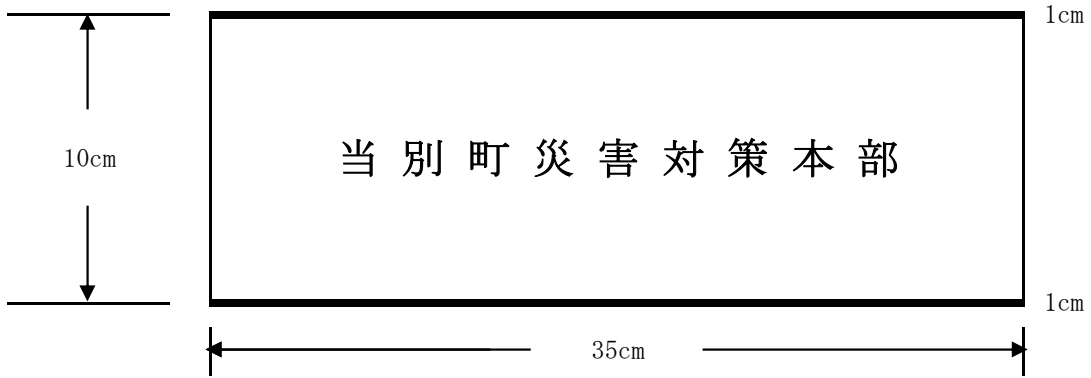
本部長用



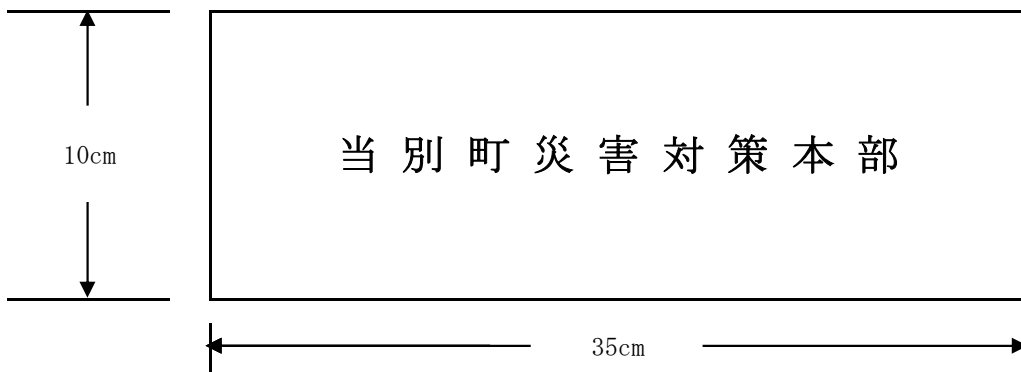
副本部長用



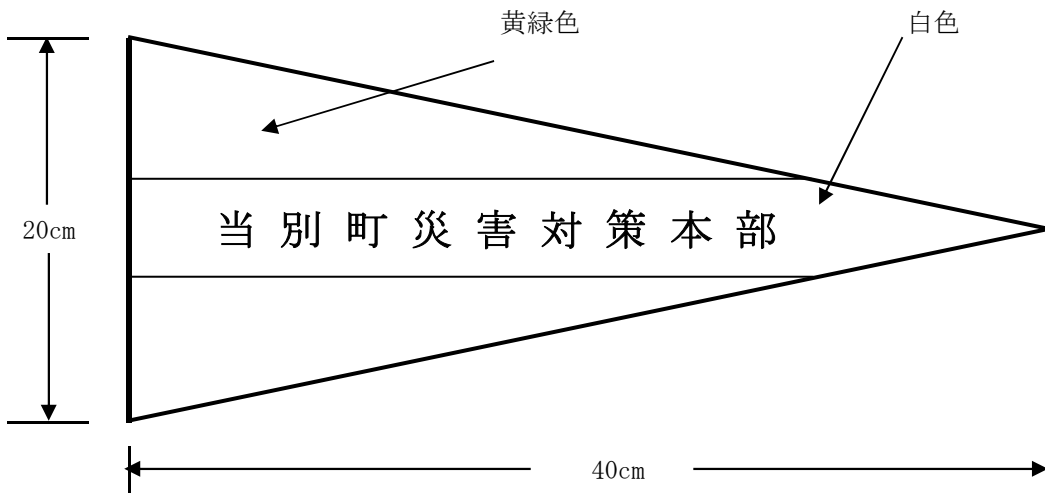
対策部長用



対策部員用



標旗(マグネット式含む)



資料4 (対策本部の所掌事項)

部	班	業務分担
各部共通	各班共通	1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関する事。
		2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。
		3 災害時における所管事項の執行記録に関する事。
		4 他班への支援に関する事。
総務部	危機対策班	1 災害対策の庶務に関する事。
		2 本部の設置及び運営に関する事。
		3 防災会議、その他関係機関との連絡調整に関する事。
		4 気象等の予警報及び災害情報の受理伝達に関する事。
		5 被害状況の総合的な取りまとめ及びその報告に関する事。
		6 避難指示等の発令に関する事。
		7 災害における通信の管理及び確保に関する事。
		8 北海道知事への災害報告等に関する事。
		9 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
		10 DMA Tの受入れに関する事。
総務班	総務班	1 防災関係機関及び住民組織等への出動要請に関する事。
		2 職員の非常召集に関する事。
		3 災害記録に関する事。
		4 災害時における交通安全に関する事。
		5 災害救助法の適用申請に関する事。
		6 被災者台帳の整備に関する事。
		7 災害統計に関する事。
		8 各部各班の連絡調整に関する事。
		9 その他の各部各班に属さないこと。
財政班	財政班	1 町有財産の被害調査及び応急対策、災害復旧に関する事。
		2 災害関係予算の編成及び資金の調達に関する事。
		3 災害関係経費の経理に関する事。
		4 本部員等の食糧、寝具及び水害対策活動に必要な被服等の調達及び配布に関する事。
		5 自動車の賃借及び公用車の運行管理に関する事。
税務・出納班	税務・出納班	1 避難所の開設及び被災者の受け入れに関する事。
		2 町民等の避難誘導に関する事。(警察、消防機関との協力により実施)
		3 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関する事。なお、水害時については、必要に応じ建設班が行う巡視警戒に支援を行うものとする。
		4 一般世帯の被害調査(住宅及び非住宅)及び被災世帯調査表の作成に関する事。※農業地区については農務班と、市街地については産業振興班と協議を行い災害の規模及び形質等を考慮して調査対象の分担を行うものとする。
		5 被災者の税の減免に関する事。
		6 罹災証明書の発行に関する事。
政策広報班	政策広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
		2 町民等に対する災害の広報に関する事。
		3 報道機関との連絡調整に関する事。
		4 災害情報記事及び記録写真の収集、保存に関する事。
		5 関係機関等来庁者の接遇に関する事。
		6 その他本部への来庁者の接遇に関する事。

企画部	企画班	1 災害現地への視察及び応援に関すること。	
		2 国、道、関係機関への陳情及び要請並びに資料調達に関すること。	
		3 災害復旧と総合計画の調整に関すること。	
		4 公共交通に関すること。	
		5 部内の連絡調整に関すること。	
	デジタル班	1 情報通信機能の確保・維持に関すること	
住民環境部	住民班	1 町民等の安否確認についての問合せ窓口に関すること。	
		2 その他災害時における町民等対策に関すること。	
		3 部内の連絡調整に関すること。	
	環境生活班	1 環境衛生施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。	
		2 被災地の巡視警戒及び被災状況の把握に関すること。	
		3 防疫等環境衛生保持に関すること。	
		4 町内会長との連絡調整に関すること。	
		5 行方不明者の捜索及び死体の収容並びに埋葬等に関すること。	
		6 災害廃棄物の処理に関すること。	
		7 家庭動物の取扱に関すること。	
		8 その他災害時における環境生活対策に関すること。	
	福祉部	保健福祉・介護班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
			2 義援金の配分に関すること。
3 被災者に対する弔慰金、厚生資金及び援護資金に関すること。			
4 被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与に関すること。			
5 救援物資の配分に関すること。			
6 被災者に対する生活保護及び相談に関すること。			
7 日赤救助機関並びにボランティア等支援団体の受入れ及び受入れ状況の記録に関すること。			
8 災害時の医療及び助産に関すること。			
9 要配慮者の安否確認及び情報収集伝達等に関すること。			
10 北海道保健行政室及び江別医師会との連絡調整に関すること。			
11 被災地及び避難所の保健指導に関すること。			
12 当別町総合保健福祉センター福祉避難所の開設・運営に関すること。			
経済部	農務・農業委員会事務局班	1 農地、農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、農業地区の被害調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。	
		2 被災農家の資金斡旋、農業災害補償、営農指導等の援護に関すること。	
		3 家畜の救助対策及び被害調査、災害対策に関すること。	
		4 農作物並びに家畜の防疫及び伝染病予防に関すること。	
		5 所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。	
		6 部内の連絡調整に関すること。	
	産業振興班	1 商工業施設、観光施設、企業等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。なお、商工業地区の被害世帯調査については、税務・出納班と協議のうえ行うものとする。	
		2 災害時における応急食糧の確保及び供給に関すること。	
		3 被災商工観光業者への融資等の対策に関すること。	
		4 災害時における火薬類、油類及び高圧ガスの管理、保安に関すること。	
		5 所管施設を避難所として開設する場合は、税務・出納班への支援に関すること。	
		6 道の駅に関すること。	
	ゼロカーボン班	1 町有林、林業施設等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。	
		2 林野火災に関すること。	
		3 炊き出し等による食料品の供給に関すること。	

建設水道部	建設班	1 公共土木施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 町有建築物の被害調査及び応急対策、復旧対策に対する所管班への技術支援に関すること。
		3 被災箇所の応急対策及び応急・復旧対策に必要な建設機械、資材、人員の確保に関すること。
		4 水防施設及び危険区域等の巡視警戒並びに防災措置に関すること。
		5 水防技術の指導に関すること。
		6 本部と被災地との連絡、伝令、通信等に関すること。
		7 被災者に対する住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関すること。
		8 災害時の輸送計画及び町有建設機械の運行実施に関すること。
		9 避難所及び仮設住宅等の営繕に関すること。
		10 水防資機材の備蓄、点検及び配備に関すること。
		11 町営住宅の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		12 その他、他班に属さない災害応急対策全般に関すること。
		13 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。
		14 内水排除機の運転操作及び樋門、樋管の操作に関すること。
		15 公園緑地、街路樹の被害調査及び所管都市施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		16 除排雪に関すること。
		17 道路の通行規制に関すること。
		18 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。
		19 部内の連絡調整に関すること。
上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。	
	2 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。	
	3 災害関係予算の編成及び資金の調達並びに経理に関すること。	
	4 被災区域の水道料金及び下水道使用料の減免に関すること。	
教育部	学校教育班	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		2 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。
		3 被災児童・生徒の救護及び応急教育対策に関すること。
		4 被災児童・生徒の教科書及び学用品等の給与に関すること。
		5 被災児童・生徒の医療及び防疫に関すること。
		6 各小中学校との調整連絡に関すること。
		7 学校教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。
		8 学校給食施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		9 災害時における児童・生徒の給食確保に関すること。
		10 部内の連絡調整に関すること。
社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。	
	2 災害対策活動を支援する社会教育団体等の連絡調整に関すること。	
	3 災害時における社会教育施設入場者の避難誘導に関すること。	
	4 社会教育施設を避難所として開設する場合の施設の管理及び運営に関すること。	
子ども未来班	1 子ども発達支援センターの被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。	
	2 災害時における子ども発達支援センター利用者の避難誘導に関すること。	
	3 認定こども園の被害調査に関すること。	
	4 認定こども園との連絡調整に関すること。	
支援部 (議会議務局)	緊急支援班	1 応急対策の緊急支援に関すること。
		2 総務班・危機対策班への支援に関すること。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 札幌管区气象台

当別町	府県予報区	石狩・空知・後志地方		
	一次細分区域	石狩地方		
	市町村等をまとめた地域	石狩北部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	139	
	洪水	流域雨量指数基準	当別川流域=34.3, 材木川流域=8.4	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[月形・石狩大橋・篠路]	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	88	
	洪水	流域雨量指数基準	当別川流域=27.4, 材木川流域=6.7	
		複合基準 ^{*1}	—	
		指定河川洪水予報による基準	石狩川下流[石狩大橋・篠路]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い		
	霜	最低気温3℃以下		
着水				
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

資料6-1 重要水防箇所（石狩川）

直轄区間

直轄調書（当別町 河川別 石狩川）

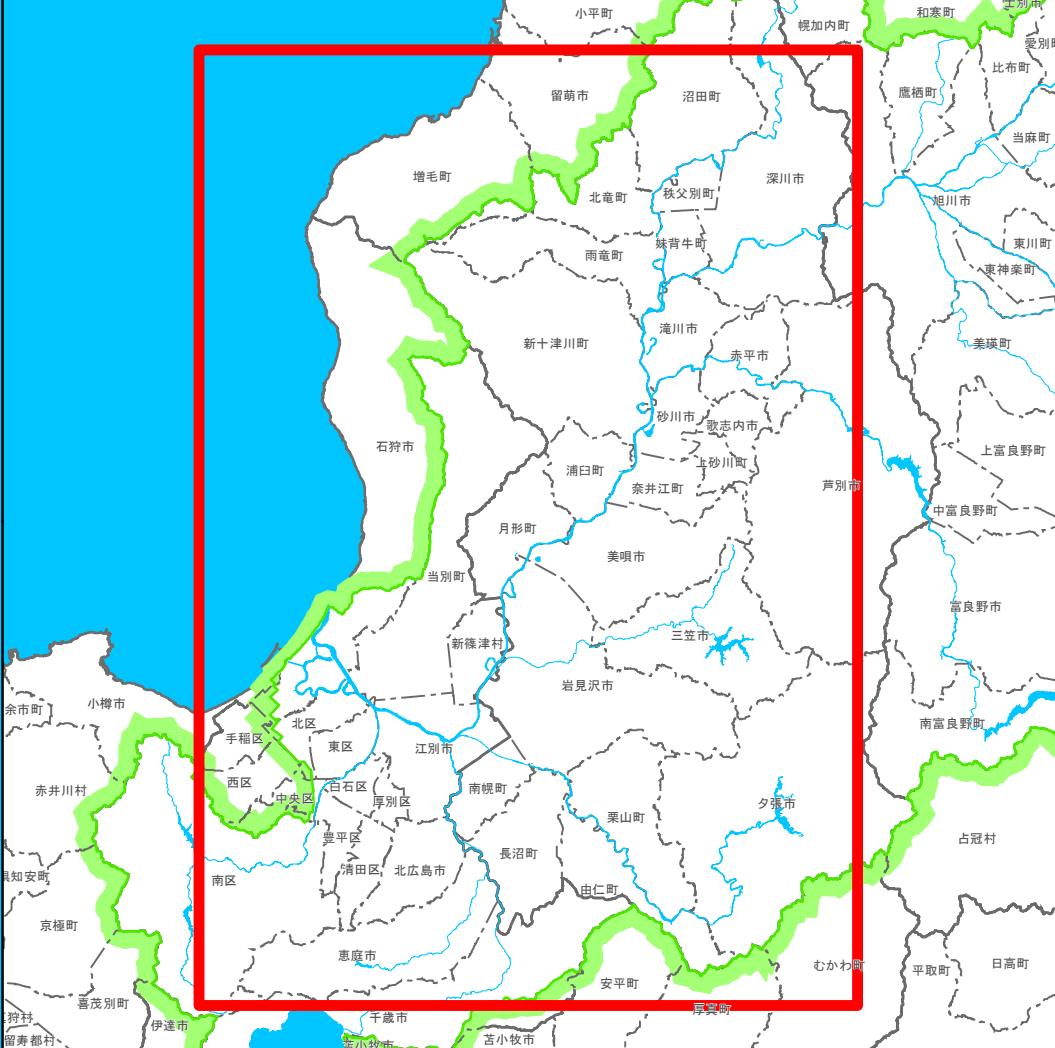
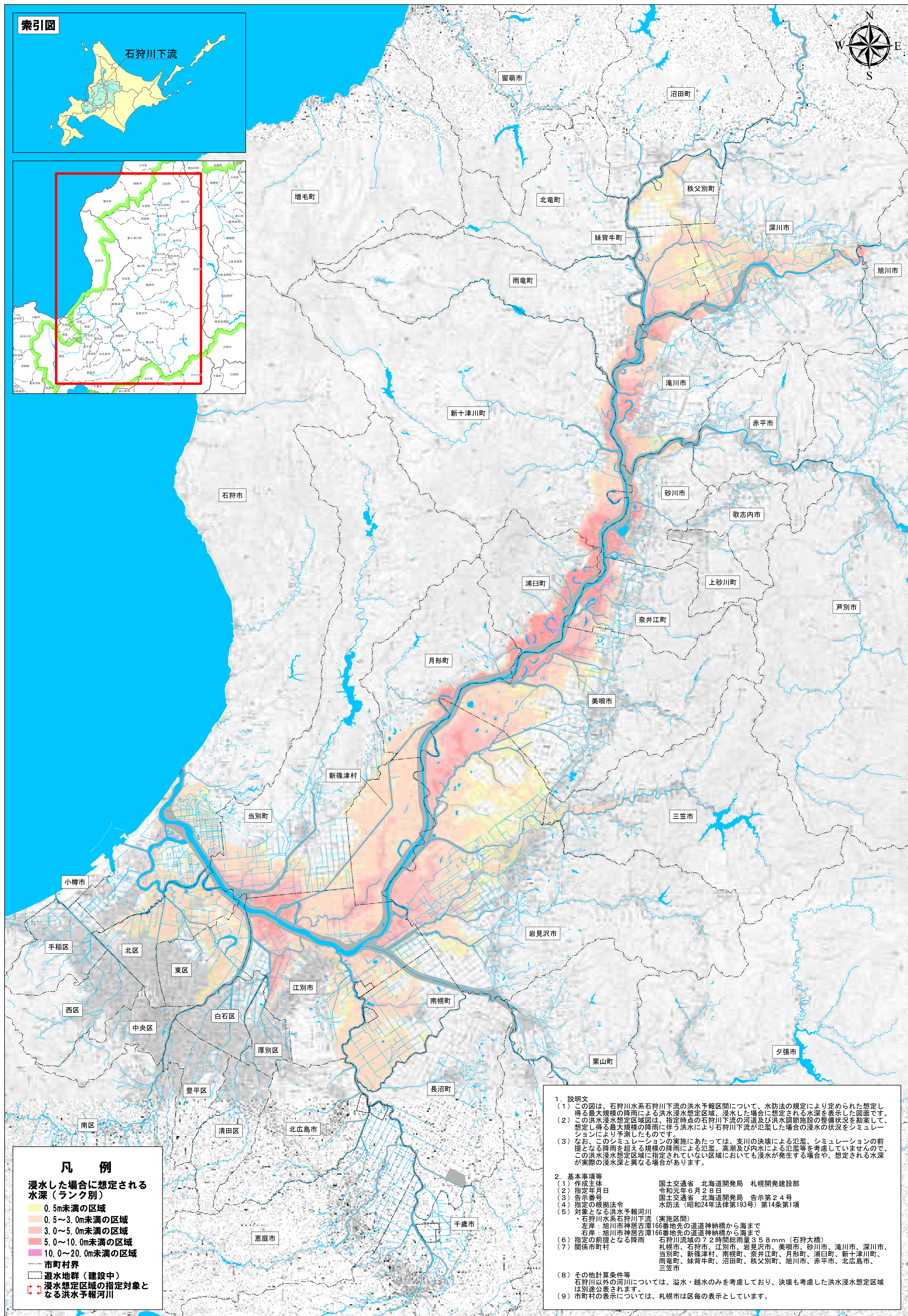
No.	河川名	左右岸	種別	重点区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	現況堤防高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越-1	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	14.00 ~	14.52	0.52	14.50	6.11	8.11	8.72		札幌	当別町	
越-2	石狩川	右岸	越水・溢水	○	B	美登位上流	15.00 ~	15.02	0.02	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町	
越-3	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	15.50 ~	16.00	0.50	16.00	6.43	8.43	9.31		札幌	当別町	
越-4	石狩川	右岸	越水・溢水		B	美登位上流	16.50 ~	17.00	0.50	17.00	6.64	8.64	9.59		札幌	当別町	
工-1	石狩川	-	工作物		B	札幌大橋	14.52			14.50	6.11	8.11	10.51		札幌	札幌市, 当別町	
工-2	石狩川	-	工作物	○	B	石狩川鉄道橋	15.02			15.00	6.21	8.21	8.71		札幌	札幌市, 当別町	
旧-1	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	12.00 ~	13.00	1.00	12.50	5.69	7.69	10.95		札幌	当別町	
旧-2	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	14.00 ~	14.52	0.52	14.50	6.11	8.11	8.72		札幌	当別町	
旧-3	石狩川	右岸	旧川跡	○	要注意	美登位上流	15.00 ~	15.02	0.02	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町	
旧-4	石狩川	右岸	旧川跡		要注意	美登位上流	15.50 ~	16.00	0.50	16.00	6.43	8.43	9.31		札幌	当別町	
重-1	石狩川	左岸	重点区間	○		篠路築堤	13.75 ~	14.25	0.52	14.00	6.01	8.01	8.37		札幌	当別町	
重-2	石狩川	右岸	重点区間	○		美登位上流築堤	14.75 ~	15.25	0.47	15.00	6.21	8.21	8.51		札幌	当別町	

資料6-2 重要水防箇所（当別川）

直轄調書(当別町 河川別 当別川)

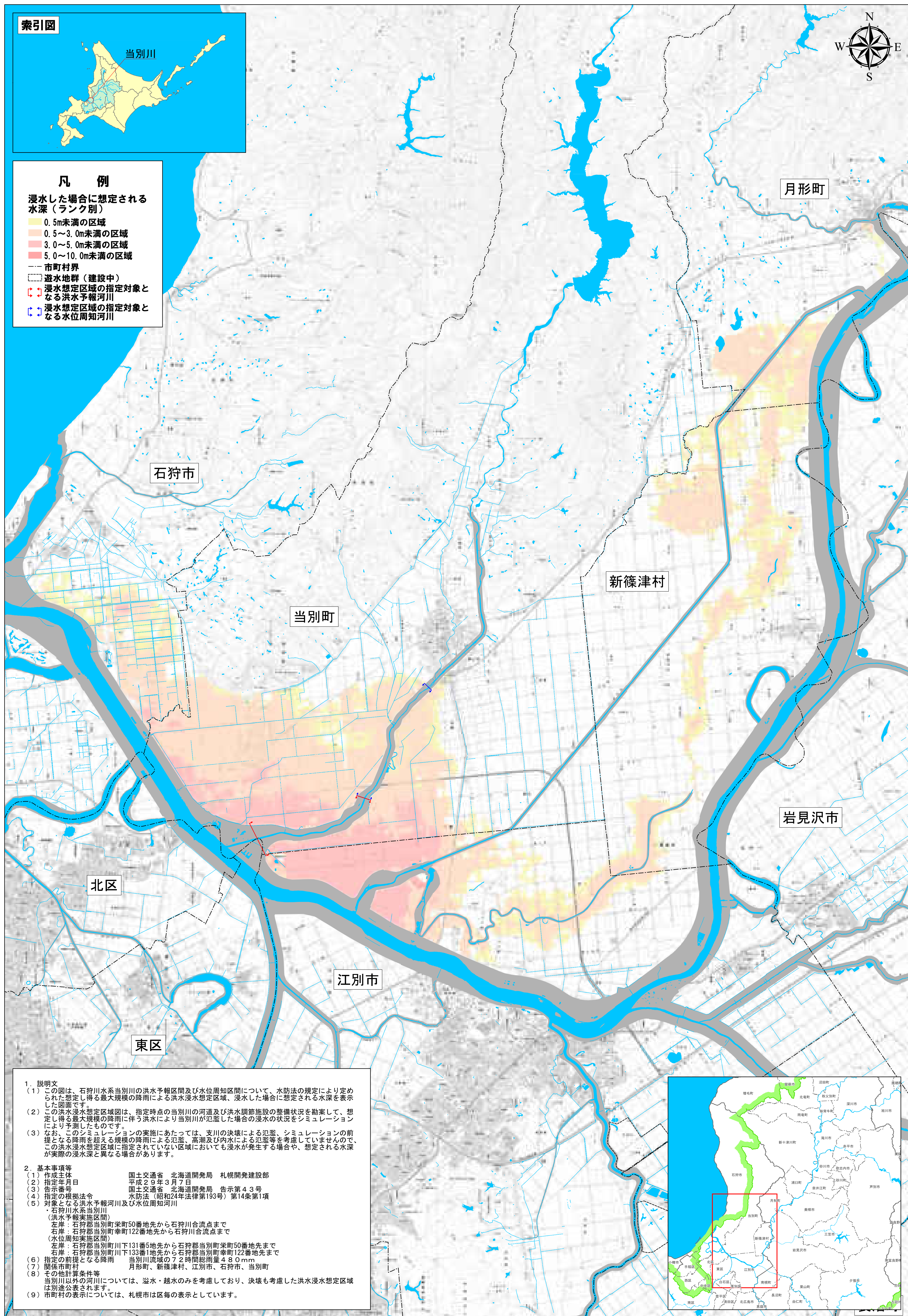
直轄区間

No.	河川名	左右岸	種 別	重点区間	重要度	築堤名	拒離標	箇所	延長	位置	計画高水位	計画築堤高	理察堤防高	既往災害	事務所	市町村名	備考
越-1	当別川	左岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	1.36 ~	5.40	4.03	3.40	6.66	8.66	9.01	札幌	当別町		
越-2	当別川	左岸	越水・溢水		B	当別川築堤	5.60 ~	5.80	0.20	5.80	7.58	9.08	9.21	札幌	当別町		
越-3	当別川	右岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	1.75 ~	4.60	2.76	3.20	6.66	8.66	9.18	札幌	当別町		
越-4	当別川	右岸	越水・溢水	○	B	当別川築堤	4.80 ~	7.00	2.14	6.00	7.77	9.27	9.28	札幌	当別町		
工-1	当別川	-	工作物		B	19線橋	2.88			2.80	6.66	8.66	9.33	札幌	当別町		
工-2	当別川	-	工作物		B	槽5号橋	4.97			5.00	6.85	8.66	9.08	札幌	当別町		
旧-1	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	1.36 ~	1.60	0.25	1.40	6.66	8.66	9.38	札幌	当別町		
旧-2	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	2.20 ~	2.60	0.39	2.40	6.66	8.66	9.50	札幌	当別町		
旧-3	当別川	左岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	6.30 ~	6.90	0.59	6.60	8.33	9.83	10.17	札幌	当別町		
旧-4	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	1.85 ~	3.30	1.40	2.60	6.66	8.66	9.19	札幌	当別町		
旧-5	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	8.80 ~	9.30	0.49	9.00	10.55	12.05	12.84	札幌	当別町		
旧-6	当別川	右岸	旧川跡		要注意	当別川築堤	9.30 ~	9.32	0.00	9.40	10.87	12.37	12.73	札幌	当別町		
重-1	当別川	左岸	重点区間	○		当別川築堤	3.70 ~	3.90	0.20	3.80	6.66	8.66	8.69	札幌	当別町		
重-2	当別川	左岸	重点区間	○		当別川築堤	9.10 ~	9.25	0.15	9.20	10.75	12.25	12.73	札幌	当別町		
重-3	当別川	右岸	重点区間	○		当別川築堤	3.70 ~	3.90	0.19	3.80	6.66	8.66	8.95	札幌	当別町		
重-4	当別川	右岸	重点区間	○		当別川築堤	6.70 ~	6.90	0.20	6.80	8.52	10.02	10.06	札幌	当別町		



- 凡例**
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 5.0~10.0m未満の区域
 - 10.0~20.0m未満の区域
 - 市町村界
 - 遊水地群(建設中)
 - 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

- 1. 説明文**
- (1) この図は、石狩川水系石狩川下流の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の石狩川下流の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により石狩川下流が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2. 基本事項等**
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 |
| (2) 指定年月日 | 令和元年6月28日 |
| (3) 告示番号 | 国土交通省 北海道開発局 告示第24号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる洪水予報河川 | 石狩川水系石狩川下流(実施区間)
左岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで
右岸:旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 石狩川流域の72時間総雨量358mm(石狩大橋) |
| (7) 関係市町村 | 札幌市、石狩市、江別市、岩見沢市、美瑛市、砂川市、滝川市、深川市、当別町、新篠津村、南幌町、奈井江町、月形町、新十津川町、雨竜町、妹背牛町、沼田町、秩父別町、旭川市、赤平市、北広島市、三笠市 |
- (8) その他計算条件等
石狩川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。
- (9) 市町村の表示については、札幌市は区毎の表示としています。



索引図

当別川



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域

- 市町村界
- 遊水地群(建設中)
- 浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川
- 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

石狩市

月形町

当別町

新篠津村

岩見沢市

北区

江別市

東区

1. 説明文
 - (1) この図は、石狩川水系当別川の洪水予報区間及び水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の当別川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により当別川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
 - (1) 作成主体 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部
 - (2) 指定年月日 平成29年3月7日
 - (3) 告示番号 国土交通省 北海道開発局 告示第43号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 - (5) 対象となる洪水予報河川及び水位周知河川
 - ・石狩川水系当別川(洪水予報実施区間)
 - 左岸: 石狩郡当別町栄町50番地先から石狩川合流点まで
 - 右岸: 石狩郡当別町幸町122番地先から石狩川合流点まで
 - (水位周知実施区間)
 - 左岸: 石狩郡当別町川下131番5地先から石狩郡当別町栄町50番地先まで
 - 右岸: 石狩郡当別町川下133番1地先から石狩郡当別町幸町122番地先まで
 - (6) 指定の前提となる降雨 当別川流域の72時間総雨量480mm
 - (7) 関係市町村 月形町、新篠津村、江別市、石狩市、当別町
 - (8) その他計算条件等
 - 当別川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しており、決壊も考慮した洪水浸水想定区域は別途公表されます。
 - (9) 市町村の表示については、札幌市は区別の表示としています。

1:50,000



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第662号)」

資料8 (土砂災害危険箇所)

※箇所図については、「北海道土砂災害警戒情報システム」を参照

1 土石流危険渓流 25箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
土001	II 03-0020	獅子内3の沢	土014	II 03-0160	金沢三の沢
土002	II 03-0030	獅子内4の沢	土015	II 03-0170	金沢四の沢
土003	II 03-0040	獅子内5の沢川	土016	II 03-0180	金沢五の沢
土004	II 03-0050	獅子内6の沢	土017	II 03-0200	茂平沢二の沢
土005	I 03-0060	処理場の沢	土018	II 03-0210	第2茂平沢川1の沢
土006	II 03-0070	獅子内7の沢	土019	II 03-0220	モトナカゴヤの沢
土007	II 03-0090	材木川1の沢	土020	I 03-0230	温泉の沢
土008	II 03-0100	材木川2の沢	土021	II 03-0240	永田の沢
土009	II 03-0110	材木川3の沢	土022	II 03-0250	パンケチュベシナイ1の沢
土010	II 03-0120	東材木上の沢	土023	II 03-0260	阿蘇岩上の沢
土011	II 03-0130	材木沢左股1の沢	土024	II 03-0270	阿蘇岩下の沢
土012	II 03-0140	材木沢左股	土025	I 03-0280	十万坪向川の沢
土013	II 03-0150	材木沢一の沢			

2 地すべり危険箇所 2箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
地001	0-6-6	三番川小学校	地002	0-8-8	沼の沢

3 急傾斜地崩壊危険箇所 61箇所

NO	箇所番号	箇所名	NO	箇所番号	箇所名
急001	I-0-297-297	当別スウェーデンヒルズ1	急032	II-0-239-239	当別金沢3
急002	I-0-298-298	当別スウェーデンヒルズ2	急033	II-0-240-240	当別弁華別1
急003	I-0-299-299	当別スウェーデンヒルズ3	急034	II-0-241-241	当別茂平沢1
急004	I-0-300-300	当別スウェーデンヒルズ4	急035	II-0-242-242	当別弁華別2
急005	I-0-301-301	当別スウェーデンヒルズ5	急036	II-0-243-243	当別弁華別3
急006	I-0-302-302	当別金沢1	急037	II-0-244-244	当別中小屋2
急007	I-0-303-303	当別中小屋1	急038	II-0-570-2351	当別茂平沢2
急008	II-0-215-215	当別獅子内1	急039	III-0-173-173	当別獅子内2
急009	II-0-216-216	当別スウェーデンヒルズ6	急040	III-0-174-174	当別獅子内3
急010	II-0-217-217	当別スウェーデンヒルズ7	急041	III-0-175-175	当別スウェーデンヒルズ27
急011	II-0-218-218	当別スウェーデンヒルズ8	急042	III-0-176-176	当別スウェーデンヒルズ28
急012	II-0-219-219	当別スウェーデンヒルズ9	急043	III-0-177-177	当別スウェーデンヒルズ29
急013	II-0-220-220	当別スウェーデンヒルズ10	急044	III-0-178-178	当別上当別2
急014	II-0-221-221	当別スウェーデンヒルズ11	急045	III-0-179-179	当別上当別3
急015	II-0-222-222	当別スウェーデンヒルズ12	急046	III-0-180-180	当別金沢4
急016	II-0-223-223	当別スウェーデンヒルズ13	急047	III-0-181-181	当別金沢5
急017	II-0-224-224	当別スウェーデンヒルズ14	急048	III-0-182-182	当別金沢6
急018	II-0-225-225	当別スウェーデンヒルズ15	急049	III-0-183-183	当別金沢7
急019	II-0-226-226	当別スウェーデンヒルズ16	急050	III-0-184-184	当別青山1
急020	II-0-227-227	当別スウェーデンヒルズ17	急051	III-0-185-185	当別青山2
急021	II-0-228-228	当別スウェーデンヒルズ18	急052	III-0-186-186	当別青山3
急022	II-0-229-229	当別スウェーデンヒルズ19	急053	III-0-187-187	当別青山4
急023	II-0-230-230	当別スウェーデンヒルズ20	急054	III-0-188-188	当別青山5
急024	II-0-231-231	当別スウェーデンヒルズ21	急055	III-0-189-189	当別青山6
急025	II-0-232-232	当別スウェーデンヒルズ22	急056	III-0-190-190	当別青山奥1
急026	II-0-233-233	当別スウェーデンヒルズ23	急057	III-0-191-191	当別青山奥2
急027	II-0-234-234	当別スウェーデンヒルズ24	急058	III-0-192-192	当別青山奥3
急028	II-0-235-235	当別スウェーデンヒルズ25	急059	III-0-193-193	当別青山奥4
急029	II-0-236-236	当別スウェーデンヒルズ26	急060	III-0-194-194	当別青山奥5
急030	II-0-237-237	当別上当別1	急061	III-0-195-195	当別青山奥6
急031	II-0-238-238	当別金沢2			

資料9 (土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

1 急傾斜地の崩壊 67箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ1	I-0-297-297	平成21年3月24日
2	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ10	II-0-220-220	平成21年3月24日
3	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ19	II-0-229-229	平成21年3月24日
4	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ2	I-0-298-298	平成21年3月24日
5	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ4	I-0-300-300	平成21年3月24日
6	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ11	II-0-221-221	平成24年6月12日
7	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ12	II-0-222-222	平成24年6月12日
8	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ13	II-0-223-223	平成24年6月12日
9	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ14	II-0-224-224	平成24年6月12日
10	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ15	II-0-225-225	平成24年6月12日
11	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16	II-0-226-226	平成24年6月12日
12	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16-1	III-0-226-226-1	平成24年6月12日
13	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ16-2	III-0-226-226-2	平成24年6月12日
14	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17	II-0-227-227	平成24年6月12日
15	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-1	I-0-227-227-1	平成24年6月12日
16	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-2	II-0-227-227-2	平成24年6月12日
17	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-3	I-0-227-227-3	平成24年6月12日
18	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-4	I-0-227-227-4	平成24年6月12日
19	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ17-5	II-0-227-227-5	平成24年6月12日
20	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ18	II-0-228-228	平成24年6月12日
21	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ20	II-0-230-230	平成24年6月12日
22	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ21	II-0-231-231	平成24年6月12日
23	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ22	II-0-232-232	平成24年6月12日
24	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ23	II-0-233-233	平成24年6月12日
25	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ24	II-0-234-234	平成24年6月12日
26	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ25	II-0-235-235	平成24年6月12日
27	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ26	II-0-236-236	平成24年6月12日
28	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ27	III-0-175-175	平成24年6月12日
29	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ28	III-0-176-176	平成24年6月12日
30	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ29	III-0-177-177	平成24年6月12日
31	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ3	I-0-299-299	平成24年6月12日
32	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ5	I-0-301-301	平成24年6月12日
33	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ6	II-0-216-216	平成24年6月12日
34	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ7	II-0-217-217	平成24年6月12日
35	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ8	II-0-218-218	平成24年6月12日
36	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別スウェーデンヒルズ9	II-0-219-219	平成24年6月12日
37	急傾斜地の崩壊	当別町スウェーデンヒルズ	当別獅子内3	III-0-174-174	平成24年6月12日
38	急傾斜地の崩壊	当別町、当別町字金沢	当別金沢1	I-0-302-302	平成26年11月4日
39	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢2	II-0-238-238	平成26年11月4日
40	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢3	II-0-239-239	平成26年11月4日
41	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢4	III-0-180-180	平成26年11月4日
42	急傾斜地の崩壊	当別町、当別町字金沢	当別金沢4-1	III-0-180-180-1	平成26年11月4日
43	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通、字上当別	当別金沢4-2	III-0-180-180-2	平成26年11月4日
44	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通	当別金沢4-3	III-0-180-180-3	平成26年11月4日
45	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢4-4	III-0-180-180-4	平成26年11月4日
46	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字中小屋	当別金沢4-5	III-0-180-180-5	平成26年11月4日
47	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢5	III-0-181-181	平成26年11月4日
48	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通	当別金沢6	III-0-182-182	平成26年11月4日
49	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢6-1	III-0-182-182-1	平成26年11月4日
50	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢、字樺戸通	当別金沢7	III-0-183-183	平成26年11月4日

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
51	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢7-1	III-0-183-183-1	平成26年11月4日
52	急傾斜地の崩壊	当別町字金沢	当別金沢7-2	III-0-183-183-2	平成26年11月4日
53	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋、字上当別	当別中小屋1	I-0-303-303	平成28年3月29日
54	急傾斜地の崩壊	当別町字茂平沢、字上当別	当別茂平沢1	II-0-241-241	平成28年3月29日
55	急傾斜地の崩壊	当別町字茂平沢	当別茂平沢2	II-0-570-2351	平成28年3月29日
56	急傾斜地の崩壊	当別町字上当別、字材木沢、字高岡	当別上当別1	II-0-237-237	平成30年3月2日
57	急傾斜地の崩壊	当別町字上当別	当別上当別3	III-0-179-179	平成30年3月2日
58	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別1	II-0-240-240	令和1年5月14日
59	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別2	II-0-242-242	令和1年5月14日
60	急傾斜地の崩壊	当別町字弁華別	当別弁華別3	II-0-243-243	令和1年5月14日
61	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別中小屋2	II-0-244-244	令和1年5月14日
62	急傾斜地の崩壊	当別町字獅子内	当別獅子内2	III-0-173-173	令和1年5月14日
63	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別青山4	III-0-187-187	令和1年5月14日
64	急傾斜地の崩壊	当別町字中小屋	当別青山3	III-0-186-186	令和2年4月14日
65	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥1	III-0-190-190	令和2年4月15日
66	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥4	III-0-193-193	令和2年4月16日
67	急傾斜地の崩壊	当別町字青山奥	当別青山奥6	III-0-195-195	令和2年4月17日

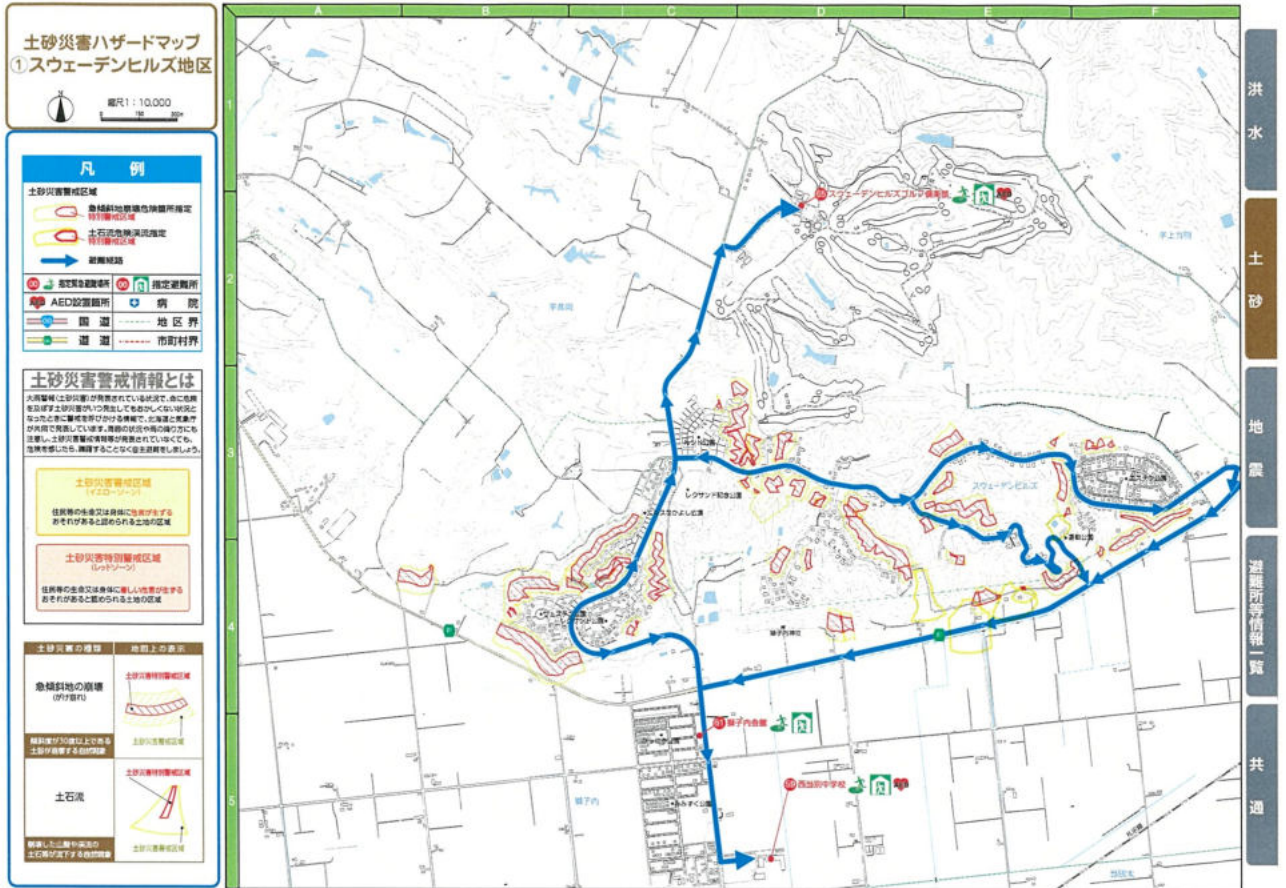
2 土石流 26箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	土石流	当別町獅子内、当別町スウェーデンヒルズ	獅子内3の沢	II-03-0020	平成26年11月4日
2	土石流	当別町獅子内	獅子内4の沢	II-03-0030	平成26年11月4日
3	土石流	当別町獅子内、当別町スウェーデンヒルズ	獅子内5の沢	II-03-0040	平成26年11月4日
4	土石流	当別町獅子内	獅子内6の沢	II-03-0050	平成26年11月4日
5	土石流	当別町スウェーデンヒルズ	処理場の沢	I-03-0060	平成26年11月4日
6	土石流	当別町、当別町字金沢、字樺戸通	金沢一の沢	II-03-0150	平成26年11月4日
7	土石流	当別町字金沢、字樺戸通、字上当別	金沢一の沢-1	II-03-0150-1	平成26年11月4日
8	土石流	当別町字金沢	金沢三の沢	II-03-0160	平成26年11月4日
9	土石流	当別町字金沢、字上当別	金沢四の沢	II-03-0170	平成26年11月4日
10	土石流	当別町字金沢、字樺戸通	金沢五の沢	II-03-0180	平成26年11月4日
11	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	温泉の沢	I-03-0230	平成28年3月29日
12	土石流	当別町字茂平沢	第二茂平沢川1の沢	II-03-0210	平成28年3月29日
13	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	茂平沢二の沢	II-03-0200	平成28年3月29日
14	土石流	当別町字茂平沢	獅子内二の沢-1	II-03-0200-1	平成28年3月29日
15	土石流	当別町字茂平沢、字上当別	モトナカゴヤの沢	II-03-0220	平成28年3月29日
16	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川1の沢	II-03-0090	平成30年3月2日
17	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川2の沢	II-03-0100	平成30年3月2日
18	土石流	当別町字上当別、字材木沢	材木川3の沢	II-03-0110	平成30年3月2日
19	土石流	当別町字材木沢、若葉	材木沢左股	II-03-0140	平成30年3月2日
20	土石流	当別町字材木沢、若葉	材木沢左股1の沢	II-03-0130	平成30年3月2日
21	土石流	当別町字材木沢、若葉	東材木上の沢	II-03-0120	平成30年3月2日
22	土石流	当別町字弁華別	永田の沢	II-03-0240	令和1年5月14日
23	土石流	当別町字弁華別	パンケチュウベシナイ1の沢	II-03-0250	令和1年5月14日
24	土石流	当別町字弁華別	阿蘇岩上の沢	II-03-0260	令和1年5月14日
25	土石流	当別町字弁華別、字青山	阿蘇岩下の沢	II-03-0270	令和1年5月14日
26	土石流	当別町字青山	十万坪向川の沢	II-03-0280	令和1年5月14日

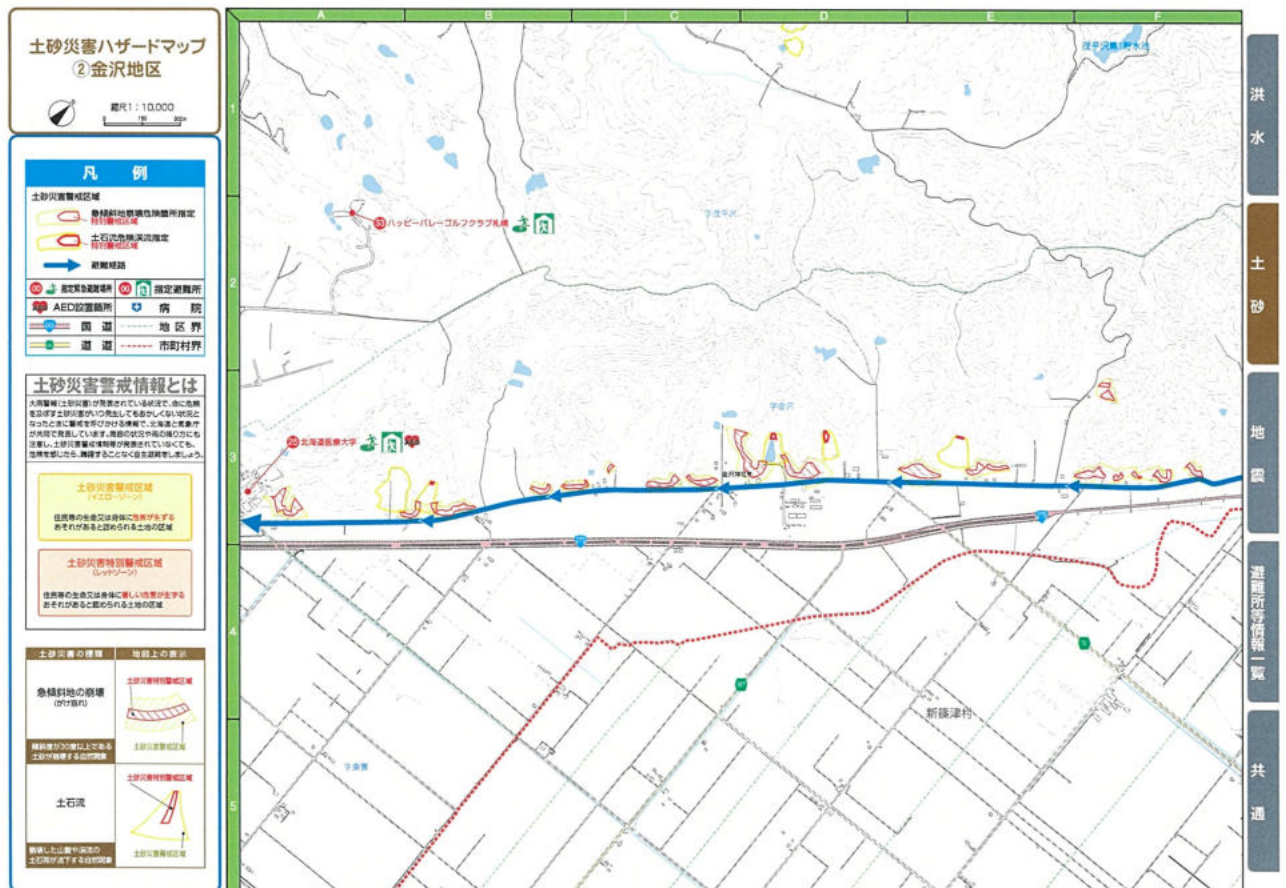
3 地すべり 3箇所

No.	現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定年月日
1	地すべり	当別町字青山、字青山奥	三番川小学校	0-6-6	令和2年4月14日
2	地すべり	当別町青山奥、字青山	沼の沢	0-8-8	令和2年4月14日
3	地すべり	当別町字青山奥四番川、字青山	四番川学校の裏	(4)-0-303-303-5001	令和2年4月14日

資料10-1 土砂災害警戒区域図（スウェーデンヒルズ地区）



資料10-2 土砂災害警戒区域図（金沢地区）



資料 1 1 山地災害危険箇所一覧

山腹崩壊危険地区 23箇所

No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	青山奥四番川	9	303-303-0009	金沢	17	303-303-5002	青山奥
2	303-303-0002	青山奥	10	303-303-0010	金沢	18	303-303-5003	青山奥
3	303-303-0003	青山奥	11	303-303-0011	金沢	19	303-303-5004	青山奥
4	303-303-0004	青山奥	12	303-303-0012	金沢	20	303-303-5005	青山奥
5	303-303-0005	青山	13	303-303-0013	茂平沢	21	303-303-5006	青山奥
6	303-303-0006	青山	14	303-303-0014	獅子内	22	303-303-5007	青山奥
7	303-303-0007	字青山	15	303-303-0015	獅子内	23	303-303-5008	青山奥
8	303-303-0008	中小屋	16	303-303-5001	青山奥			

地すべり崩壊危険地区 3箇所

No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	字青山奥	2	303-303-5001	青山奥	3	303-303-5002	青山奥

崩壊土砂流出危険地区 128箇所

No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所	No.	危険地番号	住所
1	303-303-0001	青山奥	44	303-303-5017	青山奥	87	303-303-0049	獅子内
2	303-303-0002	青山奥	45	303-303-5018	青山奥	88	303-303-0050	獅子内
3	303-303-0003	青山奥	46	303-303-5019	青山奥	89	303-303-0051	獅子内
4	303-303-0004	青山奥	47	303-303-5020	青山奥	90	303-303-0052	上当別
5	303-303-0005	青山奥	48	303-303-5021	青山奥	91	303-303-5038	青山奥
6	303-303-0006	字青山	49	303-303-5022	青山奥	92	303-303-5039	青山奥
7	303-303-0007	中小屋	50	303-303-5023	青山奥	93	303-303-5040	青山奥
8	303-303-0008	中小屋	51	303-303-5024	青山奥	94	303-303-5041	青山奥
9	303-303-0009	中小屋	52	303-303-5025	青山奥	95	303-303-5042	青山奥
10	303-303-0010	中小屋	53	303-303-5026	青山奥	96	303-303-5043	青山奥
11	303-303-0011	中小屋	54	303-303-5027	青山奥	97	303-303-5044	青山奥
12	303-303-0012	中小屋	55	303-303-5028	青山奥	98	303-303-5045	青山奥
13	303-303-0013	中小屋	56	303-303-5029	青山奥	99	303-303-5046	青山奥
14	303-303-0014	中小屋	57	303-303-5030	青山奥	100	303-303-5047	青山奥
15	303-303-0015	中小屋	58	303-303-5031	青山奥	101	303-303-5048	青山奥
16	303-303-0016	中小屋	59	303-303-5032	青山奥	102	303-303-5049	青山奥
17	303-303-0017	中小屋	60	303-303-5033	青山奥	103	303-303-5050	青山奥
18	303-303-0018	中小屋	61	303-303-5034	青山奥	104	303-303-5051	青山奥
19	303-303-0019	金沢	62	303-303-5035	青山奥	105	303-303-5052	青山奥
20	303-303-0020	金沢	63	303-303-5036	青山奥	106	303-303-5053	青山奥
21	303-303-0021	字金沢	64	303-303-5037	青山奥	107	303-303-5054	青山奥
22	303-303-0022	青山	65	303-303-0027	青山	108	303-303-5055	青山奥
23	303-303-0023	青山	66	303-303-0028	青山	109	303-303-5056	青山奥
24	303-303-0024	青山	67	303-303-0029	茂平沢	110	303-303-5057	奥山奥
25	303-303-0025	青山	68	303-303-0030	茂平沢	111	303-303-5058	青山奥
26	303-303-0026	青山	69	303-303-0031	茂平沢	112	303-303-5059	青山奥
27	303-303-0053	上当別	70	303-303-0032	青山	113	303-303-5060	青山奥
28	303-303-5001	青山奥	71	303-303-0033	弁華別	114	303-303-5061	青山奥
29	303-303-5002	青山奥	72	303-303-0034	弁華別	115	303-303-5062	青山奥
30	303-303-5003	青山奥	73	303-303-0035	弁華別	116	303-303-5063	青山奥
31	303-303-5004	青山奥	74	303-303-0036	弁華別	117	303-303-5064	青山奥
32	303-303-5005	青山奥	75	303-303-0037	弁華別	118	303-303-5065	青山奥
33	303-303-5006	青山奥	76	303-303-0038	木材沢	119	303-303-5066	青山奥
34	303-303-5007	青山奥	77	303-303-0039	材木沢	120	303-303-5067	青山奥
35	303-303-5008	青山奥	78	303-303-0040	木材沢	121	303-303-5068	青山奥
36	303-303-5009	青山奥	79	303-303-0041	木材沢	122	303-303-5069	青山奥
37	303-303-5010	青山奥	80	303-303-0042	木材沢	123	303-303-5070	青山奥
38	303-303-5011	青山奥	81	303-303-0043	木材沢	124	303-303-5071	字青山奥
39	303-303-5012	青山奥	82	303-303-0044	木材沢	125	303-303-5072	字青山奥
40	303-303-5013	青山奥	83	303-303-0045	上当別	126	303-303-5073	字青山奥
41	303-303-5014	青山奥	84	303-303-0046	高岡	127	303-303-5074	字青山奥
42	303-303-5015	青山奥	85	303-303-0047	高岡	128	303-303-0059	字中小屋
43	303-303-5016	青山奥	86	303-303-0048	獅子内			

※箇所図については、「北海道山地災害危険地区マップwebGIS」<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp> を参照

資料12

北海道雪害対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道教育委員会、札幌市、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、電源開発株式会社北海道事務所、北海道エアポート株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集及び発信
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部構成機関の職員の招集を求めることができる。

なお、雪害発生地域等の事情を踏まえ、必要に応じて、連絡部構成機関以外の関係機関の参加を要請することができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標 除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に係る特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、「積雪速報（今後の雪）」を札幌管区气象台のホームページに掲載する。

- (2) 北海道開発局
北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社
北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。
- (4) 北海道
北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。
また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。
- (5) 東日本高速道路株式会社北海道支社
東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

- (1) 北海道開発局
北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。
- (2) 北海道
北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

- (3) 東日本高速道路株式会社北海道支社
東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。
- (4) 北海道警察本部
北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社等
北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。
なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。
- (6) 東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社
東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社(以下「東日本電信電話株式会社北海道事業部等」という。)は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社
北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。
- (8) 北海道農政事務所
北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。
- (9) 北海道運輸局
北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、洪水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、要配慮者世帯の安否確認等への必要な協力など、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、SNS等による情報発信を行うほか、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道事業部等

東日本電信電話株式会社北海道事業部等は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、Web会議の活用や連絡調整員(リエゾン)の派遣などにより当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2 雪害情報の連絡体制を確立すること。

3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4 積雪における消防体制を確立すること。

5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。

7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1) 食料、燃料等の供給対策

(2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料 1 3 (石狩北部地区消防事務組合消防計画)

石狩北部地区消防事務組合消防計画

消 防 本 部

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織計画
 - 第1節 総則（第3条－第5条）
 - 第2節 平常時の事務及び編成（第6条－第8条）
 - 第3節 非常時の事務及び編成（第9条・第10条）
- 第3章 消防力等の整備計画
 - 第1節 総則（第11条）
 - 第2節 消防力等の現況（第12条）
 - 第3節 消防施設整備計画（第13条－第16条）
- 第4章 教育訓練計画
 - 第1節 総則（第17条）
 - 第2節 教養訓練（第18条－第21条）
- 第5章 災害予防計画
 - 第1節 総則（第22条）
 - 第2節 火災予防指導（第23条－第25条）
 - 第3節 火災予防査察計画（第26条）
 - 第4節 風水害等の予防指導（第27条）
 - 第5節 広報活動（第28条）
- 第6章 警報発令伝達計画
 - 第1節 総則（第29条）
 - 第2節 火災警報（第30条－第32条）
 - 第3節 その他の警報（第33条）
- 第7章 情報計画
 - 第1節 総則（第34条）
 - 第2節 情報収集（第35条）
 - 第3節 情報報告及び連絡（第36条）
 - 第4節 情報広報（第37条）
 - 第5節 情報記録（第38条）
- 第8章 避難計画
 - 第1節 総則（第39条）
 - 第2節 指示の基準（第40条）
 - 第3節 指示の伝達（第41条）
 - 第4節 避難場所の指定及び誘導方法（第42条－第44条）
- 第9章 応援協力計画
 - 第1節 総則（第45条）
 - 第2節 消防相互応援計画（第46条－第50条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に定める任務を遂行するための必要な事項を定めるほか、当別町地域防災計画、新篠津村地域防災計画及び石狩市地域防災計画（以下「関係市町村地域防災計画」という。）に定める消防が行う事務について必要な事項を定め、石狩北部地区消防事務組合（以下「組合」という。）の管内に発生する火災及びその他の災害を予防、警戒及び鎮圧するにあたって、消防機関がその機能のすべてを発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(計画の修正)

第2条 この計画は、組合管内に置ける消防事象の変化、消防の組織、機構及び施設等の整備にとともない、本計画に検討を加える必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

第2章 組織計画

第1節 総則

(目的)

第3条 本章に定める消防の組織、編成及び所掌事務は、平常時及び非常時の火災又はその他の災害に際し、消防隊の行う消防活動が迅速かつ的確に推進することを目的として定めるものとする。

(人員施設等の確保)

第4条 消防長は、本章に定める消防隊が強固な編成となるよう消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防事象等を考慮して、消防職員及び消防団員（以下「職団員」という。）の確保並びに消防施設の増強に努めなければならない。

(災害時における準用)

第5条 本章に定める消防隊の編成及び所掌事務は、火災以外の災害についても準用する。

第2節 平常時の事務及び編成

(平常時の消防本部、消防署及び消防団の事務機構及び事務分掌)

第6条 消防本部、消防署及び消防団（以下「消防本部等」という。）の配置管轄区域及び事務分掌は、石狩北部地区消防事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第5号）、石狩北部地区消防事務組合消防団条例（昭和45年石狩北部地区消防事務組合条例第6号）、石狩北部地区消防事務組合消防本部組織規則（平成7年石狩北部地区消防事務組合規則第5号）、石狩北部地区消防事務組合消防署の組織に関する規程（平成6年石狩北部地区消防事務組合訓令第2号）、石狩北部地区消防

事務組合消防団規則（昭和 45 年石狩北部地区消防事務組合規則第 5 号）石狩北部地区消防事務組合副管理者事務分担規程（平成 11 年石狩北部地区消防事務組合訓令第 1 号）の定めるところによる。

（平常時消防部隊の編成）

第 7 条 消防長は、通常火災及び通常災害（以下「災害等」という。）に備え消防部隊を常時編成しなければならない。

（消防部隊）

第 8 条 前条の消防部隊は、職団員で編成するものとする。

2 各隊の部隊編成は、消防長、消防署長及び消防団長が定める。

第 3 節 非常時の事務及び編成

（非常時の消防本部等の事務機構及び事務分掌）

第 9 条 消防長は、非常時の事務機構及び事務分掌を確立しなければならない。

（非常時消防部隊の編成等）

第 10 条 消防長は、前条の場合において必要と認めるときは、非常時消防部隊を編成するものとする。

第 3 章 消防力等の整備計画

第 1 節 総則

（目的）

第 11 条 本章に定める計画は、消防の人員、施設、機械器具及び資材等を逐年整備して消防力の増強を図り、かつそれらの消防施設等を良好な状態に維持管理するために必要な事項について定めるものとする。

第 2 節 消防力等の現況

（消防力等の現況）

第 12 条 消防長は、常に消防力等の現況を把握しなければならない。

第 3 節 消防施設整備計画

（消防本部等の整備）

第 13 条 消防本部等の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、当別町、新篠津村及び石狩市（以下「関係市町村」という。）の実態に合わせて消防体制の充実強化を図るものとする。

2 震災等を考慮し、庁舎の耐震性及び耐火性を図り、また非常電源装置等の電力を確保するものとする。

（消防車両等の整備）

第 14 条 消防車両及び資機材（以下「消防車両等」という。）の整備については、消防力の整備指針によるもののほか、中高層建築物火災、危険物火災及び特殊災害等に対応できるよう近代的な消防車両等の整備を図るものとする。

2 人命救助資機材の整備については、複雑多様な災害事故に迅速な対応がで

きるよう、近代的な資機材等の整備を図るものとする。

(通信施設の整備)

第15条 通信施設の整備については、災害等通報の受報体制の確立を行うとともに、消防部隊が迅速かつ的確に消防活動が行えるよう次により整備を図るものとする。

- (1) 消防部隊の出動指令体制の確立
- (2) 関係機関への通報体制の確立
- (3) 指揮本部からの指揮命令体制の確立

2 次に掲げる通信体制を確保するものとする。

- (1) 同時災害通報の受報体制の確保
- (2) 消防署、支署等間の消防専用電話回線の確保
- (3) 関係機関への直通電話回線の確保
- (4) 消防車両に車載用無線電話機の確保
- (5) 携帯用無線電話機の確保
- (6) 災害等情報連絡収集のための携帯電話機の確保

(一般施設の整備)

第16条 災害等の現場における職団員の諸行動を習熟させるために、必要な各種訓練施設の整備を図るものとする。

第4章 教育訓練計画

第1節 総則

(目的)

第17条 この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第52条の規定に基づき、職団員が消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のため、教育訓練を受けるとともに、火災又はその他の災害等において、消防活動が最も円滑、効果的に実践し得るよう定めることを目的とする。

第2節 教養訓練

(教養訓練の計画及び実施)

第18条 教養訓練は、職団員が職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、態度及び技能等を内容とするものとし、計画的に実施するものとする。

(教養訓練の分類)

第19条 教養訓練は、委託教養及び一般教養とする。

(委託教養)

第20条 委託教養は、次の各号に掲げる機関に職員を派遣して行うものとする。

- (1) 消防大学校
- (2) 北海道消防学校
- (3) 北海道市町村職員研修センター

(4) その他消防長が必要と認める機関

(一般教養)

第 21 条 一般教養は、組合及びそれぞれの所属において消防長及び消防署長(以下「消防長等」という。)が行うものとする。

研修項目	研修内容	研修期間	年間研修回数
新採用職員研修	1 消防組織法、消防法 2 地方公務員法 3 救急法、予防業務 4 訓練礼式、体育	5 日	1 回
イメージアップ研修	1 接遇要領	0.5 日	(隔日) 2 回
ステップアップ研修	1 組織における自己の役割 2 後輩指導	2 日	1 回
昇任者研修	1 倫理 2 部下指導要領 3 リーダーシップ論 4 消防訓練	1 日	2 回
新任係長研修	1 倫理 2 部下指導要領 3 リーダーシップ論 4 指揮訓練	1 日	1 回

第 5 章 災害予防計画

第 1 節 総則

(目的)

第 22 条 この計画は、災害を未然に防止し若しくは災害時に被害を最小限に止めるため、火災予防指導、火災予防査察、火災予防広報及び風水害の予防指導等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 節 火災予防指導

(防火管理に関する講習会)

第 23 条 消防法第 8 条第 1 項で定める防火管理者の資格を付与するため、毎年必要に応じて消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に定める消防長が行う防火管理者資格取得に関する講習会の実施計画をたて、学術及び技術的指導を行い、その向上を図るものとする。

(危険物取扱者への指導)

第 24 条 危険物による火災を防止するため、危険物取扱者に対し法令の遵守指導を行うものとする。

(自主防災組織等への指導)

第 25 条 自主防災組織その他の各種団体に対し、避難、通報の訓練及び初期消火方法等についての指導を行うものとする。

第 3 節 火災予防査察計画

(火災予防査察)

第 26 条 火災予防査察は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程（平成 17 年石狩北部地区消防事務組合訓令第 1 号）による。

第 4 節 風水害等の予防指導

(風水害等の予防指導)

第 27 条 暴風、豪雨及び洪水など自然現象によって、事前に被害の発生が予想され、あるいは巡視警戒等によって危険状態を察知し、被害の発生が予想される場合は、被害の発生、拡大を防止するため関係者等に予防指導をするものとする。

第 5 節 広報活動

(予防広報)

第 28 条 春季、秋季の火災予防運動、林野火災予防運動、歳末特別警戒、気象警報発令時及び強風時で火災発生のおそれが大であるときは、出火の未然防止を図るため、次の広報活動を行い住民に対する防火思想の普及徹底を図る。

- (1) 立看板の掲出、防火ポスター、防火チラシ等の配布掲示
- (2) 広報紙の発行
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 小中学生に対する防火思想の普及並びに作文の募集
- (5) 各種事業所及び団体に対する防火教室の実施
- (6) その他火災予防上必要な広報活動

第 6 章 警報発令伝達計画

第 1 節 総則

(目的)

第 29 条 本章に定める計画は、火災に関する警報の円滑な取扱を行い、警報発令の徹底と消防体制の強化を図り、火災予防及び消防警備の万全を期することを目的とする。

第 2 節 火災警報

(火災警報の発令)

第 30 条 火災警報の発令は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。
(警報の伝達及び周知)

第 31 条 警報の伝達及び周知は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

(火災警報の解除)

第 32 条 火災警報の解除は、石狩北部地区消防事務組合火災予防規程による。

第 3 節 その他の警報

(その他の警報の伝達及び周知)

第 33 条 消防長は、その他の警報を受理したときは、各消防署に伝達しなければならない。

2 津波警報が発表されたときは、地域住民へ周知徹底を図らなければならない。

第 7 章 情報計画

第 1 節 総則

(目的)

第 34 条 災害情報及び災害が発生したときの状況並びに被害状況を消防機関として迅速かつ的確に把握して、適切なる処置について定めるものとする。

第 2 節 情報収集

(情報収集)

第 35 条 消防長等は、災害が発生した場合及び各種警報が発表され、災害の発生のおそれがある場合は、直ちに災害等の状況について情報を調査収集するものとする。

第 3 節 情報報告及び連絡

(情報報告及び連絡)

第 36 条 消防長等は、調査収集した災害情報等について、必要に応じ関係機関に連絡するものとする。

第 4 節 情報広報

(情報広報)

第 37 条 消防長等は、被災地域の混乱防止及び人心の安定を図るため迅速かつ適切なる広報活動を行うものとする。

(1) 消防長等は、必要に応じ広報車等により住民に災害状況等を広報する。

(2) 消防長等は、必要に応じテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関等を通じ住民に災害状況等を広報する。

第 5 節 情報記録

(情報記録)

第 38 条 災害の情報は、被害状況の確認及び今後の災害対策資料とするため、災害状況調査表、報告書、記録写真、広報資料等を保存する。

第 8 章 避難計画

第 1 節 総則

(目的)

第 39 条 この計画は、災害が発生し又は発生が予想される場合において災害か

ら住民の生命、身体及び財産を保護し、かつこれらの災害から地域住民の避難誘導を的確に行うため、この計画を定めるものとする。

第2節 指示の基準

(指示の基準)

第40条 災害が発生し又は発生が予想される場合において、災害から人命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、市町村長の指示により消防長等は、住民に対して避難のため立ち退きを指示するものとする。

第3節 指示の伝達

(指示の伝達)

第41条 消防長等は、避難の指示を消防車両による広報と伝達員による各戸毎の伝達を行うものとする。

第4節 避難場所の指定及び誘導方法

(避難場所の指示)

第42条 避難場所にあつては、関係市町村地域防災計画に指定された場所とする。

(避難誘導方法)

第43条 誘導員は、混乱した避難者を鎮静して安全確実に避難させることを第一とし、行動の自由を確保するため、携帯品等は必要最小限とするよう指導に努めるものとする。

2 避難順位は通常、災害時要援護者を優先して行うものとする。

3 最も安全な避難経路を指示し、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し避難中の不慮の事故を防止するものとする。

4 避難開始とともに警察官の協力を求めて警戒区域を設定し、危険防止及びその他財産保護等必要な警戒連絡を行うものとする。

(避難誘導の任務分担及び区域)

第44条 避難誘導の任務分担及び区域（津波危険予想地域及び崖地崩壊危険地域）について、関係市町村地域防災計画に基づき、各消防署においてあらかじめ作成しておくものとする。

第9章 応援協力計画

第1節 総則

(目的)

第45条 この計画は、消防組織法第39条の規定に基づく、全国の市町村及び消防機関の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2節 消防相互応援計画

(北海道広域消防相互応援協定)

第46条 北海道内の市町及び消防一部事務組合相互の応援に関しては、「北海

道広域消防相互応援協定」(以下「協定」という。)に定めるところによる。

2 協定に基づく申し合わせ消防本部は、次のとおりとする。

- (1) 江別市消防本部
- (2) 小樽市消防本部
- (3) 増毛町消防本部
- (4) 岩見沢地区消防事務組合消防本部
- (5) 滝川地区広域消防事務組合消防本部
- (6) 札幌市消防局
(緊急消防援助隊)

第 47 条 全国の消防機関相互による援助体制に関しては、「緊急消防援助隊運用に関する要綱」に定めるところによる。

(北海道消防防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター等の応援協定)

第 48 条 北海道内の市町及び消防一部事務組合に対する航空応援に関しては、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に定めるところによる。

2 ドクターヘリコプターの要請については、「ドクターヘリコプター運行要領(運行主体：手稲溪仁会病院)」に定めるところによる。

3 ラピッドレスポンスビークルの要請については、「Rapid Response Vehicles(医師派遣用自動車)運用に係る協定書(運行主体：手稲溪仁会病院)」に定めるところによる。

(船舶火災に関する応援協定)

第 49 条 船舶火災の応援要請については、小樽海上保安部との船舶火災に関する業務協定に定めるところによる。

(関係機関との協力)

第 50 条 災害時の協力機関として、次の各機関と協議しておくものとする。

- (1) 関係市町村(災害対策本部)
- (2) 警察署
- (3) 水道事業者
- (4) 電力会社
- (5) ガス会社
- (6) その他

附 則

(施行期日)

この計画は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

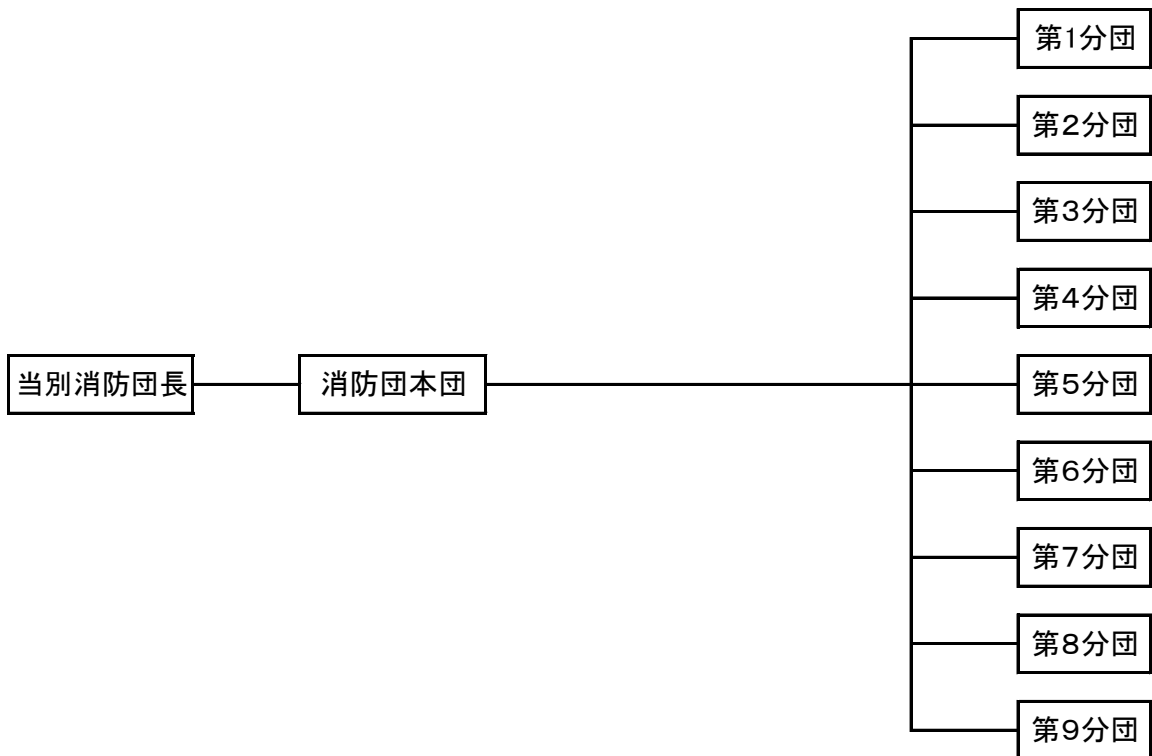
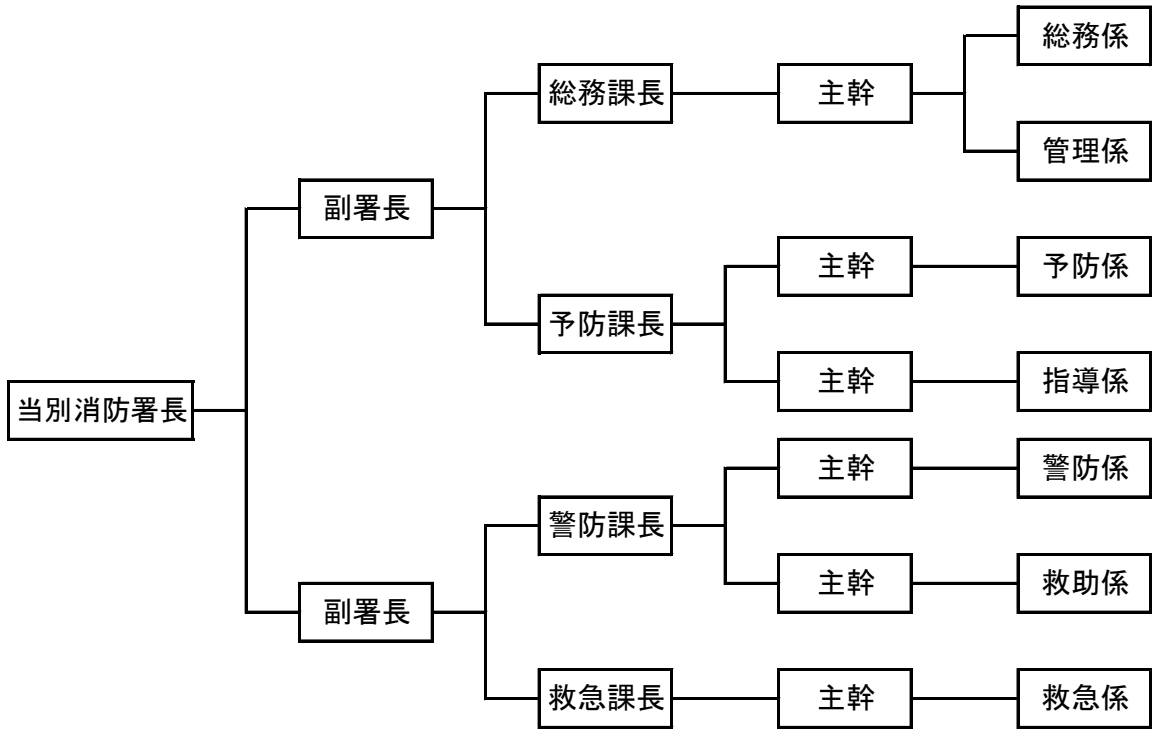
この計画は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この計画は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

資料14

消防組織の現況

令和5年4月1日現在



資料15-1 車両現況一覧(当別消防署)

配置場所	車種	型式	年式	エンジン 出力(CC)	購入年月日	ポンプ型式	級別
当別消防署	水槽付消防ポンプ車 自 動	ヒノQKG-FH 1AHAA改	H 26	8,860	H26. 7. 10	日本機械 R3	A 1
	化学消防ポンプ車 自 動	イスズ U-FTR32HB改	H 2	7,120	H 2. 12. 12	日本機械 V3000	A 1
	小型動力ポンプ付 水 槽	ヒノKL- FW1KXHA改	H 16	12,880	H16. 1. 22	高圧一段 タービンポンプ	B 2
	救 助 工 作 車	ヒノKC-FH 2KHCA改	H 8	13,260	H 8. 3. 29		
	高規格救急自動車	ニッサン 3BF-CS8E26改	R 5	2,488	R 5. 3. 6		
	非常用救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	H 29	2,690	H29. 2. 15		
	指 揮 車	トヨタ 3BF-00223K	R 5	2,700	R 5. 3. 24		
	指 揮 広 報 車	三菱 LDA-V98W	H 26	3,200	H26. 8. 20		
	連 絡 車	スズキ ABA-MA34S	H 22	1,320	H22. 2. 1		
	連 絡 車	ダイハツ 5BA-LA360S	R 2	658	R 2. 6. 28		
	資 機 材 搬 送 車	トヨタLDF- KDY281	H 29	2,980	H29. 11. 22		
	小 型 動 力 ポ ン プ	シバウラ TF-35	H 5	436	H 5. 11. 15	高圧一段 タービンポンプ	B 3
	小 型 動 力 ポ ン プ	シバウラ TF620MH	H 22	200	H22. 12. 7	高圧一段 タービンポンプ	B 3
	小 型 動 力 ポ ン プ	シバウラ FT500	H 29	436	H29. 11. 22	高圧一段 タービンポンプ	B 2
	救 助 用 ボ ー ト	アキレスワーク ボート SU-14	H 21		H21. 10. 13		
	救 助 用 ボ ー ト	アキレス LF-297WB	H 27		H27. 12. 1		
	船 外 機	トーハツ MFS30BEFG-L	H 21	526	H21. 10. 13		
	船 外 機	スズキ DT2S	H 7	50	H 7. 7. 3		
	ボ ー ト ト レ ー ラ ー	MIDWEST BR1820S	H 15		H15. 5. 30		

資料15-2 車両現況一覧(当別消防団)

令和5年4月1日現在

配置場所	車種	型式	年式	エンジン出力(CC)	購入年月日	ポンプ型式	級別
当別消防団 第1分団	水槽付消防ポンプ車 自 動	イズズU-FR R32FBV改	H 4	7,120	H 4.10.16	日本機械 R3	A 2
" 第2分団	水槽付消防ポンプ車 自 動	ヒノKC-FD 1JGBA改	H 11	7,960	H11. 3.30	日本機械 R3	A 2
	積 載 車	トヨタ M-YY51改	H 2	1,810	H 2.11.27		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	H 2	436	H 2.11.27	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第3分団	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2,980	R 3. 1.13		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 3. 1.13	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第4分団	積 載 車	トヨタ M-YY51改	S 63	1,810	S63. 8.18		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	H 5	436	H 5.11.15	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第5分団	積 載 車	トヨタ M-YY51改	H 2	1,810	H 2.11.27		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	H 2	436	H 2.11.27	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第6分団	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2,980	R 2. 3. 9		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 2. 3. 9	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第7分団	積 載 車	トヨタ M-YY51改	H 1	1,810	H 1.10.12		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-35	H 1	436	H 1.10.12	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第8分団	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 2	2,980	R 2. 3.25		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 2	436	R 2. 3.25	高圧一段 タービンポンプ	B 3
" 第9分団	積 載 車	トヨタ LDF-KDY281	R 3	2,980	R 3. 2.22		
	小型動力ポンプ	シバウラ TF-450	R 3	436	R 3. 2.22	高圧一段 タービンポンプ	B 3

消防水利施設の現況

地区別		消火栓	防火水槽
準市街地	当別	120	15
	太美	53	5
準ずる地域	スウェーデンヒルズ	23	6
	みどり野	12	4
	その他	40	17
合計		248	47

当別町防災備蓄計画

第Ⅱ期

(令和4年度～令和13年度)

令和4年4月

(最終改訂 令和5年3月)

当別町

目 次

はじめに	P 2
1 地域防災計画の現状と課題について	P 3
(1) 流通備蓄	P 3
(2) 保管備蓄	P 3
2 策定の基本的考え方について	P 4
(1) 物資供給対象者数	P 4
(2) 備蓄品目	P 5
(3) 備蓄目標	P 8
3 備蓄の考え方及び年次計画について	P 14
4 備蓄保管施設について	P 15
5 計画の取り進めについて	P 18
別表	P 18
策定・改正履歴	P 56

はじめに

町では、「当別町地域防災計画」に基づき、災害時における協力体制に関する各種協定等を計画的に締結し、不測の事態に備えて、必要最低限の非常食や生活必需品、各種資器材等の備蓄を行っています。

平成23年3月11日、三陸沖を震源とする東日本大震災では、マグニチュード9.0、最大震度7.2が観測され、死者15,899人、負傷者6,167人、行方不明者2,526人、建物被害について全壊、半壊合わせて405,117戸、道路損壊4,198か所、橋梁被害116か所など多くの尊い人命が失われ、ライフラインや交通手段が寸断し、自治体の公共施設においても大きな損害を受けました。※1

また、平成30年9月6日には、北海道胆振東部地震が発生し、本町においても震度4※2の揺れを観測するとともに、北海道全域が停電となる「ブラックアウト」の影響により、町内全域が停電する事態となりました。

さらに、近年では、急変する気象の影響により、集中豪雨による浸水や土砂災害、大雪・暴風雪による通行止め等が全国各地で頻発しており、町民の生命、身体及び財産を守る防災の取り組みは喫緊かつ最重要課題となっています。

このような状況を踏まえ、本計画では、災害時に迅速・円滑な応急対策活動に資する備蓄体制の確保を進めることにより、本町における持続可能なまちづくりを推進することを目的として、必要な物資の整備について定めるものです。

なお、この計画については、必要に応じ適宜見直しを行うこととします。

※1 各数値については、警察庁広報資料（R3.3.10）による。※2 気象庁資料（当別町白樺地点）による。

1 地域防災計画の現状と課題について

当別町地域防災計画では、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資及び防災資器材の整備に努めることとされ、災害時に緊急に必要な食料及び生活必需品の確保については、緊急物資調達に関する機関・業者との調達協定や相互応援協定の締結、公共備蓄すべき物資の備蓄に努めるとともに、物資の集積場所は、一時的に集積する拠点施設を選定し、そこを拠点に配布するように示されています。

(1) 流通備蓄

当別町における現在の備蓄状況及び調達に関する協定先は、次のとおりです。

会社名等	協定区分
(株)ラルズ	食料品等
北石狩農業協同組合	食料品等
(株)セコマ	食料品等
当別建設協会	資機材等
(株)共成レンテム	資機材等
当別町石油協会	燃料等
北海道薬剤師会札幌支部石狩支部	医薬品等
北海道コココーラボトリング(株)	飲料及び災害対応型自動販売機
北海道キリンビバレッジ	A E D搭載自動販売機
北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部	L P ガス等
(株)ロイズコンフェクト	食料品等
セブン-イレブン・ジャパン	食料品等
(株)トーモク札幌工場	段ボールベッド

(2) 保管備蓄

本町では、平成24年に策定した計画に基づき、食料や毛布等の保管備蓄を進めており、一定の備蓄を確保しています。

しかし、食料など保存期間が定まっている品目については、計画的に入れ替えを行うとともに、近年の社会情勢等を踏まえ、感染症対策にかかる物品や避難者の避難所における生活の質の向上に必要な物品などについて、新たに備蓄を検討する必要があります。

また、本町において、大規模災害が発生した場合、ライフラインの復旧や協定先の被災など、さまざまな理由から災害発生直後の物資の調達が困難になる事態も想定し、平常時から物資と量を決めた上で計画的に備蓄しておくことが必要です。

さらに、災害はいつ何処で発生するものか分からず、発生場所によって被害もさまざまであることから、備蓄物資については、来るべき災害に備え、当町の中でもより安全であり、物資の管理上適した場所に分散して保管しておくことが必要です。

2 策定の基本的考え方について

令和3年5月に国が策定した「防災基本計画」では、防災知識の普及の項目において、住民は「最低3日間、推奨1週間」分の物資の備蓄に努めるよう啓発することとされています。

また、防災の基本理念として、「国、地方公共団体及び指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を果たす」こと、周到かつ十分な災害予防として、「災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。」こととされています。

そのため、本計画では、大規模災害時に家屋の倒壊・消失等により避難した住民が、救援物資が到達するまでの間、避難所において最低限必要な食料・生活必需品及び行政の応急対策要員用の物資を選定し、本町が保管すべき備蓄物資を決定するものとします。

なお、本計画については適時見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正するものとします。

(1) 物資供給対象者数

「当別町耐震改修促進計画」において、「全国どこでも起こりうる直下の地震・マグニチュード6.9」発生時の想定被害状況が建物全壊棟数8.2%の想定結果となっています。

また、算定の根拠となる人口等は、令和3年10月現在とします。

$$\begin{aligned} \text{当別町の人口} & 15,498 \text{人} \times 8.2\% = 1,270 \text{人} \\ & 1,270 \text{人} \div 1,300 \text{人} \quad \text{と算定しました。} \end{aligned}$$

家屋の全壊により住む場所を失った方は、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ、物資の確保が困難と想定されます。

よって、物資供給対象者数は 1,300人 とします。

また、物資供給対象者数1,300人のうち、食料及び生活必需品について、個別対応が必要となる年齢区分を次のとおりとします。

【年齢区分及び町内人口】

年齢区分	町内人口	個別対応が必要となる主要備蓄品					
		液体ミルク	アルファ化米(粥)	紙おむつ(乳児用)	紙おむつ(幼児用)	紙おむつ(高齢者用)	生理用品
0歳	40	○		○			
1歳	61		○		○		
2、3歳	111				○		
80歳以上	1,808		○				
10～55歳女性	3,305						○
要介護認定3以上	359					○	

(2) 備蓄品目

備蓄品目については、緊急性があり、家屋が全壊又は焼失により避難した住民にとって災害発生から救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食料及び生活必需品などを選定します。

ア 食料

備蓄食料は、次の品目について備蓄します。

0歳 液体ミルク

1歳及び80歳以上 アルファ化米(粥)

粥(災害発生直後の一食目用。水が不要のもの)

2歳から79歳 アルファ化米

パン(災害発生直後の一食目用)

全年代 飲料水

(ア) アルファ化米

比較的日常生活の主食に近い米飯であるアルファ化米を備蓄します。なお、複数回の食事を想定し、複数の品目を備蓄します。

(イ) パン

災害発生直後は、湯を沸かせない状況も想定されることから、災害発生直後の一食目用として水が不要なパンを備蓄します。

(ウ) アルファ化米(粥)

高齢者及び離乳食を必要とする幼児を対象とし、アルファ化米(粥)を備蓄します。

(エ) 粥(水が不要のもの)

災害発生直後は、湯を沸かせない状況も想定されることから、高齢者及び離乳食を必要とする幼児の災害発生直後の1食目用として水が不要な粥を備蓄します。

(オ) 飲料水

水道が震災により断水される可能性があるため、飲料水を備蓄します。

- (カ) 液体ミルク
乳児を対象とし、ミルクを備蓄します。発災初期の断水等も想定し、液体ミルクを選定します。

- イ 生活必需品
避難所生活において必要となる次の品目について備蓄します。
 - (ア) 毛布
防寒及び身体の苦痛緩和対策として、毛布を備蓄します。
 - (イ) 備蓄マット
防寒及び身体の苦痛緩和対策として、避難所の床に布設するマットを備蓄します。
 - (ウ) 段ボールベッド
子ども（0～15歳）及び高齢者（60歳以上）を対象とし、段ボールベッドを備蓄します。

- ウ 感染症対策用品
感染症対策用として、次の品目について備蓄します。
 - (ア) マスク
避難者及び災害対策本部等で従事する職員用として、使い捨てのサージカルマスクを備蓄します。
 - (イ) 手指消毒剤
避難者及び災害対策本部等で従事する職員用として、手指消毒剤を備蓄します。

- エ 情報伝達器具
災害時の情報伝達器具として、次の品目について備蓄します。
 - (ア) 拡声器
主要避難所（7か所。総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校。以下同じ。）及び災害対策本部用として、拡声器を備蓄します。
 - (イ) 携帯ラジオ
主要避難所及び災害対策本部用として、携帯ラジオを備蓄します。
 - (ウ) 防災用移動デジタル無線
指定避難所及び災害対策本部用として、防災用移動デジタル無線を備蓄します。

- オ 衛生関係用品
災害時の衛生関係用品として、次の品目について備蓄します。
 - (ア) 簡易トイレ
主に避難所用として、簡便に設置でき水を使用しない簡易トイレを備蓄します。

- (イ) 簡易トイレ用汚物処理用品
主に避難所に設置する簡易トイレで使用する汚物処理用品を備蓄します。
- (ウ) トイレト紙
主に避難所に設置する簡易トイレで使用するトイレト紙を備蓄します。
- (エ) ウェットティッシュ
主に避難所で使用する衛生用品として、ウェットティッシュを備蓄します。
- (オ) おむつ (子ども用)
主に避難所に避難する乳幼児用として、子ども用おむつを備蓄します。
- (カ) おむつ (大人用)
主に避難所に避難する介助が必要な方用として、大人用おむつを備蓄します。
- (キ) 生理用品
主に避難時に避難する生理用品が必要な方用として、生理用品を備蓄します。
- (ク) ごみ袋
主に避難所で使用する衛生用品として、ごみ袋を備蓄します。

カ 資器材等

災害時の停電や防寒、避難所設営等に活用が可能な資器材等として、次の品目について備蓄します。

- (ア) 発電機
停電により電気が使用できない際の非常用発電機を備蓄します。なお、機種については取扱いが簡易な移動式の発電機を備蓄することとし、大型のエンジン式発電機等については、必要に応じ災害時の応援協定を締結している事業者より支援を受けることとします。
- (イ) 照明器具
停電により電気が使用できない際の非常用発電機を備蓄します。なお、種類については充電式や太陽光発電式によるLED照明を備蓄します。
- (ウ) 資器材等
救助用に次の資器材を1組にして備蓄します。
平バール、大ハンマ、スコップ、ボルトクリッパー、バチツルハシ、レスキューアックスオノ、折込ノコギリ、ロープ、滑り止め軍手、ゴーグル、防塵マスク、サバイバルシート、ホイッスル、救急パック (伸縮パック・カット絆・ワンタッチパット)、ショルダー式布担架、ヘルメット
- (エ) テント
主に避難所用として、テントを備蓄します。
- (オ) パーテーション
主に避難所用として、パーテーションを備蓄します。
- (カ) 冬期対策用ストーブ
冬期間の避難者に対する防寒対策として、移動式灯油ストーブを備蓄します。

(3) 備蓄目標

食料及び生活必需品について、物資供給対象者数1,300人に対して、次の目標で備蓄します。
ただし、個別対応が必要な備蓄品については、それぞれ該当人数から算出した物資供給対象者数を元に備蓄します。

ア 食料

(ア) アルファ化米

1人当たり1日3食分とし、3日分を備蓄します。ただし、災害発生直後は水が不要なパンの提供を想定することから、1日目は2食分とします。

対象者数 2～79歳 13,519人

$13,519人 \times 8.2\% \div 1,200人$

【目標数量】

1日目 $1,200人 \times 2食 \times 1日分 = 2,400食$

2,3日目 $1,200人 \times 3食 \times 2日分 = 7,200食$

合計 9,600食

(イ) パン

災害発生直後の提供を想定し、1食分を備蓄します。

対象者数 2～79歳 13,519人

$13,519人 \times 8.2\% \div 1,200人$

【目標数量】

$1,200人 \times 1食 = 1,200食$

(ウ) アルファ化米(粥)

1人当たり1日3食分とし、3日分を備蓄します。ただし、災害発生直後は水が不要な粥の提供を想定することから、1日目は2食分とします。

対象者数 1歳、80歳以上 1,869人

$1,869人 \times 8.2\% \div 200人$

【目標数量】

1日目 $200人 \times 2食 \times 1日分 = 400食$

2,3日目 $200人 \times 3食 \times 2日分 = 1,200食$

合計 1,600食

(エ) 粥(水が不要のもの)

高齢者及び離乳食を必要とする幼児への災害発生直後の提供を想定し、1食分を備蓄します。

対象者数 1歳、80歳以上 1,869人

$1,869人 \times 8.2\% \div 200人$

【目標数量】

$200人 \times 1食 = 200食$

(オ) 飲料水 (1, 500ml)

1人当たり1日1本とし、3日分を備蓄します。

【目標数量】

1,300人×3本= 3,900本

(カ) 液体ミルク

1人当たり1日1,000mlとし、3日分を備蓄します。

対象者数 0歳 40人

40人×8.2%≒4人

【目標数量】

缶(240ml)に入った品を想定し、1人当たり1日5缶とします。

4人×5缶×3日分=60缶

イ 生活必需品

(ア) 毛布

1人当たり2枚として備蓄します。

【目標数量】

1,300人×2枚= 2,600枚

(イ) 備蓄マット

1人当たり1枚として備蓄します。

1,300人×1枚= 1,300枚

(ウ) 段ボールベッド

1人当たり1台を備蓄します。

対象者数 0~15歳及び60歳以上 8,222人

8,222人×8.2%≒700人

【目標数量】

700人×1台= 700台

ウ 感染症対策用品

(ア) マスク

1人当たり1日1枚とし、3日分を備蓄します。

対象者数 避難者 1,300人

対策本部 200人

合計 1,500人

【目標数量】

1,500人×1枚×3日分=4,500枚

(イ) 手指消毒剤

災害対策本部用として、消毒回数を1人当たり1日2回とし、3日分を備蓄します。

避難所用として、規模の大きい避難所は5本分（1L）、規模の小さい避難所は2本分（1L）を備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部用 $200人 \times 5m1 \times 2回 \times 3日分 = 6L$

1本（1L）の品を想定 6本

避難所用 大規模避難所（15か所。総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園、当別高校、北海道医療大学、ハッピーバレーゴルフクラブ、石狩平原カントリークラブ、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校、ふとみ銘泉、北欧の風道の駅とうべつ、スウェーデンヒルズゴルフ倶楽部、総合保健福祉センターゆとろ。以下同じ。）は、各施設に5本。

$15か所 \times 5本 = 75本$

小規模避難所（12か所。ふれあい倉庫、旧弁華別中学校、青山会館、旧中小屋小学校、中小屋温泉、東裏地域会館、南部地域会館、東蕨岱会館、川下会館、当別太会館、獅子内会館、高岡会館。以下同じ。）は、各施設に2本。

$12か所 \times 2本 = 24本$

合計 99本

エ 情報伝達器具

(ア) 拡声器

災害対策本部用として2台、主要避難所用として7台を備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部用2台＋主要避難所用7台＝9台

(イ) 携帯ラジオ

災害対策本部用として2台、主要避難所用として7台を備蓄します。携帯ラジオは、手回し充電機能のものを中心に備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部用2台＋主要避難所用7台＝9台

(ウ) 防災用移動デジタル無線

災害対策本部用1台、主要避難所のうち、総合体育館及び西当別コミュニティーセンター用として2台を整備します。

【目標数量】

災害対策本部用1台＋主要避難所2台＝3台

オ 衛生関係用品

(ア) 簡易トイレ

大規模避難所は、各施設に4台。15か所×4台=60台。

小規模避難所は、各施設に2台。12か所×2台=24台。

本部等（予備含む。）6台 合計90台

(イ) 簡易トイレ用汚物処理用品

簡易トイレ用汚物処理用品（専用凝固剤及び汚物処理袋）は、トイレの利用回数を1人当たり1日5回とし、3日分を備蓄します。

【目標数量】

1,300人×5回×3日分=19,500回分

(ウ) トイレトペーパー

トイレトペーパーは、1人当たり1日8m分とし、3日分を備蓄します。

【目標数量】

1,300人×8m×3日分=31,200m分

（1ロール50mとすると、624ロール。）

(エ) ウェットティッシュ

ウェットティッシュは、1世帯（4人と仮定。）に1日2パック（30枚入り程度）とし、3日分を備蓄します。

【目標数量】

1,300人÷4人×2×3日分=1,950パック≒2,000パック

(オ) おむつ（子ども用）

おむつ（子ども用）は、0歳から3歳を対象とします。

対象人数は、乳児（0歳）40人、幼児（1～3歳）172人。

1人当たり1日10枚使用とし、3日分を備蓄します。

【避難想定者数】

乳児 40人×8.2%=3.28人≒4人

幼児 172人×8.2%=14.1人≒15人

【目標数量】

乳児 4人×10枚×3日分=120枚

幼児 15人×10枚×3日分=450枚

(カ) おむつ（大人用）

おむつ（大人用）は、要介護度3以上の者を対象とします。1人当たり1日5回とし、3日分を備蓄します。

要介護度3以上 359人

【避難想定者数】

避難者数 359人×8.2%=29.43人≒30人

【目標数量】

30人×5枚×3日分=450枚

(キ) 生理用品

生理用品は、10～55歳の女性を対象とします。1人当たり1日8枚とし、3日分を備蓄します。

10～55歳の女性 3,305人

【避難想定者数】

3,305人×8.2% = 271.01人 ≒ 272人

ただし、一か月4週とし、生理用品が必要な人数を4分の1とする。

272人÷4週 = 68人

【目標数量】

68人×8枚×3日分 = 1,632枚

(ク) ごみ袋

大規模避難所は、各施設に30枚とする。15か所×30枚 = 450枚。

小規模避難所は、各施設に10枚とする。12か所×10枚 = 120枚。

本部用は、30枚とする。

【目標数量】

600枚

カ 資器材等

(ア) 発電機

災害対策本部や主要避難所等で自家発電機等が設置されていない箇所について備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部1台 + 主要避難所6台 + 福祉避難所1台 = 8台

※主要避難所のうち、総合体育館は太陽光発電設備及び蓄電池を設置しているため、対象としない。

(イ) 照明器具

災害対策本部や指定避難所等用として備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部及び大規模避難所（ただし、総合体育館を除く。）14か所について、投光器4個及びLEDランタン10個

投光器 15か所×4個 = 60個

LEDランタン 15か所×10個 = 150個

小規模避難所12か所について、投光器2個及びLEDランタン10個

投光器 12か所×2個 = 24個

LEDランタン 12か所×10個 = 120個

合計 投光器 84個

LEDランタン 270個

(ウ) 資器材等

資器材については、災害対策本部及び太美町汚水処理センターに備蓄します。

【目標数量】

災害対策本部 1 組 + 太美町汚水処理センター 1 組 = 2 組

(エ) テント

テントについては、大規模避難所に備蓄します。

【目標数量】

1 5 張

(オ) パーテーション

パーテーションについては、避難所における感染症対策及びプライバシーへの配慮のため、必要分を備蓄します。

【目標数量】

パーテーション (小) 2 4 張

パーテーション (中) 1 5 張

パーテーション (大) 1 0 0 張

(カ) 冬期対策用ストーブ

移動式灯油ストーブについては、災害対策本部及び主要避難所に備蓄します。なお、保管場所は、各避難所のほか、必要に応じ、総合体育館、白樺コミュニティーセンター、旧当別小学校、とうべつ学園分は役場防災倉庫に、西当別コミュニティーセンター、西当別小学校、西当別中学校分は太美町汚水処理センターに保管します。

【目標数量】

災害対策本部 3 台 + 主要避難所用 3 1 台 = 3 4 台

3 備蓄の考え方及び年次計画について

各備蓄品を備蓄する際の考え方について、次のとおりとし、防災備蓄年次計画を別表1のとおり定めます。

また、各備蓄品ごとの詳細計画については、別表2-1から2-30のとおりとします。

(1) 食料

アルファ化米、パン、アルファ化米（粥）、粥（水が不要のもの）、飲料水及び液体ミルクは、計画的に備蓄します。

また、アルファ化米、パン、アルファ化米（粥）及び粥（水が不要のもの）については、想定する保存期限である5年、飲料水については、想定する保存期限である10年を踏まえ、残存期限が1年となった時点で入れ替える（ローリングストック）計画とします。（別表3～7）

なお、賞味期限が1年を切った食料については、自主防災組織の訓練や啓発講座の開催時や小・中学校の防災教育、町で開催するイベントなどで活用することにより、防災意識の醸成を図ります。

(2) 生活必需品

毛布、備蓄マット及び段ボールベッドは、計画的に備蓄します。

また、真空パックした製品を購入するなど、長期保存を見据えて備蓄を進めます。

(3) 感染症対策用品

マスク、手指消毒剤は、使用期限を踏まえながら計画的に備蓄します。

また、防災教育やイベント等での使用により、防災意識の醸成を図ります。

(4) 情報伝達器具

拡声器、携帯ラジオ及び防災用移動デジタル無線は、耐用年数等を踏まえながら計画的に備蓄します。

(5) 衛生関係用品

簡易トイレ（処理用品含む）は、耐用年数等を踏まえながら計画的に備蓄します。

トイレットペーパー、ウェットティッシュ、おむつ、生理用品及びごみ袋は使用期限を踏まえながら計画的に整備します。また、防災教育やイベント等での使用により、防災意識の醸成を図ります。

(6) 資器材等

発電機、照明器具、資器材等、テント、パーテーション及び冬期対策用ストーブは、耐用年数等を踏まえながら計画的に備蓄します。

4 備蓄保管施設について

備蓄品の保管について、災害時に迅速な供給を図るため、分散して備蓄します。

現在、当別町には、指定避難所に指定されている施設が26か所ありますが、備蓄を行うに当たり、収容規模が大きい施設を優先し、本町地区と太美地区のバランスを考慮したうえで、主な食料であるアルファ化米及び飲料水の備蓄施設を表1-1、1-2のとおり選定するとともに、収容人数の割合から想定物資供給対象者数を設定しました。

ただし、施設によっては備蓄品を保管する場所が確保できない場合もあるため、災害時に防災拠点となる当別町役場防災倉庫と当別消防署、平成29年度に開設した北欧の風道の駅とうべつ敷地内に設置した防災倉庫及び令和2年度に総合保健福祉センターゆとろ敷地内に設置した防災倉庫についても、必要に応じ各種備蓄品の備蓄場所とします。

また、太美地区については、避難者の多い避難所への物資供給を考慮し、太美町污水处理センターを備蓄場所として使用します。

なお、各備蓄施設における備蓄量の基となる物資供給対象者数は、各避難所の想定収容人数から算定し、各施設の備蓄スペースも考慮しながら備蓄を進めることとします。

表1-1 備蓄施設及び想定物資供給対象者数（アルファ化米）

地区	備蓄施設	収容人数 (人)	人数比率 (%)	想定物資供給対象者数
本町地区	当別町役場防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	当別消防署	-	-	(予備分を備蓄)
	ゆとろ防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	当別町総合体育館	707	33.94%	407≒410
	旧当別小学校	756	11.82%	141≒140
	とうべつ学園	639	12.12%	145≒150
	小計	2,102	57.88%	700
太美地区	太美町污水处理センター	-	-	(予備分を備蓄)
	北欧の風道の駅とうべつ防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	西当別コミュニティーセンター	602	23.02%	276≒280
	西当別小学校	605	9.70%	116≒110
	西当別中学校	644	9.40%	112≒110
	小計	1,851	42.12%	500
合計		3,953	100.00%	1,200

表 1 - 2 備蓄施設及び想定物資供給対象者数（飲料水）

地区	備蓄施設	収容人数 (人)	人数比率 (%)	想定物資供給対象者数
本町地区	当別町役場防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	当別消防署	-	-	(予備分を備蓄)
	ゆとろ防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	当別町総合体育館	707	33.94%	442≒440
	旧当別小学校	756	11.82%	154≒150
	とうべつ学園	639	12.12%	157≒160
	小計	2,102	57.88%	750
太美地区	太美町污水处理センター	-	-	(予備分を備蓄)
	北欧の風道の駅とうべつ防災倉庫	-	-	(予備分を備蓄)
	西当別コミュニティーセンター	602	23.02%	300
	西当別小学校	605	9.70%	126≒130
	西当別中学校	644	9.40%	122≒120
	小計	1,851	42.12%	550
合計		3,953	100.00%	1,300

各避難施設の物資供給対象者数を基に、備蓄品数量を設定します。

ただし、食料のうち、アルファ化米及び飲料水の備蓄品数量について、備蓄施設の備蓄スペース及び管理等を考慮し、最低1日分の食料等を備蓄することとし、2日目以降分については、当別町役場、太美町污水处理センター等に備蓄し、災害が発生した場合は、避難状況をみながら物資が不足している避難所に運搬します。

表2 食料（アルファ化米及び飲料水）の備蓄品数量

地区	備蓄施設	品目	想定物資供給 対象者数	1日分	2日分	3日分
本町地区	当別町総合体育館	アルファ化米	410	1,230	2,460	3,690
		飲料水	440	440	880	1,320
	旧当別小学校	アルファ化米	140	420	840	1,260
		飲料水	150	150	300	450
	とうべつ学園	アルファ化米	150	450	900	1,350
		飲料水	160	160	320	480
	小計	アルファ化米	700	2,100	4,200	6,300
		飲料水	750	750	1,500	2,250
太美地区	西当別コミュニティー センター	アルファ化米	280	840	1,680	2,520
		飲料水	300	300	600	900
	西当別小学校	アルファ化米	110	330	660	990
		飲料水	130	130	260	390
	西当別中学校	アルファ化米	110	330	660	990
		飲料水	120	120	240	360
	小計	アルファ化米	500	1,500	3,000	4,500
		飲料水	550	550	1,100	1,650
合計	アルファ化米	1,200	3,600	7,200	10,800	
	飲料水	1,300	1,300	2,600	3,900	

5 計画の取り進めについて

「防災備蓄年次計画」(別表1)に基づき、備蓄保管場所の施設管理者と協議を行いながら、計画的に備蓄を推進するとともに、備蓄品の適正管理に努めます。

なお、本計画については適時見直しを行い、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正するものとします。

資料（別表）

防災備蓄年次計画

(別表1)

No.	品目	項目	第1期期間		第2期(本計画)期間								
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
1	アルファ化米	計画備蓄数	8,400	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
		累計備蓄数	15,100	13,350	12,300	10,800	11,600	11,700	11,400	11,100	11,000	10,800	10,800
		当該年度備蓄数	2,000	2,800	3,000	3,000	2,800	2,900	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
2	パン	計画備蓄数	0	0	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		累計備蓄数	0	0	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		当該年度備蓄数	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300
3	アルファ化米(粥)	計画備蓄数	0	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		累計備蓄数	950	450	900	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		当該年度備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
4	粥(水が不要のもの)	計画備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	200
		累計備蓄数	0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	200
		当該年度備蓄数	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50
5	飲料水	計画備蓄数	4,200	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
		累計備蓄数	3,822	4,206	3,950	4,024	4,124	4,524	4,620	4,020	4,500	4,000	4,000
		当該年度備蓄数	900	400	480	640	400	400	400	400	480	400	400
6	液体ミルク	計画備蓄数	0	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		累計備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
		当該年度備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
7	毛布	計画備蓄数	1,400	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
		累計備蓄数	1,528	1,528	1,728	1,928	2,128	2,328	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
		当該年度備蓄数	200	0	200	200	200	200	272	0	0	0	0
8	備蓄マット	計画備蓄数	707	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
		累計備蓄数	1,010	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,300	1,300	1,300
		当該年度備蓄数	200	200	0	0	0	0	0	90	0	0	0
9	段ボールベッド	計画備蓄数	707	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
		累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	マスク	計画備蓄数	0	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		累計備蓄数	0	1,100	2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
		当該年度備蓄数	0	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100
11	手指消毒剤	計画備蓄数	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
		累計備蓄数	0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	150
		当該年度備蓄数	0	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
12	拡声器	計画備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	携帯ラジオ	計画備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	防災用移動デジタル無線	計画備蓄数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		累計備蓄数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		当該年度備蓄数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	簡易トイレ	計画備蓄数	0	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
		累計備蓄数	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64
		当該年度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
16	簡易トイレ用汚物処理用品	計画備蓄数	0	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
		累計備蓄数	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		当該年度備蓄数	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
17	トイレ用ペーパー	計画備蓄数	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624	624
		累計備蓄数	0	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624
		当該年度備蓄数	0	0	624	0	0	0	0	0	0	0	0
18	ウェットティッシュ	計画備蓄数	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		累計備蓄数	0	200	400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000
		当該年度備蓄数	0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
19	おむつ(子ども(乳児)用)	計画備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		累計備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
		当該年度備蓄数	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	おむつ(子ども(幼児)用)	計画備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
		累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
		当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	おむつ(大人用)	計画備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
		累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
		当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	生理用品	計画備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
		累計備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
		当該年度備蓄数	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	ゴミ袋	計画備蓄数	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
		累計備蓄数	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
		当該年度備蓄数	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	発電機	計画備蓄数	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		累計備蓄数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	投光器	計画備蓄数	0	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
		累計備蓄数	4	4	16	28	40	52	64	76	84	84	84
		当該年度備蓄数	0	0	12	12	12	12	12	12	8	0	0
26	ランタン	計画備蓄数	0	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270
		累計備蓄数	139	139	189	239	270	270	270	270	270	270	270
		当該年度備蓄数	0	0	50	50	31	0	0	0	0	0	0
27	資器材等	計画備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	テント	計画備蓄数	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		累計備蓄数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	パーテーション	計画備蓄数	0	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
		累計備蓄数	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	冬期対策用ストーブ	計画備蓄数	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
		累計備蓄数	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
		当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

アルファ化米(白米)(5年保存)

(別表2-1)

項目	第Ⅰ期				第Ⅱ期						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数	8,400	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
合計備蓄数	15,100	12,950	11,700	10,800	11,600	11,700	11,400	11,100	11,000	10,800	10,800
当該年度備蓄数	2,000	2,800	3,000	3,000	2,800	2,900	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
五目ごはん	1,000	1,150	1,300	1,200	1,200	1,150	1,250	1,100	1,100	1,050	1,250
わかめごはん	500	1,150	1,300	1,200	950	1,150	1,250	1,100	1,100	1,050	1,250
ドライカレー	500	500	400	600	650	600	200	500	500	600	200
役場防災倉庫											
当該年度備蓄数	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000	0	0	0
五目ごはん				400				400			
わかめごはん				400				400			
ドライカレー				200				200			
施設累計備蓄数	1,250	1,250	1,250	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
五目ごはん	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
わかめごはん	350	350	350	400	400	400	400	400	400	400	400
ドライカレー	500	500	500	200	200	200	200	200	200	200	200
総合体育館											
当該年度備蓄数	0	700	0	0	0	700	0	0	0	700	0
五目ごはん		300				300				300	
わかめごはん		300				300				300	
ドライカレー		100				100				100	
施設累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
五目ごはん	350	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
わかめごはん	350	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
ドライカレー	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総合保健福祉センターゆとり											
当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五目ごはん											
わかめごはん											
ドライカレー											
施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五目ごはん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わかめごはん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署											
当該年度備蓄数	1,000	1,000	500	1,000	1,800	1,100	700	1,000	1,800	1,100	700
五目ごはん	500	400	200	400	700	400	300	400	700	400	300
わかめごはん	250	400	200	400	700	400	300	400	700	400	300
ドライカレー	250	200	100	200	400	300	100	200	400	300	100
施設累計備蓄数	4,200	3,250	3,750	3,500	4,300	4,400	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
五目ごはん	900	1,300	1,500	1,500	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
わかめごはん	2,650	1,100	1,300	1,250	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
ドライカレー	650	850	950	750	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
汚水処理センター											
当該年度備蓄数	1,000	800	900	1,000	800	800	500	700	900	600	500
五目ごはん	500	300	300	400	500	300	200	300	400	200	200
わかめごはん	250	300	300	400	250	300	200	300	400	200	200
ドライカレー	250	200	300	200	250	200	100	100	100	200	100
施設累計備蓄数	6,300	5,200	4,100	3,700	3,700	3,700	3,300	3,000	2,900	2,700	2,700
五目ごはん	2,300	2,600	1,900	1,500	1,500	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,100
わかめごはん	3,750	2,150	1,450	1,250	1,250	1,250	1,150	1,050	1,200	1,100	1,100
ドライカレー	250	450	750	950	950	950	750	650	500	500	500
旧当別小学校											
当該年度備蓄数	0	0	400	0	0	0	400	0	0	0	400
五目ごはん			200				200				200
わかめごはん			200				200				200
ドライカレー											
施設累計備蓄数	450	450	400	400	400	400	400	400	400	400	400
五目ごはん	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
わかめごはん	250	250	200	200	200	200	200	200	200	200	200
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園											
当該年度備蓄数	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200
五目ごはん			100				100				100
わかめごはん			100				100				100
ドライカレー											
施設累計備蓄数	350	350	200	200	200	200	200	200	200	200	200
五目ごはん	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100
わかめごはん	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター											
当該年度備蓄数	0	0	300	0	0	0	200	0	0	0	200
五目ごはん			150				100				100
わかめごはん			150				100				100
ドライカレー											
施設累計備蓄数	350	350	300	300	300	300	200	200	200	200	200
五目ごはん	150	150	150	150	150	150	100	100	100	100	100
わかめごはん	200	200	150	150	150	150	100	100	100	100	100
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校											
当該年度備蓄数	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200
五目ごはん			100				100				100
わかめごはん			100				100				100
ドライカレー											
施設累計備蓄数	250	250	200	200	200	200	200	200	200	200	200
五目ごはん	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100
わかめごはん	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校											
当該年度備蓄数	0	0	200	0	0	0	200	0	0	0	200
五目ごはん			100				100				100
わかめごはん			100				100				100
ドライカレー											
施設累計備蓄数	250	250	200	200	200	200	200	200	200	200	200
五目ごはん	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
わかめごはん	150	150	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅											
当該年度備蓄数	0	300	300	0	0	300	300	0	0	300	300
五目ごはん			150			150	150			150	150
わかめごはん			150			150	150			150	150
ドライカレー											
施設累計備蓄数	1,000	900	600	600	600	600	600	600	600	600	600
五目ごはん	300	350	300	300	300	300	300	300	300	300	300
わかめごはん	700	550	300	300	300	300	300	300	300	300	300
ドライカレー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

パン(5年保存)

(別表2-2)

計画期間	第Ⅱ期											
	第Ⅰ期	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	0	300	600	900	1200	1200	1200	1200	1200	1200
合計備蓄数		0	0	300	600	900	1200	1200	1200	1200	1200	1200
当該年度備蓄数		0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	パン	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	300	0	300	300	300	0	300	300	300
	パン			300		300	300	300		300	300	300
	施設累計備蓄数	0	0	300	300	600	900	900	900	900	900	900
	パン	0	0	300	300	600	900	900	900	900	900	900
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとろ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	300	0	0	0	300	0	0	0
	パン				300				300			
	施設累計備蓄数	0	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300
	パン	0	0	0	300	300	300	300	300	300	300	300
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

アルファ化米(粥)(5年保存)

(別表2-3)

項目	計画期間		第Ⅱ期										
	第Ⅰ期		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度		
計画備蓄数	0	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
合計備蓄数	950	450	900	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
当該年度備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450	
	梅がゆ	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	塩昆布	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総合保健福祉センターゆとろ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当別消防署	当該年度備蓄数	0	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	梅がゆ		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
	塩昆布		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	施設累計備蓄数	500	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
污水处理センター	当該年度備蓄数	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
	梅がゆ		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	塩昆布		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
	施設累計備蓄数	450	150	300	450	600	600	600	600	600	600	600	
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	梅がゆ												
	塩昆布												
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

粥(水不要)(5年保存)

(別表2-4)

計画期間		第Ⅱ期										
項目	第Ⅰ期	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	200
合計備蓄数		0	0	50	100	150	200	200	200	200	200	200
当該年度備蓄数		0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50
粥		0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	50	0	50	50	50	0	50	50	50
	粥			50		50	50	50		50	50	50
	施設累計備蓄数	0	0	50	50	100	150	150	150	150	150	150
粥		0	0	50	50	100	150	150	150	150	150	150
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとろ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0
	粥				50				50			
	施設累計備蓄数	0	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50
粥		0	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粥											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粥		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

飲料水(15年保存)

(別表2-5)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		4,200	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
合計備蓄数		3,822	4,206	3,950	4,024	4,124	4,524	4,620	4,020	4,500	4,000	4,000
当該年度備蓄数		900	400	480	640	400	400	400	400	480	400	400
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	0
	飲料水							400				
	施設累計備蓄数	320	304	304	304	304	304	400	400	400	400	400
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	900	0	0	0	0	0	0	400	480	400	400
	飲料水	900							400	480	400	400
	施設累計備蓄数	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,300	1,780	1,280	1,680
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	400	480	0	400	400	0	0	0	0	0
	飲料水		400	480		400	400					
	施設累計備蓄数	1,036	1,436	1,180	1,180	1,280	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,280
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水				160							
	施設累計備蓄数	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水				160							
	施設累計備蓄数	144	144	144	160	160	160	160	160	160	160	160
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水				160							
	施設累計備蓄数	132	132	132	160	160	160	160	160	160	160	160
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水				160							
	施設累計備蓄数	130	130	130	160	160	160	160	160	160	160	160
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料水											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

液体ミルク(1年保存)

(別表2-6)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数			60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
合計備蓄数		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
当該年度備蓄数		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	液体ミルク	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	施設累計備蓄数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとろ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液体ミルク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

毛布

(別表2-7)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		1,400	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
合計備蓄数		1,528	1,528	1,728	1,928	2,128	2,328	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
当該年度備蓄数		200	0	200	200	200	200	272	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0
	毛布							72				
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	72	72	72	72	72
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとろ	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0	0
	毛布					200						
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	200	200	200	200	200	200	200
汚水処理センター	当該年度備蓄数	200	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0
	毛布	200						200				
	施設累計備蓄数	300	300	300	300	300	300	500	500	500	500	500
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	200	200	0	200	0	0	0	0	0
	毛布			200	200		200					
	施設累計備蓄数	220	220	420	620	620	820	820	820	820	820	820
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布											
	施設累計備蓄数	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

備蓄マット

(別表2-8)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		707	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
合計備蓄数		1,010	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,300	1,300	1,300	1,300
当該年度備蓄数		200	200	0	0	0	0	0	90	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット	200										
	施設累計備蓄数	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	200	0	0	0	0	0	90	0	0	0
	備蓄マット		200						90			
	施設累計備蓄数	0	200	200	200	200	200	200	290	290	290	290
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備蓄マット											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

段ボールベッド

(別表2-9)

計画期間		第Ⅱ期										
		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
項目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		707	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
合計備蓄数		700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	段ボールベッド											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

マスク

(別表2-10)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
合計備蓄数		0	1,100	2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
当該年度備蓄数		0	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
	マスク		1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100
	施設累計備蓄数	0	1,100	2,200	3,300	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マスク											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

手指消毒剤

(別表2-11)

計画期間		第Ⅱ期										
		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
項目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
合計備蓄数		0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	150
当該年度備蓄数		0	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
	手指消毒剤		75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
	施設累計備蓄数	0	75	150	150	150	150	150	150	150	150	150
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手指消毒剤											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

拡声器

(別表2-12)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
合計備蓄数		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	拡声器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

携帯ラジオ

(別表2-13)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
合計備蓄数		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	携帯ラジオ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

防災用移動デジタル無線

(別表2-14)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計備蓄数		0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
当該年度備蓄数		0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線		3									
	施設累計備蓄数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	防災用移動デジタル無線											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

簡易トイレ(ラップポン・トレッカー)

(別表2-15)

計画期間	項目	第Ⅰ期		第Ⅱ期								
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	計画備蓄数	0	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
	合計備蓄数	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64
	当該年度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	簡易トイレ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	施設累計備蓄数	12	17	22	27	32	37	42	47	52	57	62
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易トイレ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

簡易トイレ専用汚物処理消耗品

(別表2-16)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
合計備蓄数		0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
当該年度備蓄数		0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	汚物処理消耗品		1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	施設累計備蓄数	0	1,250	2,500	3,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚物処理消耗品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

トイレトペーパー

(別表2-17)

計画期間	項目	第Ⅰ期		第Ⅱ期								
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	計画備蓄数	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624	624
	合計備蓄数	0	0	624	624	624	624	624	624	624	624	624
	当該年度備蓄数	0	0	624	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	360	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー			360								
	施設累計備蓄数	0	0	360	360	360	360	360	360	360	360	360
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	264	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー			264								
	施設累計備蓄数	0	0	264	264	264	264	264	264	264	264	264
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	トイレトペーパー											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

ウェットティッシュ

(別表2-18)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計備蓄数		0	200	400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000
当該年度備蓄数		0	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	ウェットティッシュ		130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	施設累計備蓄数	0	130	260	390	520	650	780	910	1,040	1,170	1,300
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	ウェットティッシュ		70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	施設累計備蓄数	0	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウェットティッシュ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

乳児(0歳)用おむつ

(別表2-19)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合計備蓄数		0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
当該年度備蓄数		0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ		120									
	施設累計備蓄数	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

幼児(1~3歳)用おむつ

(別表2-20)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
合計備蓄数		0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
当該年度備蓄数		0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ		450									
	施設累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

大人(要介護度3以上)用おむつ

(別表2-21)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
合計備蓄数		0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
当該年度備蓄数		0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ		450									
	施設累計備蓄数	0	450	450	450	450	450	450	450	450	450	450
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大人用おむつ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

生理用品

(別表2-22)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
合計備蓄数		0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
当該年度備蓄数		0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品		70									
	施設累計備蓄数	0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生理用品											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

ごみ袋

(別表2-23)

計画期間	項目	第Ⅰ期		第Ⅱ期								
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	計画備蓄数	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	合計備蓄数	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	当該年度備蓄数	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋		600									
	施設累計備蓄数	0	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみ袋											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

発電機

(別表2-24)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合計備蓄数		13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発電機											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

照明器具(投光器)

(別表2-25)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
合計備蓄数		4	4	16	28	40	52	64	76	84	84	84
当該年度備蓄数		0	0	12	12	12	12	12	12	8	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	2	4	4	4	4	0	0
	投光器					2	4	4	4	4		
	施設累計備蓄数	4	4	4	4	6	10	14	18	22	22	22
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投光器											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	投光器			4								
	施設累計備蓄数	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	4	4	4	4	4	0	0
	投光器					4	4	4	4	4		
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	4	8	12	16	20	20	20
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	2	4	4	4	0	0	0
	投光器					2	4	4	4			
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	2	6	10	14	14	14	14
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	投光器				4							
	施設累計備蓄数	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	投光器			4								
	施設累計備蓄数	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	投光器			4								
	施設累計備蓄数	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	投光器				4							
	施設累計備蓄数	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	投光器				4							
	施設累計備蓄数	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	投光器					4						
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

照明器具(ランタン)

(別表2-26)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270
合計備蓄数		139	139	189	239	270	270	270	270	270	270	270
当該年度備蓄数		0	0	50	50	31	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	10	31	0	0	0	0	0	0
	ランタン				10	31						
	施設累計備蓄数	139	139	139	149	180	180	180	180	180	180	180
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	50	40	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン			50	40							
	施設累計備蓄数	0	0	50	90	90	90	90	90	90	90	90
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ランタン											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

資器材

(別表2-27)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計備蓄数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資器材											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

テント

(別表2-28)

計画期間		第Ⅰ期	第Ⅱ期									
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
合計備蓄数		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テント											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

パーテーション

(別表2-29)

計画期間		第Ⅰ期		第Ⅱ期								
項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
計画備蓄数		0	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
合計備蓄数		139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
当該年度備蓄数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パーテーション											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

ストープ

(別表2-30)

計画期間	項目	第Ⅰ期		第Ⅱ期								
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
	計画備蓄数	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
	合計備蓄数	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役場防災倉庫	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
総合体育館	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
総合保健福祉センターゆとり	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当別消防署	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理センター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
旧当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
とうべつ学園	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西当別コミュニティセンター	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
西当別小学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
西当別中学校	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
道の駅	当該年度備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ストープ											
	施設累計備蓄数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※白樺コミュニティセンターは、総合体育館に含む。

(別表3)

アルファ化米（保存期限5年）のローリングストック計画

購入年度	年次 購入数量	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
1年目	2,800	購				◆					
	2,900					購				◆	
	2,700									購	
2年目	3,000		購				◆				
	2,700						購				◆
	2,700										購
3年目	3,000			購				◆			
	2,700							購			
	2,700										購
4年目	2,800				購				◆		
	2,700									購	
	2,700										購
合計備蓄数		12,950	11,700	10,800	11,600	11,700	11,400	11,100	11,000	10,800	10,800

(別表4)

パン（保存期限5年）のローリングストック計画

購入年度	年次										合計備蓄数	
	購入数量	1年目 R4年度	2年目 R5年度	3年目 R6年度	4年目 R7年度	5年目 R8年度	6年目 R9年度	7年目 R10年度	8年目 R11年度	9年目 R12年度		10年目 R13年度
1年目	0	購				◆						
	300					購				◆		
	300									購		
2年目	300		購				◆					
	300					購					◆	
	300										購	
3年目	300			購				◆				
	300							購				◆
	300											購
4年目	300				購				◆			
	300										購	
	300											購
合計備蓄数		0	300	600	900	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(別表5)

アルファ化米（粥）（保存期限5年）のローリングストック計画

購入年度	年次 購入数量	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
1年目	450	購									
	450					購					
	450									購	
2年目	450		購								
	450					購					
	450										購
3年目	450			購							
	450										
	450										購
4年目	450				購						
	450										
	450										購
合計備蓄数		450	900	1,350	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

(別表6)

粥（水不要）（保存期限5年）のローリングストック計画

購入年度	年次 購入数量	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
1年目	0	購				◆					
	50					購				◆	
	50									購	
2年目	50		購				◆				
	50						購				◆
	50										購
3年目	50			購				◆			
	50										購
	50							購			
R14年度 (計画期間外)	50										
4年目	50				購				◆		
	50										購
	50										購
R15年度 (計画期間外)	50										
合計備蓄数		0	50	100	150	200	200	200	200	200	200

(別表7)

飲料水（保存期限15年）のローリングストック計画

購入年度	年次		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	購入数量	年次	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
1年目	R4年度	400	購									◆
	R9年度	400						購				
2年目	R5年度	480		購								
	R10年度	400							購			
3年目	R6年度	640			購							
	R11年度	480								購		
4年目	R7年度	400				購						
	R12年度	400									購	
5年目	R8年度	400					購					
	R13年度	400										購
合計備蓄数			4,206	3,950	4,024	4,124	4,524	4,620	4,020	4,500	4,000	4,000

策定・改訂履歴

平成 24 年 8 月 1 日 当別町防災備蓄計画 第Ⅰ期（平成 24～令和 3 年度） 策定

令和 4 年 4 月 1 日 当別町防災備蓄計画 第Ⅱ期（令和 4～13 年度） 策定

令和 5 年 3 月 6 日 一部改訂（備蓄品にパン、粥（水不要）を追加）



策定 令和4年4月（最終改訂 令和5年3月）
当別町 総務部危機対策課
〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
電話：0133-23-2330 FAX：0133-23-3206
e-mail：kiki@town.tobetsu.hokkaido.jp

資料18 災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定先一覧

NO	協定先	協定内容	協定締結年月日
1	北石狩農業協同組合	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 5. 25
2	株式会社 ラルズ	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 15
3	株式会社 セコマ	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 5. 11
4	当別建設協会	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H22. 11. 2
5	株式会社 共成レンテム	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 30
6	当別町石油協会	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 15
7	当別輸送事業協同組合	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 30
8	日本通運株式会社札幌支店	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 23
9	北海道薬剤師会札幌支部石狩支部	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H18. 6. 30
10	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H19. 10. 29
11	北海道キリンビバレッジ株式会社	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H19. 11. 26
12	北海道エルピーガス災害対策協議会	LPガス設備等の応急・復旧	H22. 11. 10
13	宇和島市	相互応援	H23. 11. 3
14	大崎市	相互応援	H23. 11. 3
15	学校法人東日本学園	避難所	H24. 1. 17
16	万葉倶楽部株式会社ふとみ銘泉	避難所	H24. 1. 17
17	中小屋温泉	避難所	H24. 1. 17
18	当別アパート組合	賃貸住宅の応急的な提供	H24. 1. 17
19	北海道財務局	避難施設運営補助、ボランティア及び支援物資の受付等	H26. 3. 28
20	札幌地区トラック協会札幌北支部	物資の緊急・救援輸送	H26. 8. 8
21	陸上自衛隊第10即応機動連帯	大規模災害時の応急対策活動	H26. 9. 22
22	株式会社ロイズコンフェクトクト	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H26. 9. 1
23	有限会社下段モータース	バス輸送	H26. 9. 1
24	北成自動車株式会社	バス輸送	H26. 9. 1
25	山内建材工業株式会社	バス輸送	H26. 9. 1
26	スウェーデンヒルズゴルフクラブ、北洋交易株式会社	避難所	H26. 9. 1
27	ハッピーバレーゴルフ倶楽部札幌	避難所	H26. 9. 1
28	当別青年会議所	人的支援	H27. 5. 15
29	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	保有する商品の供給及び運搬 応急生活物資の仕入れ及び運搬	H28. 11. 25
30	航空自衛隊第45警戒群当別分屯基地	災害派遣活動	H29. 2. 8
31	当別郵便局	車両の提供、避難者リスト等の情報相互提供、被災者の郵便物料金免除 等	H30. 3. 23
32	株式会社トーモク 札幌工場	段ボールベッドの供給	H30. 11. 14
33	ヤフー株式会社	防災情報発信	R1. 6. 10
34	石狩スポーツ企画株式会社	避難所	R3. 3. 25
35	東日本電信電話株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
36	北海道電力株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
37	北海道電力ネットワーク株式会社	大規模災害時の相互協力	R. 4. 3. 18
38	三井住友海上火災株式会社 北海道支店	損害調査結果の提供及び利用	R4. 9. 29
39	佐川急便株式会社 北海道支店	支援物資の受入及び配送等	R5. 5. 23
40	ヤマト運輸株式会社	支援物資の受入及び配送等	R5. 7. 1

資料19 避難所一覧

1 指定緊急避難場所・指定避難所

地区名	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0133)	指定緊急避難場所			指定 避難所	AED 設置箇所
					洪水	地震	土砂		
弥生、旭町、 万代町、白樺 町、北栄町、 西町、若葉	1	当別町総合体育館	白樺町2792番地	22-3834	○	○	○	○	○
	2	当別町白樺コミュニティーセンター	白樺町2792番地1	23-2511	○		○	○	○
	3	当別町役場駅前広場	白樺町58番地9	23-2331		○	○		
	4	白樺公園	白樺町163番地1	23-3142		○	○		
	5	白樺緑地	白樺町58番地	23-3142		○	○		
	6	つつじ公園	北栄町20番地2	23-3142		○	○		
	7	もみじ公園	北栄町26番地1	23-3142		○	○		
	8	ライラック公園	西町22番地1	23-3142		○	○		
	9	若葉会館前広場	若葉6番地21	23-2331		○	○		
元町、緑町、 東町、樺戸町	10	旧当別小学校	元町102番地	23-2689	○	○	○	○	○
	11	旧当別小学校グラウンド	元町102番地	23-2689		○	○		
	12	阿蘇公園	元町53番地	23-3142		○	○		
非田 末広、 錦町、美里、 下川町、栄 町、対雁、上 当別	13	樺戸子供遊び場	樺戸町106番地67	23-3142		○	○	○	○
	14	とうべつ学園	下川町125番地	23-2689	○	○	○	○	○
	15	当別赤レンガ6号	錦町294番地	27-6600	○		○	○	○
	16	とうべつ学園グラウンド	下川町125番地	23-2689		○	○		
	17	旧公民館前広場	末広118番地36	23-3142			○		
	18	栄公園	栄町1119番地	23-3142		○	○		
	19	幸町子供遊び場	幸町1119番地11	23-3142		○	○		
	20	若葉公園	上当別2190番地	23-3142	○	○	○		
	21	対雁会館前広場	対雁22番地17	23-2331		○	○		
	春日町、六軒 町、金沢	22	当別高等学校	春日町84番地4	23-2444	△			○
23		当別高等学校グラウンド	春日町84番地4	23-2444		○	○		
24		金沢会館前広場	金沢187番地4	23-2331	○	○			
25		北海道医療大学	金沢1757番地	23-1211	○	○	○	○	○
弁華別、茂平 沢、みどり野		26	旧弁華別中学校	弁華別429番地	23-2331		○		○
	27	旧弁華別中学校グラウンド	弁華別429番地	23-2331		○			
	28	旧弁華別小学校グラウンド	弁華別243番地	23-2331		○			
	29	弁華別会館前広場	弁華別58番地6	23-2331		○			
	30	茂平沢会館前広場	茂平沢148番地	23-2331		○			
	31	みどり野会館	茂平沢3692番地1	23-2331	○	○	○		
	32	みどり野会館前広場	茂平沢3692番地1	23-2331		○	○		
	33	ハッピーバレーゴルフクラブ札幌	茂平沢3382番地	23-0220	○	○	○	○	○
	34	石狩平原カントリークラブ	弁華別4647番地	23-1101	○	○	○	○	○
	青山	35	青山会館	青山85番地3	23-2331		○	○	○
36		青山会館前広場	青山85番地3	23-2331		○	○		
中小屋	37	旧中小屋小学校	中小屋213番地	23-2331	○	○	○	○	○
	38	中小屋温泉	中小屋482番地	27-2011	○	○		○	
	39	中小屋会館	中小屋2254番地	23-2331	○	○	○	○	○
東裏	40	東裏地域会館	東裏2254番地	23-2331	○	○	○	○	○
	41	旧東裏小学校グラウンド	東裏2796番地	23-2331	○	○	○		
蔵岱町、東蔵 岱	42	南部地域会館	蔵岱1860番地6	23-2331	○	○	○	○	○
	43	東蔵岱会館	蔵岱2746番地12	23-2331		○		○	
	44	東蔵岱会館前広場	蔵岱2746番地12	23-2331		○	○		
川下右岸、川 下左岸	45	川下会館	川下754番地	23-2331		○	○	○	○
	46	川下会館前広場	川下754番地	23-2331		○	○		
太美北、太美 中央、太美 西、太美東、 太美南、当別 太、太美ス ターライト、 太美寿、ビ トエ	47	西当別コミュニティーセンター	太美町22番地7	22-3834		○	○	○	○
	48	西当別コミュニティーセンター前広場	太美町22番地7	22-3834		○		○	
	49	西当別小学校	太美町1481番地	23-2689	△	○	○	○	○
	50	西当別小学校グラウンド	太美町1481番地	23-2689		○	○		
	51	当別太会館	当別太1078番地7	23-2331		○	○	○	○
	52	当別太会館前広場	当別太1078番地7	23-2331		○	○		
	53	サンタ公園	太美スターライト1509番地5	23-3142		○			
	54	ふとみ銘泉万葉の湯	太美町1695番地	26-2130	△	○	○	○	○
	55	遊遊公園	太美南2095番地	23-3142		○			
	56	あいあい公園	太美町1457番地	23-3142		○			
獅子内、高 岡、スウェー デンヒルズ	57	ビトエ会館前広場	ビトエ933番地6	23-3142		○	○		
	58	北欧の風道の駅とうべつ	当別太774番地11	27-5260		○	○	○	○
	59	北欧の風道の駅とうべつ駐車場	当別太774番地3	27-5260		○	○		
	60	西当別中学校	獅子内5134番地1	23-2689	△	○	○	○	○
	61	西当別中学校グラウンド	獅子内5134番地1	23-2689		○			
	62	獅子内会館	獅子内2353番地4	23-2331	○	○	○	○	○
	63	高岡会館	高岡2046番地2	23-2331	○	○	○	○	○
64	高岡会館前広場	高岡2046番地2	23-2331	○	○	○			
全地区	65	スウェーデン公園	スウェーデンヒルズ2329番地24	23-3142	○	○	○		
	66	スウェーデンヒルゴルフ倶楽部	スウェーデンヒルズ2788番地	26-2321	○	○	○	○	○

※洪水災害の「△」は、2階以上への避難が必要です。
※避難場所・避難所の位置は洪水・土砂ハザードマップに記載しています。

2 福祉避難所

地区名	No.	名称	所在地	電話番号 (市外局番 0133)	AED 設置箇所
全地区	1	当別町総合保健福祉センターゆとろ	西町32番地	23-3019	○

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のももの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時 現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所			
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因
気 象 等 の 状 況	雨 量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風 速		
	そ の 他		
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 (飲料水)		
	電 気		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯
	(救助実施内容)		

応急措置 の 状況	(3) 避難の 状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
(4) 自衛隊 派遣要 請の状 況						
	(5) その他 措置の 状況					
(6) 応 急対策 出動人 員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

				月 日 時現在				
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				月 日 時 分			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	河川	箇所		
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重傷	人			地すべり	箇所		
	軽傷	人			急傾斜地	箇所		
計	人		道路		箇所			
② 住家被害	全壊	棟			橋梁	箇所		
		世帯						
	半壊	棟			小計	箇所		
		世帯						
	一部破損	棟		市町村工事	河川	箇所		
		世帯			道路	箇所		
	床上浸水	棟		橋梁	箇所			
		世帯			小計	箇所		
	床下浸水	棟		港湾	箇所			
		世帯			漁港	箇所		
計	棟	下水道	箇所					
	世帯		公園	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物		崖くずれ	箇所			
		その他		棟				
	半壊	公共建物		計	箇所			
		その他		棟				
	計	公共建物		漁船	沈没流出	隻		
その他		棟	破損	隻				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	漁港施設	箇所	
			浸冠水	ha		共同利用施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha		その他施設	箇所	
			浸冠水	ha		漁具(網)	件	
	農作物	田	ha	水産製品		件		
		畑	ha	その他		件		
	被害	農業用施設	箇所	計				
		共同利用施設	箇所	林地		箇所		
		営農施設	箇所	治山施設		箇所		
		畜産被害	箇所	林道		箇所		
その他		箇所	林産物	箇所				
計			その他	箇所				
			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目		件数等	被害金額(千)	項 目	件数等	被害金額(千)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所
火 葬 場	計	箇所		鉄道施設		箇所	
		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻	
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所	
	工 業	件		水 道		戸	
	そ の 他	件		電 話	回線		
⑩ 公立 学校 施設 被害	計	件		電 気	戸		
	小 学 校	箇所		ガ ス	戸		
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所		
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災	建 物	件	
り災世帯数			世帯		危 険 物	件	
り災者数			人		発 生	そ の 他	件
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在			
総合振興局又は振興局									
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重傷	人			地すべり	箇所			
	軽傷	人			急傾斜地	箇所			
	計	人			道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟			木	橋梁	箇所		
		世帯							
		人							
	半壊	棟				市町村工事	小計	箇所	
		世帯		河川			箇所		
		人		道路			箇所		
	一部破損	棟		橋梁			箇所		
		世帯		小計			箇所		
		人							
	床上浸水	棟		害			港湾	箇所	
		世帯			漁港		箇所		
		人			下水道		箇所		
床下浸水	棟	公園	箇所						
	世帯	崖くずれ	箇所						
	人	計	箇所						
計	棟	⑥ 水産	漁船		沈没流出	隻			
	世帯		破損		隻				
	人		計		隻				
	人								
③ 非住家被害	全壊	公共建物		被 害	漁港施設	箇所			
		棟			共同利用施設	箇所			
	半壊	公共建物			その他施設	箇所			
		棟			漁具(網)	件			
	計	公共建物			水産製品	件			
棟		その他	件						
	その他	棟	計						
④ 農業被害	農地	田		⑦ 林業	被 害	有 林	林地	箇所	
							流出・埋設	ha	
		冠水					ha		
		畑					流出・埋設	ha	
	冠水						ha		
	農作物	田					ha		
		畑					ha		
	農業用施設	箇所							
	共同利用施設	箇所							
	営農施設	箇所							
	畜産被害	箇所							
	その他	箇所							
計			小計	箇所					
			計	箇所					

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
		火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所	
	計	箇所		被害船舶(漁船除く)		隻		
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
	計	件		電 気	戸	—		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所		都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額				
	計	箇所						
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯		危 険 物	件		
り災者数			人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人	
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

別表 4

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	⑤ 土木被害	河川
海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	

被害区分	判 断 基 準	
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立学校施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

当別町非常通信対応マニュアル

平成25年2月

(令和6年2月改訂)

当別町総務部危機対策課

第1章 総則

1 非常通信対応マニュアル策定の目的

この計画は、東日本大震災のほか、昨今の比較的規模の大きな災害等の教訓を踏まえ、各市町村と都道府県、中央防災会議等の防災関係機関との間の災害情報の円滑な伝達の確保及び迅速な災害対応を目的に策定するものである。

2 非常通信とは

非常通信とは、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第52条第4号において、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されている。

非常の場合の無線通信については、法第74条第1項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な無線を無線局に行わせることができ、また、法第74条の2では、総務大臣は、法第74条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと定めている。

3 計画の位置付け

当別町の災害時等における情報伝達は、災害対策基本法第40条及び第42条に基づき、当別町地域防災計画において「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」について定めているところである。

この計画は、当別町地域防災計画第3章災害情報通信計画の細部計画と位置付け、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めるものとする。

第2章 非常通信体制の設定

1 地方通信ルートについて

地方通信ルートとは、都道府県と市町村を結ぶ通信ルートであり、中央通信ルート（国と都道府県を結ぶ通信ルート）とあわせ、被災市町村から都道府県、国までの通信ルートを確立するためを目的に設定する通信ルートである。

2 地方通信ルートの設定

(1) 地方通信ルートの種類

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（通常通信ルート）、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（非常通信ルート）、通常通信ルート・非常通信ルートすべてが途絶した場合もしくは使用できない場合に、緊急避難的に利用する通信手段（緊急通信ルート）を設定する。

ア 通常通信ルート

北海道防災行政無線（北海道総合行政ネットワーク）の通信ルート

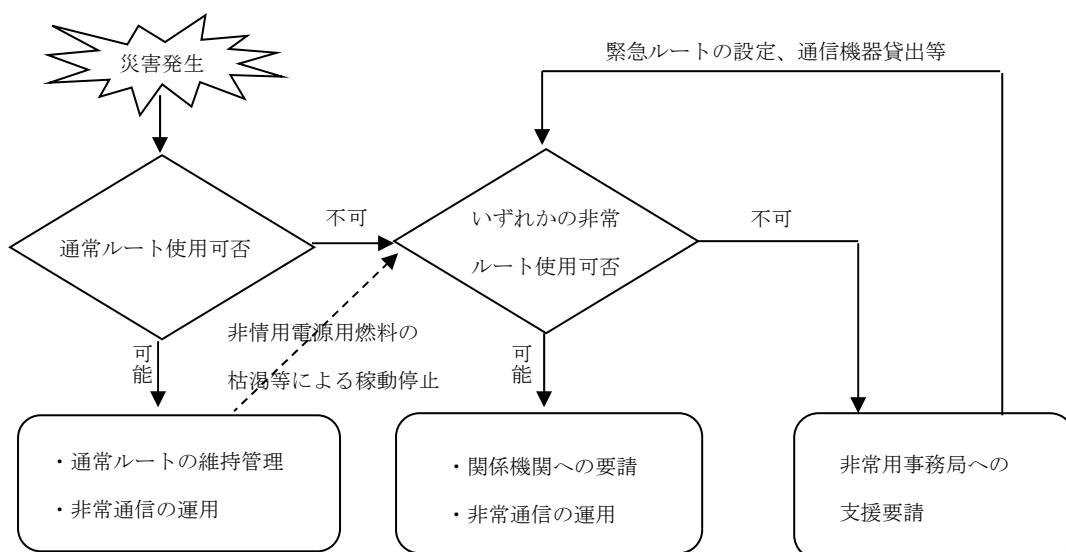
イ 非常通信ルート

石狩振興局危機対策室、石狩北部地区消防事務組合、北海道警察の通信を利用したルート

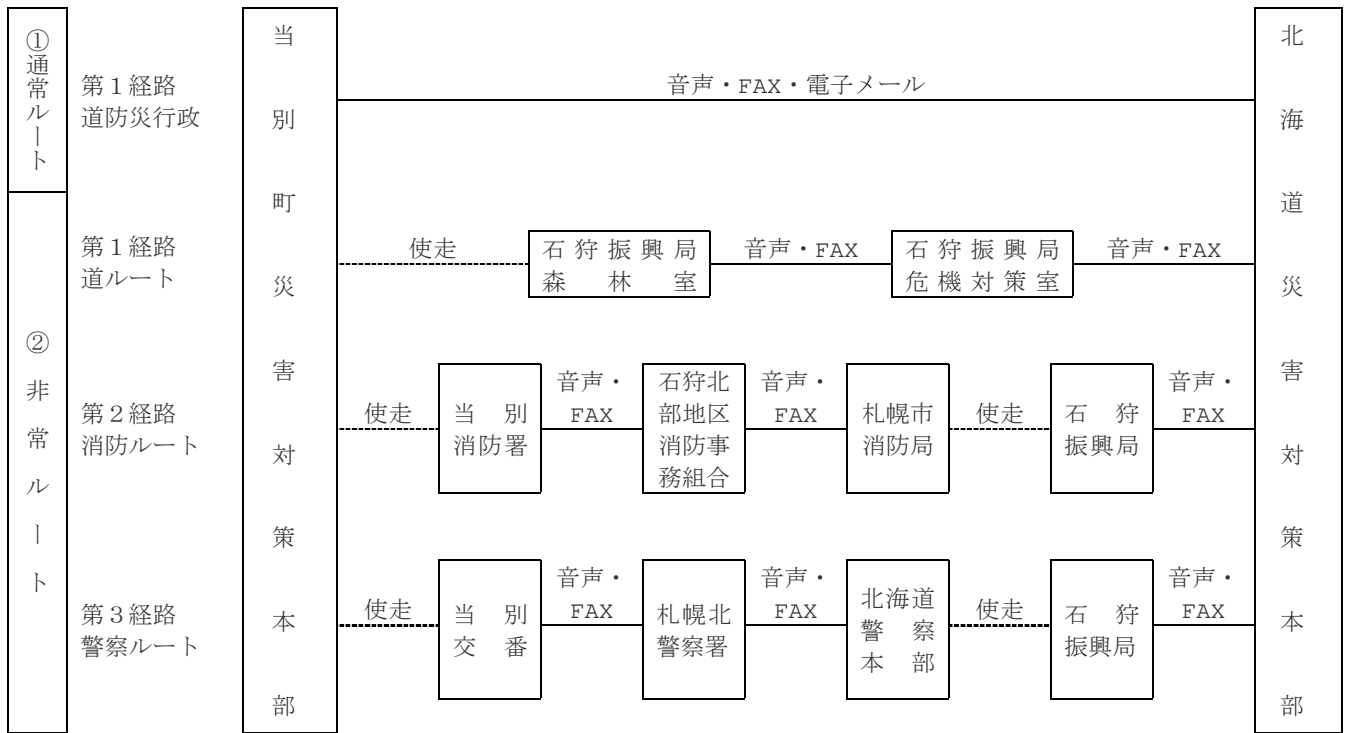
ウ 緊急通信ルート

その他機関への通信依頼及び非常通信協議会からの通信機器借用等による通信ルート

(2) 災害時の通信確保におけるフローチャート



(3) 通信ルートの体制図



第3章 災害時等における通信計画

災害等が発生した場合の職員の体制及び通信手段は、次に定めるところによる。

1 職員の参集・体制維持

(1) 夜間・休日の参集体制

夜間・休日等の閉庁日に災害が発生した場合は、「当別町総務課初動体制マニュアル」に基づき対応するものとする。

2 通常ルートに属する通信機器等の動作確認等

(1) 通常通信ルートの動作確認

	機 器 名
1	北海道総合行政情報ネットワーク 操作卓
2	北海道総合行政情報ネットワーク 防災交換機
3	北海道総合行政情報ネットワーク 送受信機
4	非常用発電機（燃料・バッテリー）

(2) 通常通信ルートが機器の異常等により通信できない場合

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合は、「3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応」により対応を行う。また、通常ルートを早期に復旧できるように、北海道に対し復旧を要請するものとする。

3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、通常通信ルートによる通信ができない場合、次の方法により通信を確保するものとする。

(1) 非常通信ルートによる通信手段

優先順位の高い非常ルートから運用するものとし、通信施設設置機関に対し、通信手段の利用を要請するものとする。

	優 先 順 位	機 関 名	連 絡 先
1	北海道ルート	北海道石狩振興局森林室	電 話 0133-22-2161 F A X 0133-22-0551
2	消防ルート	当別消防署	電 話 0133-23-2537 F A X 0133-22-1156
3	警察ルート	札幌北警察署当別交番	電 話 0133-23-2151 F A X 同上

(2) 災害対策用移動通信機器による通信手段

ア 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器について、確保したい通信に応じて、通信機器を選択し、所要の台数及び搬送場所を検討するものとする。

確保したい通信	通信手段	通信機器
石狩振興局、北海道 災害対策本部との通 信（北海道総合通信 局通信）	衛星携帯電話 （屋外利用）	ワイドスターⅡ（据置） イリジウム（ハンディ） アイサットファン・プロ（ハンディ） BGAN〈ビーキャン〉（据置）
	MCA 無線	EK - 6 1 7 0（ハンディ） FM 8 0 7 F 0 2（ポータブル）

イ 北海道総合通信局へ要請

災害対策用移動通信機器の貸与要請時の伝達事項は、①担当者名、②連絡先、③通信機器の種類、④台数、⑤搬送場所とし、別紙1により北海道総合通信局に依頼するものとする。

北海道総合通信局無線通信部陸上課	電 話 011-709-2311（内線 4651） 携 帯 090-1529-8858（夜間等） F A X 011-709-5541 メール do - hi.jyo@soumu. go. jp
------------------	--

ウ 通信機器等に使用する小型移動電源車両の派遣要請

大規模停電等により通信機器の電源確保が困難な場合は、北海道総合通信局に小型移動電源車両の派遣要請を行うものとする。

北海道総合通信局防災対策推進室	電 話 011-747-6451 携 帯 090-1525-0101（夜間等） F A X 011-709-2481
-----------------	--

エ 輸送手段の確保

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送場所が困難な場合は、ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を行うものとする。

機関名	部署	
北海道庁	災害対策本部	電 話 011-204-5014
	（総務部危機対策局危機対策課）	F A X 011-231-4314
陸上自衛隊	第11師団第10普通科連隊	電 話 0125-22-2141 （内線 233）
北海道警察	警備部警備課	電 話 011-251-0110 F A X 011-219-2409

オ 災害対策用移動通信機器の受入準備

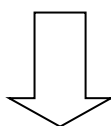
通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者（通信機器の輸送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関）から通信機器を受領し、次の項目を確認するものとする。

- ① 要請した通信機器の種類・台数
- ② 通信機器の動作確認・使用方法
- ③ 通信相手との試験通信（通話）

4 通常通信ルート・非常通信ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、非常通信ルートとして設定している機関の通信設備が使用不能の場合、次の機関を通じて、北海道地方非常通信協議会に通信確保を依頼するものとする。

機関名	部署	連絡先
国土交通省	札幌開発建設部札幌道路事務所	電 話 0133-23-2074
	当別分庁舎	F A X 0133-23-1976
北海道	空知総合振興局札幌建設管理部	電 話 0133-23-2220
	当別出張所	F A X 0133-23-1359



石狩振興局災害対策本部	電 話 011-204-5818 F A X 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話 011-204-5007 F A X 011-231-4314 メール somu.bousai@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸上課)	電 話 011-709-2311 (内線 4651) 携 帯 090-1529-8858 (夜間等) F A X 011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

5 通信ルートの維持・復旧

町は、非常用電源用燃料の枯渇、大規模停電、設備被災等により通信ルートが使用不能になった場合は、燃料の確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等を実施し、通信手段の復旧・維持に努めるものとする。

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機 用燃料	当別町石油協会 (安藤石油)	0133-23-2111	当別町栄町 45 番地 2
電力 (停電時)	北海道電力ネットワーク(株)北海 道北ネットワークセンター	(緊急用) 011-772-0597	札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8-18
電話	東日本電信電話(株)北海道事業部	011-212-4466	札幌市中央区北一条西 4 丁 目 2 - 4

※維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部又は非常協事務局へ支援を要請する。

機関名	連絡先
石狩振興局災害対策本部	電 話 011-204-5818 F A X 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話 011-204-5007 F A X 011-231-4314 メール somu.bosai.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸 上課)	電 話 011-709-2311 (内線 4651) 携 帯 090-1529-8858 (夜間等) F A X 011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

当別町避難所運営マニュアル

令和6年2月

北海道当別町

目 次

1	本基本方針の6つのポイント	1
2	平時からの準備	1
3	災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ	4
4	初動期（災害発生直後～24時間程度）	4
5	展開期以降	12
	（1）展開期（24時間～3週間程度）	12
	（2）再構成期（3週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）	14
6	福祉避難所の開設	16
7	避難所の運営体制	20
8	感染症対策	21

【避難所運営業務チェックリスト】

【福祉避難所運営業務チェックリスト】

【様式集】

- ・様式 1 避難所の被害等チェックシート
- ・様式 2 避難者個別カード
- ・様式 3 物資要請票
- ・様式 4 備蓄物資一覧表
- ・様式 5 避難所内の空間配置地図
- ・様式 6 避難所運営日誌
- ・様式 7 避難者台帳
- ・様式 8 近隣の避難所・官公署リスト
- ・様式 9 避難行動要支援者名簿
- ・様式10 外泊届
- ・様式11 物資受払簿
- ・様式12 訪問者管理簿
- ・様式13 取材者受付用紙
- ・様式14 郵便物等受払簿
- ・様式15 健康管理シート
- ・様式16 ボランティア受付簿
- ・様式17 ペット登録台帳
- ・様式18 避難者要望シート

1 本基本方針の6つのポイント

○平時からの準備

災害発生前から、あらかじめ避難所の指定やマニュアル・様式の作成などを行い、さらに、避難所運営ゲームを活用した模擬体験や、避難所訓練を通じた確認等を実施
また、停電に備え、あらかじめマニュアル及び様式を紙で印刷し全避難所に配布

○災害発生時の円滑な避難所の開設

災害発生直後の混乱した状態の中でも、円滑に避難所を開設することにより、避難者の生命の安全を確保

○受援体制の整備

医療関係者やボランティア等の人的資源や、食料や生活用品等の物的資源の提供を円滑に受けられる体制を整備

○より良好な避難生活のためのルール作り

避難生活が長期化した場合においても、より良好な避難生活を送ることができるよう、目的別のトイレの設置やプライバシーの確保等を実施

○要配慮者のための福祉避難所の運営

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する被災者のための福祉避難所を運営

○避難者（町民等）が主体となった避難所運営

避難所の運営組織である「避難所運営委員会」は避難者（町民等）が主体的に運営

2 平時からの準備

(1) 町における体制の整備

避難所運営は、避難所生活を送る町民等が主体となっていくことが望ましく、その運営をバックアップする体制の確立は、町の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、いざという時に備えておく必要があります。

(2) 避難所の指定

避難所の指定については、地域に予測される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。

水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定します。

また、避難者数の増加等によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があることと想定しておくことも重要です。

災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておくことが必要です。

(3) 初動の具体的な事前想定

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所の運営等を行うためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります。

初動では、避難所から物資の要請を実施することは現実的には困難な場合が多いため、プッシュ型で、まずは最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておく必要があります。特に北海道では、冬期の災害時には寒さ対策に関わる物資（ポータブルストーブ、灯油、冬用寝袋、電気毛布）を初動から十分供給することが重要です。さらに、簡易トイレ等の備蓄や段ボールベッド、コンテナ型のトイレを配備できるよう、供給事業者等と協定の締結を行うなど取り組みを進める必要があります。

また、災害時には、生活環境や衛生状態の悪化により感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所の衛生状態を保つことが大切です。

平時から、避難所となる施設の設備の状況を把握しておくとともに、何を避難所に備蓄しておくか、何をプッシュ型で供給すべきか決めておき、避難者自らが持参すべきものを周知しておくことが大切です。

(4) 避難所運営体制の確立

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、町が主導し、避難所マニュアルの作成を推進するとともに、避難者、自主防災組織等の地域の町民等、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきます。

3 災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

区分	初動期	展開期	再構成期	撤収期
目安	災害発生直後 ～24時間程度	24時間 ～3週間程度	3週間以降～	ライフライン 回復頃
目的	避難所を開設し、個別事情に配慮しながら避難者の安全確保と生活環境の整備を両立させる。	多様化するニーズや個別事情に配慮し、個人の尊厳が保たれた避難所生活を確立する。	避難所運営を見直しながら、避難者の心身の健康を保ち、前向きに過ごせる環境を整える。	避難所を出た後の生活の見通しが立ち、避難者の自立が進むような支援を行う。
配慮を必要とする現象	混乱 人・物・情報不足 次々と起こる出来事への対応に追われる 個別事情への配慮不足	衛生状態の悪化 健康状態の悪化 感染症の発生 多様なニーズのくみ取りと対応	気力の低下 健康状態の悪化 避難所集約に伴うストレス	避難所集約に伴う移動に関わるストレス 避難所から次の住まいへの移動に時間を要する人々のストレス

図： 避難所生活の時間軸(定池祐季(東京大学大学院特任助教(平成28年6月時点)))

4 初動期（災害発生直後～24時間程度）

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後～発災後24時間後までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

「避難所」開設の判断基準

避難所開設の要否は、原則として町長が判断し、避難所の開設は、町の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

[例]

(1) 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難指示等があるとき）

- 町は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

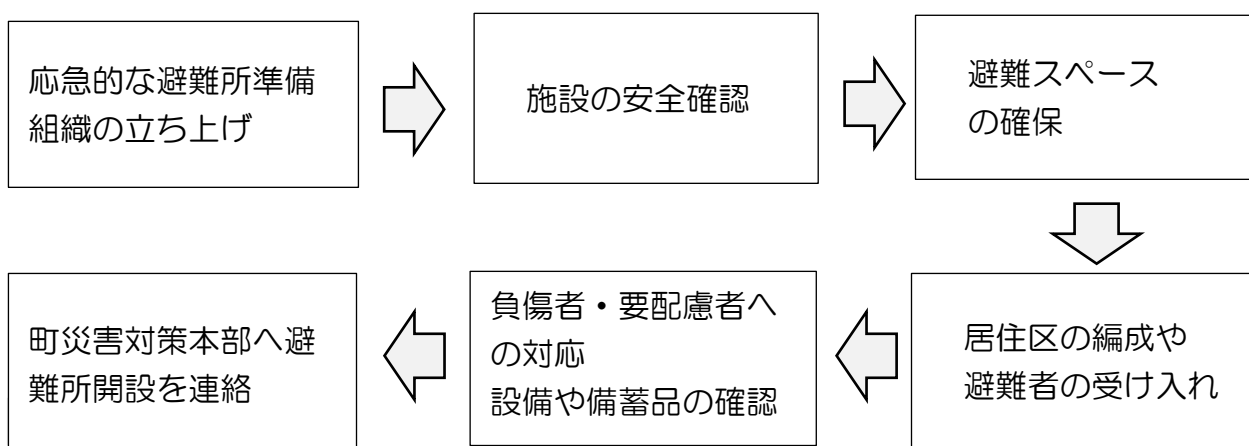
(2) 平日・日中（市町村職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

- 町は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

(3) 早朝・夜間・休日（市町村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

- 町は避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- 施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

初動期での避難所業務の流れ



<通常時>

避難所施設の解錠・開門は町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

<緊急時>

避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

応急的な避難所準備組織の立ち上げ・避難所開設の準備

避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

(1) 避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。

※ リーダーには、自主防災組織の役員や、防災に関する資格を有する者、避難している町民等の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらない時は、町職員等が一時的にその任にあたり、対応します。

(2) 本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記のリーダーが陣頭指揮をとり避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとります。（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）

施設の安全確認

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。このため、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

(1) 避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。

(2) 目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。

(3) 周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

避難スペースの確保（避難所内の部屋割り）

安全確認が済んだ施設（部屋）から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるような言葉や表示方法を工夫して、明示します。

<スペースの決め方の例>

(1) 居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

(例) 学校の場合 体育館 → 講堂・ホール → 教室

※教室等を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

(2) 避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所（受付窓口、運営本部、作業スペース）は居住空間と別に用意し、施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

(3) 立ち入り禁止のスペース

学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

(4) 状況に応じて設ける必要のあるスペース

①採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

②授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③患者室（隔離室）

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室することがわかるようにします。

④相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

⑤静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

⑥育児室

周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子どもたちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

⑧固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

⑨携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

⑩風呂やトイレなど

風呂やトイレなどの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。

また、冬期間は避難所周囲の雪を暖房器具で溶かして生活用水を利用する方法がありますが、飲用には使用しないようにします。

トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

⑪ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

⑫支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。

要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⑬ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

⑭インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（w i - f i など）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

居住区の編成

世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

特に、観光地や商業地域では、地域の町民等以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域住民の避難者とは分けて、居住区を編成します。

必要に応じて女性専用スペースの設置も検討します。

居住区は、一人当たり「3㎡」のスペースを目安に各避難所の実情に合わせて設定し、間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

避難者の受入

避難者の受付

- ① 受付を設置
- ② 世帯の代表者に、人数等の事項を避難者台帳に記入してもらいます。
- ③ 避難者の居場所が決まり次第、世帯の詳細情報を避難者個別カードに記入してもらいます。
- ④ 避難所運営本部は、避難者台帳や避難者個別カードで避難者に記入してもらった情報を電子データ化し、これを元に食事・入浴支援等の利用有無の項目といった追加を行う等して活用します。

- ⑤ 災害対策本部は、各避難所の被災者台帳を取りまとめるとともに避難者数を把握し、避難者の罹災証明等の交付状況などの支援状況が把握できるよう活用するものとしてします。

居住空間への避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース（体育館等）から避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は、家族単位で、優先して空調設備等のある部屋へ収容します。なお、冬期間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があり、施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブやジェットヒーター等が必要です。この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。加工が必要となりますが、換気が不要な熱交換型温風機の導入を検討してみてもよいでしょう。

乾燥する場合は、加湿器の設置や濡らしたバスタオルを室内に干して乾燥を防ぎます。

また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

車中泊の避難者に対する対応

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

車中泊の避難については、各避難所の駐車場などや目配りができる範囲で認めるなど、食事、トイレなどの所定の生活ルールを説明するものとしてします。

また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用（配布）、水分摂取などの注意喚起を行うものとしてします。

負傷者・要配慮者等への対応

避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い者については、町災害対策本部に連絡します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、町災害対策本部に確保を要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

食事提供時の対応

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意するとともに、アレルギー等の有無について情報提供を行うよう、配慮する必要があります。

積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。

また、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、管理栄養士や栄養士の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要があります。

福祉避難所開設の検討

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。

町管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部に要請を行う準備をします。

必要となる避難所の設備・物資の例

- ① 設備
水道、ガス、電気（※）、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常用発電機、投光器
※電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく
- ② 資機材
テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi等）、携帯電話等の充電設備、ポータブルストーブ、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、電気ポット
- ③ 食料、飲料
食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等
- ④ 生活用品等
段ボールベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、手指消毒薬、燃料（灯油等）、トイレ掃除用具
- ⑤ 感染症対策用品
使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具

感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物の例

マスク（無い場合はタオル等）、アルコール消毒液（無い場合はウエットティッシュ等）、体温計

町災害対策本部への連絡

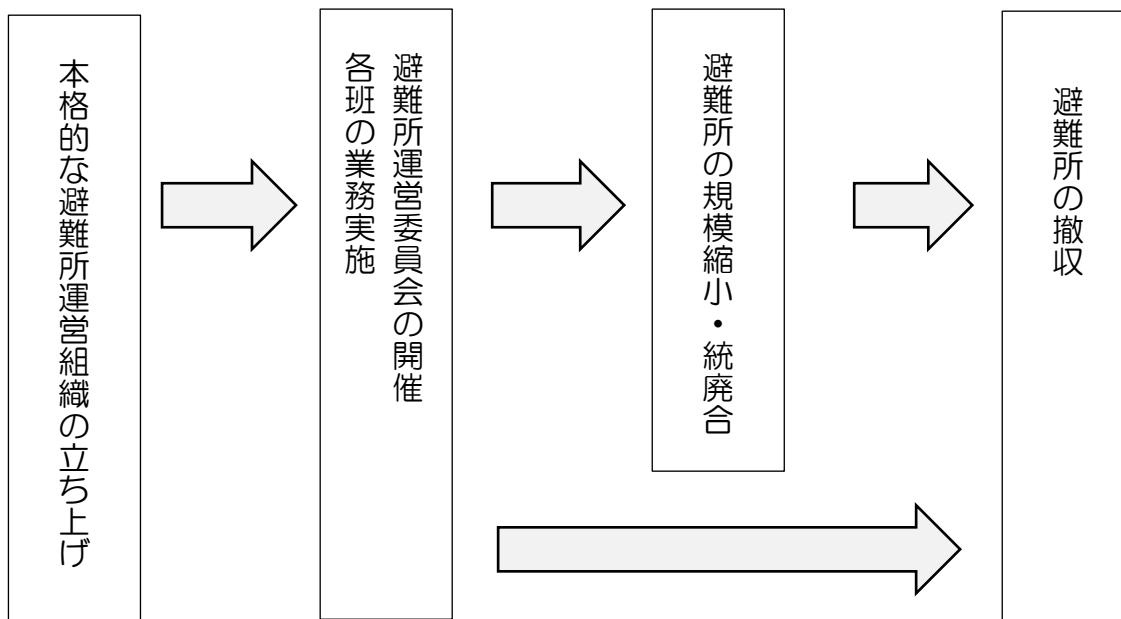
避難所の状況について、町災害対策本部に連絡します。町災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。

この連絡により、避難所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、町災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。

5 展開期以降

展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ



(1) 展開期（24時間～3週間程度）

展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

期間は、災害発生から、概ね24時間～3週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者（町民等）が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

避難所運営委員会の議題等の例

- 避難所運営の方針決定
- 避難者のニーズ把握
- 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- 居住区への衝立の設置、スペース配分の見直し
 - ※ 避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
- 避難所の生活ルールの確立
 - ※ 起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。
- 避難者や避難所運営スタッフの健康管理
 - ※ 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

防犯対策の実施

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

正確な情報の発信

デマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Lアラートのお知らせ欄やSNSも活用した避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

（２）再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

再構成期の避難所運営

概ね災害発生から３週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

6 福祉避難所の開設

安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

○現在、町で指定している福祉避難所

総合保健福祉センターゆとろ 電話：23-3019

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を整えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

生活相談員の確保・配置

(1) 確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努めます。

町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合には、道が他地域から生活相談員等を派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係
電話：011-204-5242（直通）

(2) 配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

設備・備蓄品の確認

要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料水及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請します。

避難所における必要設備や物資のほか、特に要配慮者が必要とする設備や資機材等については、発災時に必要数を確保することは困難な場合が想定されることから、平時から、一定程度の備蓄を進めるほか、設備、資機材等の調達先リストを作成し、必要に応じて関係事業者・団体と協定を締結するなど、調達体制の構築について検討しておく必要があります。

(1) 設備

冷暖房設備、障がい者用トイレ、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、非常用発電機、投光器 など

(2) 資機材

情報伝達機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、掲示板等）、パーテーション、日常生活用具・補装具（ベッド、担架、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、酸素ボンベ） など

(3) 食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食、介護食 など

(4) 生活用品

毛布、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ など

開設の周知

(1) 周知先

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域の町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

避難者の受入

(1) 対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域の町民等、市町村職員等の協力（共助・公助）により、介助等を行います。

(2) 避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、被災者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接避難した要配慮者は、新たに被災者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、被災者台帳は、適宜更新します。

福祉避難所担当職員の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置

町が福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を配置します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

(2) 社会福祉施設等を開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

(3) 指定避難所の一区画等を開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース（室）に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）については、町の災害対策本部に迅速に要請します。

なお、町で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。

また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努めます。

支援の提供

(1) 相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

(2) 福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

(3) 特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
・視覚障がい者	点字、音声等
・盲ろう者	指点字、手書き文字等
・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話：011-204-5242（直通）

緊急急入所等の実施

在宅や一般の避難所、又は、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・町の福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

7 避難所の運営体制

避難所の運営にあたっては、避難所運営委員会を設置した上で、運営責任者を配置し、また、担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を関係機関や団体の協力を得ながら整えます。

<班構成の参考例>

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

8 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。そのため避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境にあるため、感染拡大防止に万全を期すことが重要なことから、次の点に留意する必要があります。

「避難所」の開設

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討します。

(2) 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討します。

(3) 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分連携し、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討する必要があります。

避難者等の健康管理

(1) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

- 避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的に確認する必要があります。
- 保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
- 運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

避難所の衛生管理

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

(2) 避難所の衛生環境の確保

- 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときはその都度家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）を用いて、便器周りを中心に清掃します。
- 消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。）
- 避難所は土足厳禁にします。
- 紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

- 避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- 避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効です。

発症時等の対応

(1) 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や医療機関への搬送など保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する必要があります。

(2) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

- 発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。
 - 発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
 - 症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。
- なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

避難所運営マニュアル

様式集

- ・様式 1 避難所の被害等チェックシート
- ・様式 2 避難者個別カード
- ・様式 3 物資要請票
- ・様式 4 備蓄物資一覧表
- ・様式 5 避難所内の空間配置地図
- ・様式 6 避難所運営日誌
- ・様式 7 避難者台帳
- ・様式 8 近隣の避難所・官公署リスト
- ・様式 9 避難行動要支援者名簿
- ・様式10 外泊届
- ・様式11 物資受払簿
- ・様式12 訪問者管理簿
- ・様式13 取材者受付用紙
- ・様式14 郵便物等受払簿
- ・様式15 健康管理シート
- ・様式16 ボランティア受付簿
- ・様式17 ペット登録台帳
- ・様式18 避難者要望シート

避難所の被害等チェックシート

チェック項目		はい	いいえ
①	建物の全体または一部が損壊している。		
②	建物の基礎が損壊している。または基礎と上部建物がずれている。		
③	建物が傾いている。		
④	建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。		
⑤	隣接する建築物の損壊による危険がある。 (倒れてくる恐れなどがある。)		
⑥	建物の内部にゆがみがある。または窓ガラスにひび割れがある。		
⑦	建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。		

※以上の項目に「はい」が1つでもあった場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所などへの移動を含め、使用の可否について検討する。

<ライフラインなど>

チェック項目		使用可	使用不可
①	電気		
②	水道		
③	下水道		
④	電話		
⑤	FAX		
⑥	インターネット		
⑦	テレビ		
⑧	暖房		
⑨	トイレ		
⑩	照明器具		
⑪	屋外階段		

避難者個別カード

避難所名：_____

入所時記入

ふりがな 世帯代表者氏名					住 所		
入所年月日		—	年	月	日		
家 族	ふりがな 氏 名	年齢	性別	職業等	電 話		
					所属町内会名		
					家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊・浸水 断水・停電・電話不通	
					親戚など の 連絡先	氏名	
						住所	
						TEL	
					持病、食物アレルギーなど、生活において特別な配慮が必要な事項等があれば、お名前とその内容を下欄に記入してください。		

※今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入

退所年月日		年 月 日 時 分					
転出先	住所						
	電話番号						
備 考							

※避難所運営委員会記載欄

在所の状況		要配慮者の状況		避難者台帳番号
<input type="checkbox"/> 避難所に入所		福祉避難所への移動	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 在宅でサービス受領		福祉避難所への移動	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 車中泊				

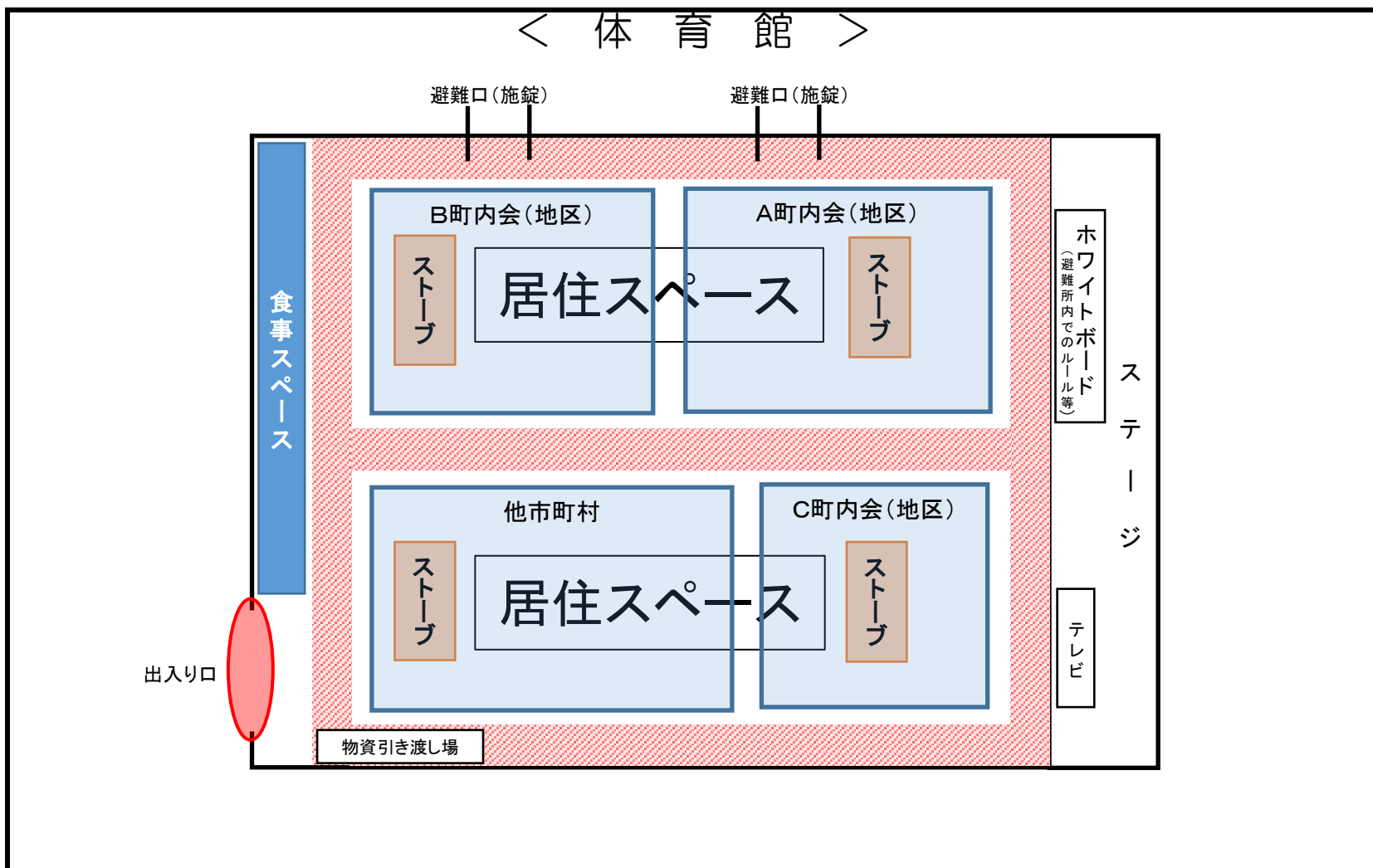
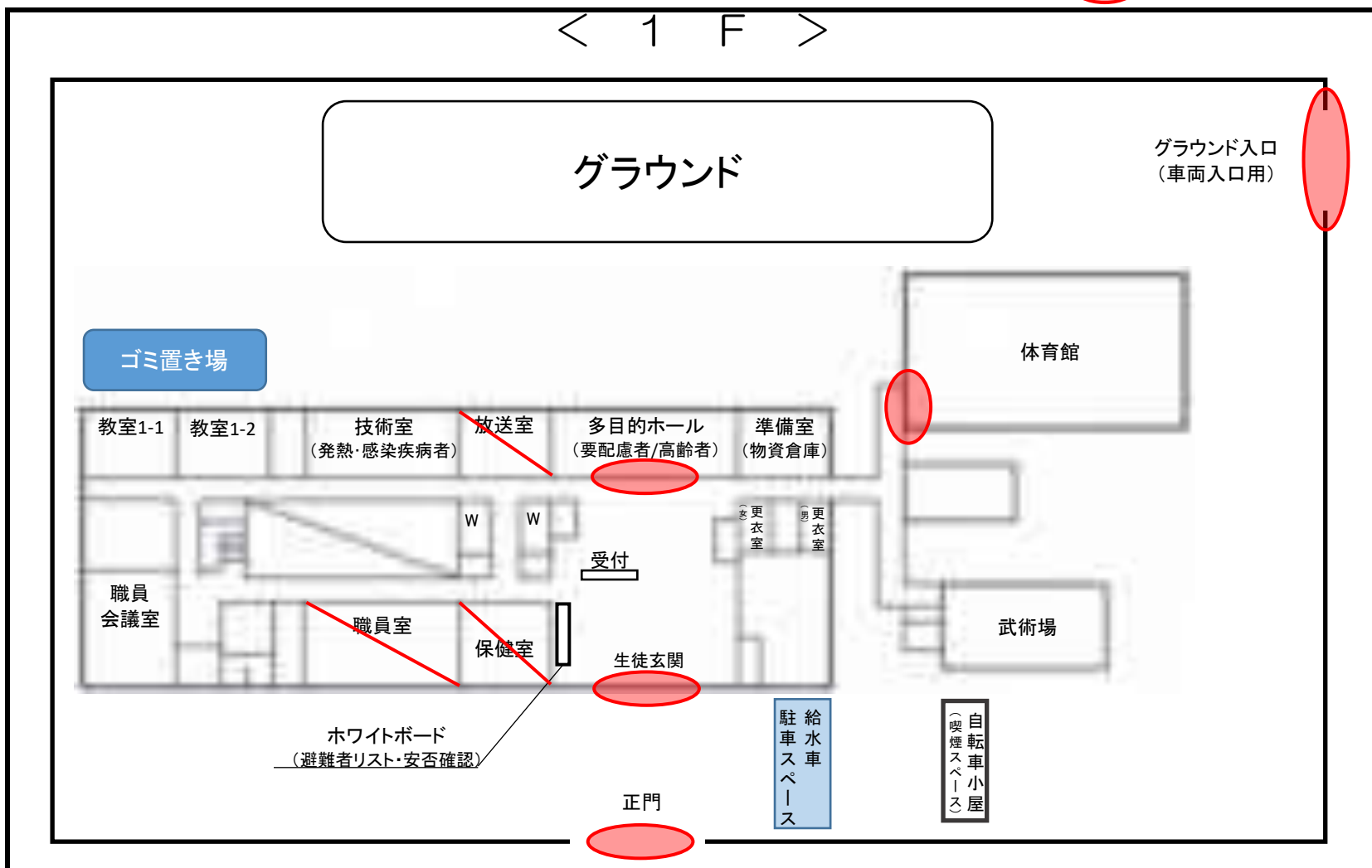
避難所内の空間配置地図

[例] ●●中学校

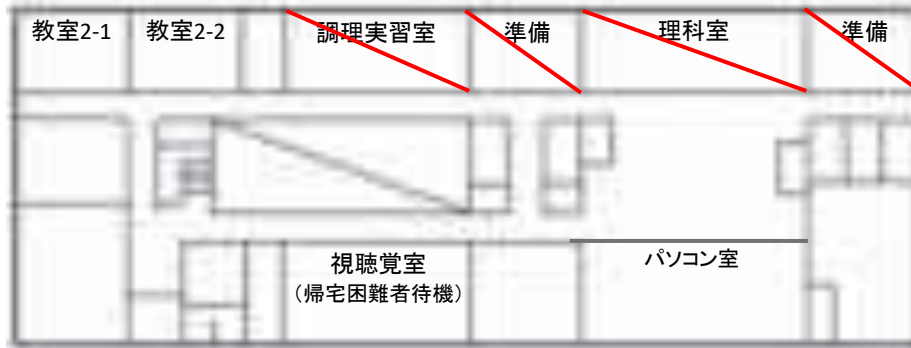
■ 導線: 通路としてあらかじめ確保

□ 立入禁止、危険箇所、使用除外

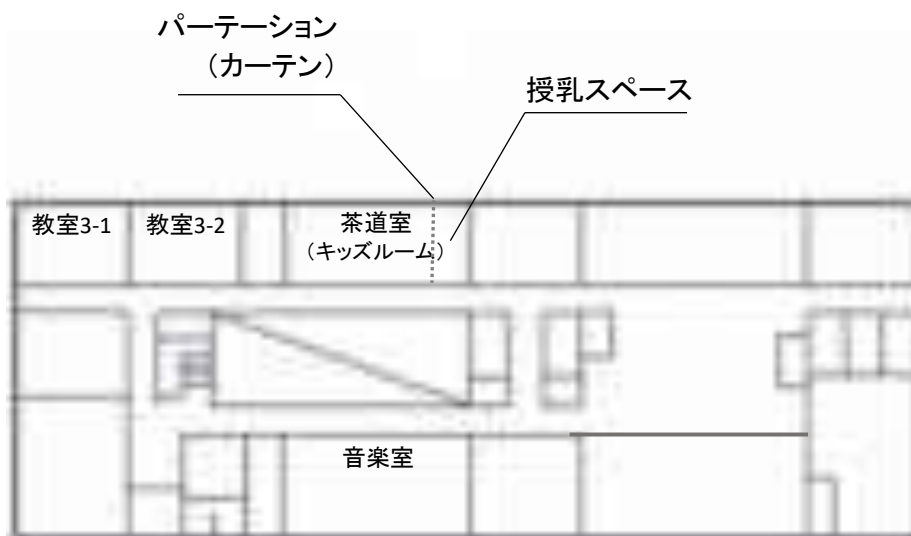
○ 開錠箇所



< 2 F >



< 3 F >



避難所運営日誌

避難所名

作成者名	
作成日時	月 日 () 時 分

		現在の状況 (A)	前回の状況 (B)	増減 (A-B)
世帯数 (合計)		世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数 (合計)		人	人	人
内訳	避難者	人	人	人
	在宅避難者	人	人	人
地域の状況		付近の道路	通行可 ・ 通行不可	
		ライフライン途絶	あり ・ なし ↓ ライフラインの種類 ()	
避難所運営委員会 代表者名・連絡先				
連絡事項等				

避難者台帳

避難所：

番号	入所日	退所日	(ふりがな) 名前 (世帯の代表者)	住所	電話 (連絡が取れる番号)	世帯の人数 (記入者も含む)	家族の中に配慮が 必要な方がいるか (介護・障がい・ア ルギ-など)	車中泊 の有無	安否確認への回答 (外部から照会の 際、住所・氏名を提 供)
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない

近隣の避難所・官公署リスト

【近隣避難所】

避難所名	住 所	電話番号	備 考

【官公署】

名 称	住 所	電話番号	備 考

外 泊 届

避難所名 _____

ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日
外 泊 先	
緊急時の連絡先電話番号	
備考欄	

訪 問 者 管 理 簿

避難所： _____

番号	訪問 月日	(ふりがな) 名前	訪問時刻	退所時刻	用 件
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

取材者受付用紙

避難所名 _____

受付日時		年 月 日 時 分			
退所日時		年 月 日 時 分			
代表者	会社名等			氏名	
	連絡先（所在地、電話番号等）				
同行者					
取材目的					
放送・掲載予定					
備考					

 （避難所担当者記入欄）

避難所対応者	
--------	--

郵便物等受取簿

避難所名 _____

避難所運営委員会記入欄				避難者（受取者）記入欄	
番号	郵便局等からの 受付月日	宛 名	郵便物等の種類	受取月日	受取人氏名
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	
	月 日		はがき・封書・小包 その他（ ）	月 日	

健康管理シート

避難所名 _____

避難者数 _____

記入者氏名 _____

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
-----	---------------------

(人数を記入)

症 状	~9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳~
発 熱								
下痢・嘔吐								
外 傷								

ボランティア受付簿

避難所名

番号	受付日	氏名・住所・電話番号	性別	職業・学校名等	備考 (ボランティアの種類など)
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			

ペット登録台帳

避難所名

番号	飼主	登録日	種類	性別・色 特徴	名前 (呼び名)	退所日
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					

避難者要望シート

※避難所における要望等がある場合は、この用紙に記入の上、避難所運営委員会の担当者に提出してください。

避難所名 _____

提出日時	年 月 日 時 分
記入者氏名	

[必要とする物資]

--

[その他要望事項等]

--

避難所運営業務チェックリスト

【項目一覧】

- I 運営体制の確立（平時）
 - (1) 平時から実施すべき業務
 - 1 避難所運営体制の確立
 - 2 避難所の指定
 - 3 初動の具体的な事前想定
 - 4 受援体制の確立
 - 5 帰宅困難者在宅避難者対策

- II 避難所の運営（発災後）
 - (1) 基幹業務
 - 6 避難所の運営サイクルの確立
 - 7 情報の取得管理共有
 - 8 食料物資管理
 - 9 トイレの確保管理

 - (2) 健康管理
 - 10 衛生的な環境の維持
 - 11 避難者の健康管理
 - 12 寝床の改善
 - 13 避難所運営スタッフの健康管理

 - (3) よりよい環境
 - 14 衣類
 - 15 入浴

- III ニーズへの対応
 - (1) 要配慮
 - 16 配慮が必要な方への対応
 - 17 女性・子どもへの配慮

 - (2) 安全安心
 - 18 防犯対策
 - 19 ペットへの対応

- IV 避難所の解消
 - 20 避難所の解消に向けて

- V 感染症対策
 - 21 感染症対策

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1. 避難所運営体制の確立																		
		1	災害対策本部・避難所担当	を	確保	する														
		1-1										防災、保健福祉担当	避難所運営の経験者のリスト	を	作成	する				
		1-2										防災担当	庁内メンバー(防災、福祉、上下水道、...)の選定	を	実施	する				
		1-3										防災、保健福祉担当	庁外メンバー(社協、NPO...)の選定	を	実施	する	NPO・ボランティア、社会福祉協議会			
		1-4										防災、保健福祉担当	避難所担当を地域防災計画等	で	確認	する				
		1-5										防災、保健福祉、避難所担当	避難所支援に関する話し合い(平時・発災後)	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会			
		1-6										避難所担当	避難所支援に関する話し合いには、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会			
		1-7										保健福祉担当	福祉避難所の対象者の概数	を	把握	する	民生・児童委員、身障者相談員、事業者、関係団体等			
		1-8										保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	福祉避難所の対象者の現況	を	把握	する				
		1-9										保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	情報の管理体制、関係部局等との情報共有体制	を	整備	する				
		1-10										防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の構成員	を	確保	する	関係団体、事業者			
		1-11										防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の設置	を	実施	する	自主防災組織、支援団体、福祉関係者、保健・医療関係者、民生委員、ボランティア等			
		1-12										保健福祉担当	福祉避難所の開設・運営担当職員	を	指名	する				
		1-13										保健福祉担当	関係機関との連携体制	を	確認	する	社会福祉施設、医療機関等			
		1-14										防災、保健福祉担当	避難所運営者育成のための研修	を	実施	する				
		2	各避難所で避難所運営委員会	を	設置	する														
		2-1										防災、保健福祉担当	各避難所に避難所運営委員会	を	設置	する				
		2-2										防災、保健福祉担当	避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会の体制	を	確認	する				
		2-3										防災担当、避難所運営委員会	女性がリーダーシップを発揮しやすい体制	を	確認	する				
		2-4										避難所運営委員会	避難所運営委員会で定期的な会議	を	実施	する				
		2-5										避難所運営委員会	運営会議に必要に応じNPO・ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会			
		2-6										防災担当	行政職員の応援要請	を	実施	する				
		2-7										避難所運営委員会	指定避難所の一区画を福祉避難スペースとした場合の避難所運営組織に要配慮者班	を	設置	する	町民等、有資格者、専門家等			
		2-8										防災、保健福祉担当	社会福祉施設等を福祉避難所とした場合の人的支援	を	確保	する				
		3	災害対策本部と避難所の連絡体制	を	確立	する														
		3-1										避難所担当	災害対策本部との連絡(通信)手段	に	習熟	する	応援職員			
		3-2										避難所担当	避難所派遣職員の配備状況の報告	を	実施	する	応援職員			
		3-3										避難所担当	被害状況・避難者人数の把握、本部への報告	を	実施	する	応援職員			
		3-4										避難所担当	災害対策本部・避難所担当との連絡方法	を	確保	する	応援職員			
		3-5										避難所担当	避難所の状況・物資要請等定時報告	を	実施	する	応援職員			
		4	各避難所派遣職員の基本業務	を	確立	する														
		4-1										避難所担当	避難所内の避難者人数	を	把握	する	応援職員			
		4-2										避難所担当	避難所の必要食事数	を	把握	する	応援職員			
		4-3										避難所担当	避難所のトイレ・設備の状況	を	把握	する	応援職員			
		4-4										避難所担当	避難所内の情報管理・発信	を	実施	する	応援職員			
		4-5										避難所担当	災害ボランティア本部(社会福祉協議会)への派遣要請・調整	を	実施	する	応援職員			
		4-6										避難所担当	避難所派遣職員間の引き継ぎ体制	を	確立	する	応援職員			
		2. 避難所の指定																		
		1	災害想定に応じた避難所	を	確保	する														
		1-1										防災担当、施設管理者	地域に想定される災害	を	確認	する				
		1-2										防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域	を	確認	する				
		1-3										防災担当	想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設	を	確保	する				
		1-4										防災担当	指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確	を	実施	する				
		1-5										防災担当	指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの提示	を	実施	する				
		1-6										防災担当	避難所の指定について周知	を	実施	する				
		2	福祉避難所/スペース	を	確保	する														
		2-1										防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	要配慮者には二次被害の恐れがあること	を	確認	する				
		2-2										防災、保健福祉担当	福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標	を	設定	する				
		2-3										防災、保健福祉担当	福祉避難所の機能の段階的・重層的設定	を	確認	する				
		2-4										防災、保健福祉担当	指定基準に適合する施設	を	指定	する				
		2-5										保健福祉、障がい者、高齢者担当	日帰り(デイ)サービス施設	を	確保	する				
		2-6										保健福祉、障がい者、高齢者担当	入所施設における地域交流スペース	を	確保	する				
2-7										防災、保健福祉、障がい者、高齢者担当	バリアフリースペースを持つ公共施設	を	確保	する						
2-8										防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	公民館や公共建物	を	確保	する						
2-9										防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	協定等により支援を実施する専門職員	を	確保	する						
3	機能別避難所	を	検討	する																
3-1										防災、保健福祉担当	母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保	を	検討	する						
3-2										防災担当、町民等	お寺、神社等施設の利用	を	検討	する						
3-3										防災担当、町民等	マンション、ガレージ等の施設の利用	を	検討	する						
3-4										防災担当、施設管理者	大規模避難所(アリーナ等)の活用	を	検討	する						
4	指定避難所以外の避難所の対策	を	実施	する																
4-1										防災、避難所担当、町民等	指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化	を	実施	する						
4-2										防災、避難所担当、町民等	指定以外の避難所についての協議	を	実施	する						
4-3										防災、災害救助法所管担当	避難所として使用する施設の把握と災害時の道への報告	を	実施	する						
4-4										保健福祉担当、避難者	車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知	を	実施	する	NPO・ボランティア					
4-5										保健福祉担当、避難者	車中泊の避難者に対して、弾性ストッキングの配布	を	実施	する						
5	避難所として確保すべき備蓄	を	実施	する																
5-1										防災、救援物資担当	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画	を	作成	する						
5-2										防災、障害者、避難所担当	障がい者、外国人向けの案内掲示等	を	確保	する						

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		5-3									防災担当、施設管理者	設備(水道、ガス、電気、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常用発電機、投光器等)	を	確認	する	避難所となる施設管理事務局		
		5-4									防災担当、施設管理者	資機材(テレビ、ラジオ、インターネット環境、充電設備、ポータブルストーブ、事務機器、電気ポット等)	を	確保	する	避難所となる施設管理事務局		
		5-5									防災担当	食料・飲料(食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等)	を	確保	する			
		5-6									防災担当	生活用品(授乳用ベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレトイペーパー、手指消毒薬、燃料、トイレ掃除用具等)	を	確保	する			
		5-7									防災担当	感染症対策用品(使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具等)	を	確保	する			
3. 初動の具体的な事前想定																		
		1	避難所における二次災害の可能性	を	確認	する												
		1-1					◎		◎		防災担当、施設管理者	余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-2					◎		◎		防災担当、施設管理者	津波・水害での水没/浸水可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-3					◎		◎		防災担当、施設管理者	二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側への移動	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-4					◎		◎		防災担当、施設管理者	延焼火災の危険性・可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		2	必要な書式等	を	作成	する												
		2-1					◎				営繕建築担当	避難所の被害等チェックシート【様式1】	を	作成	する			
		2-2					◎				防災担当	避難者個別カード等の帳票【様式2など】	を	作成	する			
		2-3					◎				避難所担当	医療・福祉・健康等特別なニーズを聞き取るための帳票【様式2】	を	作成	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等		
		2-4					◎				救護物資担当	物資の要請票【様式3】	を	作成	する			
		2-5					◎				防災担当	備蓄物資一覧表【様式4】	を	作成	する			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		3	避難所運営マニュアル	を	作成	する												
		3-1					◎				防災担当、施設管理者、町民等	作成にあたり、防災担当、施設管理者、町民等の代表、要配慮者等多様な意見	を	整理	する			
		3-2					◎				防災担当、施設管理者、町民等	施設管理者、避難所派遣職員、避難者、町民等の役割分担	を	整理	する			
		3-3					◎				防災担当、町民等	避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場	を	確保	する			
		3-4					◎				防災担当、施設管理者、町民等	マスコミ取材対応方法【様式13】	を	検討	する			
		3-5					◎				施設管理者、町民等	避難所内の空間配置地図【様式5】	を	作成	する			
		3-6					◎				防災担当、町民等	避難所運営に必要な物品(ガムテープ、養生テープ、カラーコーン等)	を	確保	する			
		3-7					◎				防災担当、町民等	避難所運営の為に必要な様式(避難者個別カード(様式2)は必要数を印刷して避難所に保管等)	を	作成	する			
		3-8					◎				防災担当、町民等	避難所運営の為に必要な様式を必要数印刷し、各避難所	に	保管	する			
		3-9					◎				防災担当	避難所運営の為に必要な物品(3-6、3-8のほか、筆記用具、各種看板表示)等を箱詰めした避難所運営キットを、各避難所	に	保管	する			
		4	避難所運営マニュアルを用いた訓練	を	実施	する												
		4-1					◎				防災担当、町民等	避難所運営に必要な関係者にマニュアルの内容	を	周知	する			
		4-2					○				防災担当、町民等	マニュアルに基づく訓練計画	を	作成	する			
		4-3					○				防災担当、町民等	訓練計画に基づく訓練	を	実施	する			
		4-4					○				防災担当、町民等	避難所運営訓練実施後に結果をマニュアルに	に	反映	する			
		4-5					◎				防災担当、町民等	トイレの設置・運用訓練	を	実施	する			
		4-6					◎				防災担当、町民等	HUG(避難所運営ゲーム)等の既存の訓練	を	実施	する			
		4-7					○				防災、保健福祉担当	要配慮者支援対策に関する研修会・勉強会	を	開催	する			自治体職員、自主防災組織、町民等、要配慮者と家族、関係者
		4-8					○				防災、保健福祉担当	ワークショップや図上訓練で地域の要配慮者支援のあり方	を	検討	する			
		4-9					◎				防災、保健福祉担当、町民等、要配慮者、社会福祉施設等	実践型福祉避難所設置・運営訓練	を	実施	する			
		5	発災直後にPUSH型で避難所に物資を届ける体制づくり	を	実施	する												
		5-1					◎				防災、救援物資担当	避難所からの要請がなくても物資を届ける体制(プッシュ型)	を	確保	する			
		5-2					◎				防災、救援物資担当	備蓄物資を避難者数等に応じて避難所への配布	を	実施	する			
		5-3					◎				防災、救援物資担当	国・県からプッシュ型で届いた物資の配布	を	実施	する			
		6	災害用トイレの確保・配備計画	を	作成	する												
		6-1					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	各避難所の既設トイレの汚水処理方法	を	確認	する			
		6-2					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	各避難所の想定される最大避難者数	を	確認	する			
		6-3					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	災害時の水洗トイレの使用ルール	を	作成	する			
		6-4					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	災害時のトイレ(便器)の必要数の見積もり	を	実施	する			
		6-5					◎				浄化槽・し尿処理、下水道、防災担当、施設管理者	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備、コンテナトイレの導入	を	検討	する			
		6-6					◎				防災担当、施設管理者	屋外トイレの設置場所	を	確保	する			
		6-7					◎		○		浄化槽・し尿処理、下水道、保健福祉担当、施設管理者	トイレの衛生管理に必要な物資等	を	確保	する			
		6-8					◎		○		上水道担当、避難者	手洗い用水	を	確保	する			
		7	汚水処理・使用済み携帯トイレ(便袋)の処理手段	を	確保	する												
		7-1					◎				防災、環境衛生、下水道担当	汲み取り業者等と災害時の協定締結	を	実施	する			
		7-2					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当	避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)	を	作成	する			
		7-3					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当	使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所	を	確保	する			
		7-4					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当、施設管理者	使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段	を	確保	する			
4. 受援体制の確立																		
		1	人的資源の受援体制	を	確立	する												
		1-1					◎				防災担当	避難所派遣職員の応援要請手段	を	確立	する			道
		1-2							◎	○	保健福祉担当	救護・巡回のための医師・看護師	を	要請	する			道、医療・福祉事業者等
		1-3							◎	○	保健福祉担当	健康管理のための保健師	を	要請	する			道
		1-4					◎				防災、保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための専門的人材の要請先リスト	を	整備	する			
		1-5							◎	○	保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための福祉関係者等	を	要請	する			医療・福祉事業者等
		1-6							◎	○	防災担当	治安維持のための警察官	を	要請	する			警察
		1-7							◎		ボランティア担当	多様なニーズに対応するためのボランティア	を	要請	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2	必要な組織との協定	を	検討	する												
		2-1					◎				防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定	を	検討	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2-2					◎				防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくり	を	検討	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2-3					◎				防災、保健福祉担当	民間の社会福祉施設等の場合は指定に関する協定	を	締結	する			社会福祉施設等
		2-4					◎				防災、保健福祉担当	関係団体や事業者と要配慮者支援の専門的人材派遣に関する協定	を	締結	する			社会福祉施設等
		3	ボランティア受入れ体制	を	確立	する												
		3-1					◎				防災、ボランティア担当	災害ボランティアセンター設置・運営の必要性	を	確認	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		3-2					◎				防災、ボランティア担当	災害ボランティアセンター活動の周知	を	実施	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		3-3					◎				防災、ボランティア担当、町民等	町民等の受援力を高める施策	を	実施	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		4	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	を	検討	する												
		4-1					○				保健福祉担当	受け入れ窓口	を	検討	する			医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		4-2					○				保健福祉担当	受け入れ後の業務フローを協働で作成	を	検討	する			医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会
5. 帰宅困難者・在宅避難者対策																		
		1	帰宅困難者対策の必要性	を	確認	する												
		1-1					○				防災担当	昼間人口と夜間人口の差分	を	検討	する			
		1-2					○				防災担当	帰宅困難者への対応を企業等に要請	を	実施	する			
		1-3					○				防災担当	帰宅困難者の避難所における対応方針	を	検討	する			
		1-4					○				防災担当	対応方針の周知	を	実施	する			
		1-5							○		防災、保健福祉、避難所担当	帰宅困難者の誘導	を	実施	する			駅員、警察
		2	在宅避難者対策	を	実施	する												
		2-1					○				防災担当	在宅避難者の安否確認方法	を	検討	する			
		2-2					○				防災担当	在宅避難者への対応方針	を	検討	する			
		2-3							◎		防災担当	在宅避難者の安否確認	を	実施	する			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
		2-4								○		防災担当	在宅避難者のニーズ把握	を	実施	する				
		2-5								○		防災担当	在宅避難者への生活支援	を	実施	する				
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルを確立																		
		1	災害対策本部・避難所担当において避難所の運営管理	を	実施	する														
		1-1									◎		避難所担当	避難所の被害状況把握	を	実施	する			
		1-2									○		避難所、営繕建築担当、施設管理者	被害を受けた避難所の応急修理	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-3									○		避難所担当	避難所の開設状況の確認	を	実施	する			
		1-4									○		避難所担当	避難所の数が不足していないかの確認	を	実施	する			
		1-5									○		避難所担当	余震等による爆発的な避難者数の増加への対応	を	実施	する			
		2	避難所の被害状況確認	を	実施	する														
		2-1									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の構造被害チェック	を	実施	する			
		2-2									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の内部被害チェック	を	実施	する			
		2-3									◎		施設管理者、避難所派遣職員	危険箇所のチェック	を	実施	する			
		2-4									◎		施設管理者、避難所派遣職員	立入禁止場所の表示	を	実施	する			
		2-5									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の被害チェック結果を災害対策本部	に	報告	する			
		2-6									○		施設管理者、避難所派遣職員	備蓄品のチェック	を	実施	する			
		2-7									○		施設管理者、避難所派遣職員	ライフラインの被害チェック	を	実施	する			
		3	避難所運営会議(定例)	を	実施	する														
		3-1										◎		避難所運営委員会	避難所運営の方針決定	を	実施	する		
		3-2										○		避難所運営委員会、NPO・ボランティア等	方針に基づく各主体の役割分担の決定	を	実施	する		
		3-3										○		避難所運営委員会	運営計画の策定	を	実施	する		
		3-4										○		避難所運営委員会	必要物品、資機材の洗い出し	を	実施	する		
3-5										○		避難所派遣職員	不足物の確保・要請	を	実施	する	応援職員			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		4	避難所の運営ルール	を	確立	する												
		4-1					○	◎			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの確立	を	実施	する			
		4-2						○			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの周知、掲示	を	実施	する			
		4-3							○		避難所運営委員会	避難所運営日誌【様式6】	を	作成	する			
		4-4							◎		避難所運営委員会、保健福祉担当、NPO・ボランティア	避難者のニーズ把握	を	実施	する			
		4-5							○		避難所派遣職員	NPO・ボランティアへの支援要請	を	実施	する	応援職員		
		5	避難所運営の実施手順の確立	を	実施	する												
		5-1							○		避難所運営委員会	避難者受付(個別カードの作成含む)	を	実施	する			
		5-2							◎		避難所運営委員会	避難者人数の定期報告	を	実施	する			
		5-3							○		避難所運営委員会	避難者個別カードの作成【様式2】	を	実施	する			
		5-4							○		避難所運営委員会	避難者個別カードの管理【様式2】	を	実施	する			
		5-5							○		避難所運営委員会	入・退所管理	を	実施	する			
		5-6							○		避難所運営委員会	避難者の属性(年齢、性別、特殊ニーズ)の把握	を	実施	する			
		5-7							○		避難所運営委員会	避難者台帳の作成【様式7】	を	実施	する			
7. 情報の取得、管理、共有																		
		1	情報取得手段	を	確保	する												
		1-1					◎	○			防災担当	無線・衛星携帯電話等通信設備	を	確保	する			
		1-2					◎	○			防災担当	無線等情報機器のための電源	を	確保	する			
		1-3					◎	○			防災担当、施設管理者	戸別受信機(防災ラジオ)	を	確保	する			
		1-4					◎	○			防災担当、施設管理者	情報入手手段(テレビ、ラジオ等)	を	確保	する			
		1-5							○		防災、ICT担当、施設管理者	インターネット環境(Wi-Fi等)	を	確保	する			
		1-6							○		防災、ICT担当、施設管理者	携帯電話・スマートフォンの充電手段	を	確保	する			
		1-7							○		防災、ICT担当	新聞等の情報入手手段	を	確保	する			
		2	外部向けの広報手段	を	確保	する												
		2-1							○		施設管理者、避難所派遣職員	外部向け掲示板	を	設置	する	応援職員		
		2-2							◎		防災、広報、ICT、避難所担当、避難所派遣職員	在宅避難者への情報発信	を	実施	する	応援職員		
		2-3							○		防災、広報、ICT、避難所担当、避難所派遣職員	支援者への情報発信	を	実施	する	応援職員、ボランティア本部等		
		3	外部向けの広報活動	を	実施	する												
		3-1							◎	○	防災、広報、ICT担当	避難所の開設状況	を	周知	する			
		3-2							○		防災、広報、ICT担当	避難所の使用可否	を	周知	する			
		3-3							○		防災、広報、ICT担当	避難所の代替施設開設	を	周知	する			
		3-4							◎		災害対策本部、施設管理者、避難所運営委員会	マスコミ取材対応方法【様式13】	を	検討	する			
		3-5							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難者の安否照会対応(外部からの問合せ)	を	実施	する	応援職員		
		3-6							○		防災、広報、ICT担当	デマ等に対し、正確な情報	を	発信	する			
		4	内部向けの情報共有手段	を	確保	する												
		4-1							○		施設管理者、避難所派遣職員	内部向け情報掲示板	を	設置	する			
		4-2							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	掲示情報の整理(見易さの検討)	を	実施	する	応援職員		
		4-3							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の掲示板	を	設置	する	応援職員		
		4-4							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	ライフラインの復旧情報の確認・提供	を	実施	する	応援職員		
		5	内部向けの情報共有	を	実施	する												
		5-1							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	災害対策本部からの情報周知	を	実施	する	応援職員		
		5-2							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	地域の被害状況の集約方法	を	検討	する			
		5-3							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	地域の被害・復旧状況等の情報周知	を	実施	する	応援職員		
		5-4							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の仕分け	を	実施	する	応援職員		
		5-5							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の掲示	を	実施	する	応援職員		
		5-6							○		防災、避難所担当	地域の復旧見込み等の説明会	を	検討	する			
8. 食料・物資管理																		
		1	物資の受け入れ体制	を	整備	する												
		1-1							◎		救援物資担当等	物資供給計画	を	作成	する			
		1-2							◎	○	救援物資担当等、避難所運営委員会	物資の積おろし場所・ルート	を	確保	する			
		1-3							◎	○	救援物資担当等、避難所運営委員会	物資の保管場所	を	確保	する			
		1-4								○	避難所派遣職員、避難所運営委員会	物資の要請【様式3】	を	実施	する	応援職員		
		1-5								○	避難所派遣職員、避難所運営委員会	物資の管理【様式11】	を	実施	する	応援職員		
		1-6							◎	○	避難所派遣職員、避難所運営委員会	在宅避難者用物資の配布体制	を	確保	する	応援職員、町民等		
		2	食料等の確保	を	実施	する												
		2-1							○	◎	避難者、町民等	地域の資源(食料等)の活用	を	実施	する			
		2-2								◎	避難所運営委員会	食事スペース	を	確保	する			
		2-3								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	備蓄物資の配布	を	実施	する			
		2-4								○	救援物資担当	アレルギー対応等特別食の確保	を	実施	する			
		2-5								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難所・在宅避難者別に必要食数の報告	を	実施	する	応援職員		
		2-6								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	食料の数量管理、衛生的な保管状態	を	確保	する	応援職員		
		2-7								○	救援物資担当	炊出し実施のための調理器具や食材	を	確保	する			
		2-8								○	保健福祉担当	個人属性に応じた栄養面への配慮	を	実施	する	NPO・ボランティア		
9. トイレの確保・管理																		
		1	多重的に災害用トイレ	を	確保	する												
		1-1							◎	◎	防災、環境衛生、救援物資担当	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段	を	確保	する	トラック協会等		
		1-2								◎	◎	防災、環境衛生、救援物資担当	各避難所のトイレの不足数	を	把握	する		
		1-3								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境	を	確保	する		
		1-4								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	要配慮者専用トイレ	を	確保	する		
		1-5								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	コンテナトイレの導入	を	検討	する		

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄	
							準備	初動	展開	再構成	撤収								
		1-6								◎		環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境	を	確保	する			
		2	既設トイレの活用と不足するトイレの把握	を	実施	する													
		2-1								◎		施設管理者、避難所派遣職員	既設トイレの使用可能な個室(便器)	を	確認	する			
		2-2								◎		施設管理者、避難所派遣職員	既設トイレの水洗トイレの使用禁止などの措置	を	実施	する			
		2-3								◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレ	を	設置	する			
		2-4								◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	マンホールトイレの使用環境	を	確保	する			
		2-5								○		避難所派遣職員	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請	を	実施	する			
		2-6								○		運営委員会、避難者	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)	を	把握	する			
		3	トイレの使用ルール	を	確保	する													
		3-1								◎	◎	○	環境衛生、下水道担当、施設管理者	トイレの使用ルールの周知、掲示	を	実施	する		
		3-2								◎	○		環境衛生、下水道担当、施設管理者	トイレ専用の履物	を	確保	する		
		3-3									○		環境衛生、保健福祉担当、運営委員会	正しい手洗い方法の周知、掲示	を	実施	する	NPO・ボランティア	
		3-4									○		運営委員会	トイレの男女、多目的別をわかりやすくする表示	を	実施	する		
		3-5									○		防犯担当、運営委員会、避難者、町民等	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけ	を	実施	する		
		3-6									○		運営委員会	女性や要配慮者に意見を求め、改善	を	実施	する		
		4	トイレの使用環境の改善	を	実施	する													
		4-1									○		運営委員会・ボランティア	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性	を	確保	する		
		4-2								◎	○		救援物資担当	おむつや生理用品等	を	確保	する		
		4-3								◎	○	○	救援物資担当	ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤	を	確保	する		
		4-4									○		救援物資、環境衛生担当	おむつや生理用品のサニタリーボックス	を	確保	する		
		4-5								◎	○		救援物資担当等、施設管理者	防犯対策としてトイレの中と外に照明	を	確保	する		
		4-6									○		住民担当、避難所運営委員会	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)	を	実施	する		
		4-7								○	○		救援物資、営繕建築担当、施設管理者	手すりの設置・段差の解消	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局	
		4-8									○		救援物資担当	子ども用のトイレ(便座)	を	確保	する		

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		5	トイレの特別ニーズ対応	を	実施	する												
		5-1					◎	○			運営委員会、避難者	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握	を	実施	する			
		5-2						○			避難所派遣職員	配慮が必要な方のボランティアの要請	を	実施	する	応援職員		
		5-3						○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	感染症患者が出たときの専用トイレ	を	確保	する			
		5-4						○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	装具交換やおむつ交換のための折り畳み台	を	検討	する			
		5-5						○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペース	を	検討	する			
		5-6						○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	トイレの待合スペース・雨風日除けの確保	を	検討	する			
		6	トイレの清潔な衛生環境	を	確保	する												
		6-1					◎	◎			救援物資担当	手洗い用の水・石鹸	を	確保	する			
		6-2					◎	◎	○		救援物資担当	手指消毒液	を	確保	する			
		6-3						◎			運営委員会、避難者、町民等	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担	を	実施	する			
		6-4						○			救援物資、環境衛生担当	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・エプロン等	を	確保	する			
		6-5							○		環境衛生担当、避難者	防虫・除虫対策	を	実施	する			
健康管理		10. 衛生的な環境の維持																
		1	ゴミ集積場所	を	確保	する												
		1-1					◎	○			施設管理者、避難所運営委員会	ゴミの集積場所	を	確保	する			
		1-2						○			避難所運営委員会	ゴミ袋の設置	を	実施	する			
		1-3						○			避難所運営委員会	ゴミの集積場所	を	周知	する			
		1-4						○			環境衛生担当	避難所ゴミの収集体制	を	確保	する			
		1-5						○			環境衛生担当	ゴミ袋、防臭・防虫剤	を	確保	する			
		2	避難所の掃除	を	実施	する												
		2-1							○		避難所運営委員会、避難者	避難所の掃除	を	実施	する			
		2-2							○		避難所運営委員会、避難者	寝具などの整理整頓	を	実施	する			
		3	食品の管理	を	実施	する												
		3-1					◎	○			保健福祉担当	食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	を	確立	する			
		3-2						○			保健福祉担当、避難所運営委員会	食品の管理方法の徹底	を	実施	する	保健所		
		3-3					◎	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	手洗いの徹底	を	実施	する			
		3-4						○			保健福祉担当、避難所運営委員会	炊出し等調理をする人の健康チェック	を	実施	する			
		11. 避難者の健康管理																
		1	避難者の健康管理体制	を	確保	する												
		1-1					○				保健福祉担当	避難者の健康管理シート【様式15】	を	作成	する			
		1-2					○	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	救護所や医療巡回受け入れスペースの設置	を	検討	する			
		1-3					○	◎			保健福祉担当	医師・看護師の巡回・派遣体制	を	確保	する			
		1-4					○	○			保健福祉担当	保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制	を	確保	する			
		1-5					○	○			保健福祉担当	心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制	を	確保	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等		
		1-6						○			保健福祉担当	正しい口腔ケアの周知・指導	を	実施	する			
		1-7						○			保健福祉担当	妊婦健診・乳児健診の情報提供	を	実施	する			
		1-8						○			保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	健康相談窓口	を	設置	する			
		2	感染症対策(インフルエンザ、ノロウイルス等)	を	実施	する												
		2-1					◎				保健福祉担当	感染症予防の重要性	を	確認	する			
		2-2						◎	○		避難者	避難所の換気	を	実施	する			
		2-3							○		保健福祉担当	感染症予防	を	実施	する			
		2-4					◎	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	感染症患者が出た時の対応	を	検討	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等		
		2-5							○		避難所運営委員会、施設管理者	感染症患者が出た時の部屋	を	確保	する			
		3	その他病気対策	を	実施	する												
		3-1							○		保健福祉担当	食中毒対策	を	実施	する			
		3-2							○		保健福祉担当	生活不活発病対策として体操など	を	実施	する			
		3-3							○		保健福祉担当	持病の悪化防止	を	実施	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等		
		3-4							○		保健福祉担当	エコノミークラス症候群対策	を	実施	する			
		3-5					◎	○			保健福祉、救援物資担当	エコノミークラス症候群防止のための弾性ストッキングの配布	を	検討	する			
		3-6							○		保健福祉担当	熱中症対策	を	実施	する			
		4	暑さ・寒さ対策	を	検討	する												
		4-1					◎	○			救援物資担当	必要と判断される時には防寒着	を	確保	する			
		4-2							○		避難所運営委員会、避難者	採光量の調節(暑いときは日光の直射を避ける)	を	実施	する			
		4-3						○			救援物資担当	冷暖房器具、燃料	を	確保	する			
		4-4						○			営繕建築担当	空調の早期復旧	を	検討	する			
		4-5							○		保健福祉担当、避難所運営委員会、避難者	食料の温度管理に配慮	を	実施	する			
		4-6							○		環境衛生担当	必要と判断される時には害虫対策	を	検討	する			
		12. 寝床の改善																
		1	寝床の改善	を	実施	する												
		1-1					◎				防災、保健福祉担当	床に直接寝ることアレルギーや喘息等が悪化する危険性	を	認識	する			
		1-2					◎				防災、保健福祉担当	床に直接寝ることエコノミークラス症候群発症の危険性	を	認識	する			
		1-3					◎	○			救援物資担当	寝具として毛布	を	確保	する			
		1-4						○			救援物資担当	電気毛布、冬用寝袋	を	確保	する			
		1-5						○			救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	間仕切り	を	確保	する			
		1-6						○			救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	布団・エアマットなどの寝具の設置	を	検討	する			
		1-7						○			救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	段ボールマット等の設置	を	実施	する			
		13. 避難所運営スタッフの健康管理																
		1	避難所運営スタッフの健康管理	を	実施	する												
		1-1					○	◎			防災担当	十分な睡眠を取れるスペース・寝具	を	確保	する			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
よりよい環境		1-2									保健福祉担当	巡回の医師・看護師・保健師等による健康相談体制	を	確保	する					
		1-3									○	防災担当	避難所運営スタッフに交代で休養日	を	確保	する				
		14. 衣類																		
		1	衣類確保のための留意点	を	確認	する														
		1-1										◎	○	救援物資担当	避難者の属性に応じた下着類	を	確保	する		
		1-2											○	救援物資担当	体や季節に合った衣類	を	確保	する		
		1-3											○	救援物資担当	仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機)	を	確保	する		
		1-4											○	避難所運営委員会	洗濯干し場	を	確保	する		
		1-5											○	救援物資担当	洗濯洗剤など	を	確保	する		
		15. 入浴																		
		1	入浴対策	を	検討	する														
		1-1										◎		防災担当	旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	を	実施	する		
		1-2										◎	○	町民等	汚水に侵された時は汚れ落とし	を	実施	する		
		1-3											○	救援物資担当	体を拭くための使い捨てタオル等	を	確保	する		
		1-4											○	避難所担当、施設管理者、避難所運営委員会	シャワーを浴びることができる環境	を	確保	する		
		1-5											○	避難所担当、施設管理者、避難所運営委員会	風呂に入ることができる環境	を	確保	する		
1-6											○	避難所、保健福祉担当等	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境	を	確保	する				
16. 配慮が必要な方への対応																				
1	配慮が必要な方への対応	を	実施	する																
1-1											○	避難所運営委員会、避難者、町民等	配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取り	を	実施	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
1-2											○	営・建築担当、避難所運営委員会	段差の解消など環境整備	を	検討	する				
1-3										◎	○	避難所運営委員会、避難者	避難者同士の見守り体制	を	確保	する				
1-4											○	避難所、総務担当	外国語による避難所内情報の提供	を	検討	する				
1-5											○	保健福祉、ボランティア担当	心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制	を	確保	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等、社会福祉協議会			
1-6											○	保健福祉、ボランティア担当	心のケアイベント・サロン活動等	を	検討	する				

ニーズへの対応

要配慮

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
安心安全		2	避難者の滞在可能性の検討	を	実施	する						保健福祉、ボランティア担当	福祉避難所への移動	を	検討	する				
		2-1						◎				保健福祉、ボランティア担当	福祉避難所への移動手段	を	確保	する	医療・福祉事業者等、NPO・ボランティア			
		2-2						◎				保健福祉、ボランティア担当	施設・病院への入院・入所	を	検討	する				
		2-3										保健福祉、ボランティア担当	施設・病院への入院・入所手続き	を	手配	する				
		2-4										保健福祉、ボランティア担当		を						
		3	ボランティアニーズの把握	を	実施	する														
		3-1									○	避難所運営委員会	避難者のボランティアニーズの把握	を	実施	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
		3-2									○	保健、ボランティア担当	在宅避難者のボランティアニーズの把握	を	実施	する				
		3-3									○	避難所運営委員会	ボランティアの要請	を	実施	する				
		3-4									○	避難所運営委員会	ボランティア受入【様式16】	を	実施	する				
		3-5									○	ボランティア担当、避難所運営委員会	受入れ済みボランティアが一目でわかる目印	を	検討	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
		17. 女性・子供への配慮																		
		1	女性における衛生面・保安面に配慮	を	実施	する														
		1-1										◎	防災、母子・乳児、保健福祉担当、町民等	女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきこと	を	確認	する			
		1-2										◎	施設管理者、避難所運営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の確保	を	実施	する			
		1-3										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の女性による配布	を	実施	する			
		1-4										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性用更衣室/スペースの設置	を	実施	する	NPO・ボランティア		
1-5										○	施設管理者、避難所運営委員会	授乳室/スペース等の設置	を	実施	する	医師・看護師、NPO・ボランティア				
1-6										○	施設管理者、避難所運営委員会	母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置	を	検討	する					
1-7										○	施設管理者、避難所運営委員会	キッズスペース(子供の遊び場)の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア				
1-8										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性専用居室の設置	を	検討	する					
2	女性の活躍環境	を	確保	する																
2-1										◎	避難所運営委員会、避難者	性別配慮について意見が反映できる環境	を	確保	する					
2-2										○	避難所担当、避難所運営委員会	困りごと相談窓口の設置(女性やボランティアの協力を得る)	を	実施	する					
2-3										○	避難所担当、避難所運営委員会	家庭的ニーズの積極的な掘り出し	を	実施	する	NPO・ボランティア				
2-4										○	避難所運営委員会	安心して話せる女性だけの場の確保	を	検討	する					
18. 防犯対策																				
1	避難所・地域の防犯対策	を	実施	する																
1-1										◎	町民等、施設管理者	平常の防犯活動	を	確認	する					
1-2										○	避難者、避難所運営委員会	避難者同士の見守り体制	を	確保	する					
1-3										○	防犯担当、避難所運営委員会	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施設、防犯ブザー等)	を	実施	する					
1-4										○	防犯担当、避難所運営委員会	特に女性においては、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止	を	実施	する					
1-5										○	防犯担当、避難者、町民等	地域の防犯・見守り体制	を	確保	する	警察、消防団				
1-6										○	防犯担当	警察の巡回・派遣体制	を	確保	する	警察				
1-7										○	避難者、町民等	自警団等の結成	を	実施	する	警察、消防団				
19. ペットへの対応																				
1	ペットの滞在ルールの確立	を	検討	する																
1-1										◎	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット同伴避難のルール【様式17】	を	確認	する	道、避難所となる施設管理事務局				
1-2										◎	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞在ルールの確立	を	検討	する					
1-3										○	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞在ルールの周知、掲示	を	実施	する					
1-4										○	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞り場の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア				
20. 避難所の解消に向けて																				
1	避難所生活が長期化した場合の対応	を	実施	する																
1-1										○	防災、災害救助法所管担当	二次避難所として、ホテル・旅館等の活用	を	検討	する					
1-2										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難者の状態に応じて別の避難所への移動	を	検討	する					
1-3										○	避難所、災害救助法所管担当	避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動	を	検討	する	道				
1-4										○	住宅部局等	住まいの選択肢についての情報提供	を	実施	する					
1-5										○	防災、保健福祉担当	被災者台帳の作成の準備	を	実施	する					
1-6										○	避難所担当、避難所運営委員会	生活再建支援情報の周知	を	実施	する	道				
2	避難所の解消に向けた話し合い	を	実施	する																
2-1										○	避難所、上水道、下水道・浄化槽担当	ライフライン事業者との連絡体制強化	を	実施	する	ライフライン事業者				
2-2										○	避難所、上水道、下水道・浄化槽担当	ライフラインの復旧目安についての周知	を	実施	する					
2-3										◎	避難所担当、避難所運営委員会	退所目途の把握	を	実施	する	NPO・ボランティア				
2-4										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所生活以降の落ち着き先意向調査	を	実施	する					
2-5										○	住宅部局等	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅その他住宅等の確保支援	を	実施	する	道				
2-6										○	障がい者、高齢者担当	引っ越しの見守り	を	実施	する	NPO・ボランティア				
3	避難所の解消	を	検討	する																
3-1										○	防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	施設管理者との事前協議	を	実施	する					
3-2										○	防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	解消の目安	を	検討	する					
3-3										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所の解消予定日を内外に周知	を	実施	する					
3-4										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所解消後の在宅者支援体制	を	検討	する					
21. 感染症対策																				
1	物資の備蓄	を	実施	する																
1-1										○	防災、保健福祉担当、施設管理者	使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄	を	実施	する					
2	住民への周知	を	実施	する																
2-1										○	防災担当、保健福祉担当	感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物(マスク、消毒液、体温計)の周知	を	実施	する					
3	避難所の開設	を	検討	する																
3-1										○	防災担当、施設管理者	可能な限り多くの避難所の開設	を	検討	する					
3-2										○	防災担当	親戚や友人の家等への避難の検討	を	検討	する					
3-3										○	防災担当、保健福祉担当	自宅療養者等の避難の検討	を	実施	する					

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		1	避難者等の健康管理	を	実施	する												
		1-1					○	○				避難所、保健福祉担当	避難所への到着時に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-2						○	○	○		保健福祉担当	定期的に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-3						○	○	○		保健福祉担当、避難者	保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェック	を	実施	する		
		1-4						○	○	○		避難所、保健福祉担当、スタッフ	運営スタッフの健康状態(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		2	避難所の衛生管理	を	実施	する												
		2-1						○	○	○		避難所派遣職員、保健福祉担当	手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底	を	実施	する		
		2-2						○	○	○		避難者、ボランティア	物品等の家庭用洗剤を用いた清掃	を	実施	する		
		2-3						○	○	○		避難者、ボランティア	トイレの次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)を用いた清掃	を	実施	する		
		2-4						○	○	○		保健福祉担当	消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用しているか	を	確認	する		
		2-5						○	○	○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難所の土足厳禁	を	実施	する		
		2-6						○	○	○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	紙オムツ用の蓋付きの専用ゴミ箱	を	設置	する		
		2-7						○	○	○		避難者	定期的に十分な換気	を	実施	する		
		2-8						○	○	○		防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	避難者間の十分なスペース	を	確保	する		
		3	発症時の対応	を	検討	する												
		3-1						○	○	○		防災、保健福祉担当、避難所運営委員会	避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合の対応	を	検討	する		
		3-2						○	○	○		施設管理者、保健福祉担当	発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース	を	確保	する		
		3-3						○	○	○		施設管理者、保健福祉担当	専用スペース、トイレ、手洗い場のゾーン分け、動線	を	確認	する		

福祉避難所運営業務チェックリスト

【項目一覧】

I 福祉避難所の開設

- (1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入
 - 1 災害の発生と福祉避難所の設置
 - 2 福祉避難所の周知
 - 3 対象者の受入
 - 4 人材の確保等
 - 5 設備・備蓄品の確認

II 福祉避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置
 - 1 担当職員の配置
 - 2 関係者等との協力・連携
- (2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援
 - 1 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 2 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 3 要配慮者支援班の活動

III 福祉避難所における要配慮者への支援

- (1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
 - 1 避難者名簿の作成・管理
- (2) 福祉避難所における支援の提供
 - 1 相談窓口の設置
 - 2 福祉サービス等の提供
 - 3 支援体制の整備
 - 4 要配慮者等への情報提供
 - 5 福祉避難所の防火・防犯対策
- (3) 緊急入所等の実施
 - 1 緊急的な対応
 - 2 医療機関への移送
 - 3 医療に関する情報収集

IV 福祉避難所の解消

- (1) 福祉避難所の統廃合、解消
 - 1 福祉避難所の解消

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	1. 災害の発生と福祉避難所の設置	
		要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡する。	
		市町村管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請する。	
		指定している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能人数を把握する。	
		2. 福祉避難所の周知	
		福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達する。 ※要配慮者本人はもとより、自主防災組織、町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法がある。	
		福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知する。	
		3. 対象者の受入	
		受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。 ※福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えない。	
		避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、町民等、町職員等の協力(共助・公助)により、介助等を行う。	
福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を備えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保する。			

福祉避難所運營業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	4. 人材の確保等	
		要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置する。	
		生活相談員は、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努める。	
		町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合は、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら、必要な人員を配置する。	
		5. 設備・備蓄品の確認	
要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請する。			

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の運営体制の整備	避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置	1. 担当職員の配置 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置する。24時間対応を前提に、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。 ※当面は、24時間対応が必要な場合が考えられることから、必ず交代要員を確保する。	
		2. 関係者等との協力・連携 自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努める。	
	福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	1. 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行う。	
		2. 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース(室)に要配慮者支援班を設置する。	
		3. 要配慮者支援班の活動 要配慮者からの相談等への対応、避難所では対応できないニーズ(例:介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供)については、町災害対策本部に迅速に要請する。 町では対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行う。	
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所の避難者名簿の作成・管理	1. 避難者名簿の作成・管理 福祉避難所に避難している要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、避難者名簿を作成し、随時更新する。	
	福祉避難所における支援の提供	1. 相談窓口の設置 在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置する。	

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所における支援の提供	2. 福祉サービス等の提供 福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供する。	
		3. 支援体制の整備 要配慮者の状況に応じて必要な支援を行う。町職員のみで、人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		4. 要配慮者等への情報提供 要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討する。	
		5. 福祉避難所の防火・防犯対策 防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る。	
		1. 緊急的な対応 在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応する。	
	緊急入所等の実施	2. 医療機関への移送 要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送する。	
		3. 医療に関する情報収集 人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供する。	
		1. 福祉避難所の解消 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。 福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。	
	福祉避難所の解消	福祉避難所の統廃合、解消	

資料 23 (緊急通行車両確認証明証)
 資料 24 (標章)

○ 資料 23 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 24 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料25 (緊急輸送道路一覽)

機能区分	路線名
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道275号線、国道337号線 ・ 道道28号当別浜益港線、道道81号岩見沢石狩線
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道道112号札幌当別線、道道366号石狩当別停車場線 道道11号月形厚田線 ・ 町道園生五号線、町道本通線、町道川下左岸線 町道中央通線
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道道28号当別浜益港線

資料26 公用車両保有状況

庁舎内保管公用車

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式	
庁舎	1階	環境生活課	札幌581 さ 9878	マツダキャロル	交通安全指導	H28
		環境生活課	札幌100 つ 7408	ニッサンE-NV200	事務連絡車	H28
		住民課	札幌581 か 3590	ダイハツミライース	事務連絡車	R2
		税務課	札幌580 て 6485	マツダキャロル	事務連絡車	H21
		税務課	札幌581 さ 9876	マツダキャロル	事務連絡車	H28
		上下水道課	札幌400 な 3113	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
		上下水道課	札幌400 む 7151	マツダファミリアバン	水道事業	R3
		上下水道課	札幌800 た 3607	マツダボンゴバン	水道事業	R2
		上下水道課	札幌581 も 3273	マツダフレア	水道事業	R4
	2階	政策広報課	札幌333 む 150	トヨタアルファード	町長公用車	R2
		総務課	札幌503 り 9678	ホンダグレイス	副町長公用車	H30
		企画課	札幌502 と 8602	ミツビシランサー	事務連絡車	H19
		企画課(財政課)	札幌480 そ 4348	マツダスクラム	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400 み 2973	ボンゴバン	事務連絡車	R2
		財政課	札幌400 ふ 9864	ボンゴトラック	事務連絡車	H29
		財政課	札幌580 ま 6124	ダイハツミライース	事務連絡車	H24
		財政課	札幌503 さ 2967	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
		財政課	札幌503 さ 2968	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
		財政課	札幌504 そ 2668	ニッサンセレナ	事務連絡車	H31
		財政課	札幌302 る 3871	トヨタハイエースワゴン	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400 む 6643	ボンゴバン	事務連絡車	R4
		建設課	札幌400 わ 6898	ニッサンADバン	事務連絡車	H21
	3階	建設課	札幌303 む 1187	マツダCX-5	事務連絡車	R4
		建設課	札幌800 そ 5168	ニッサンエクストレイル	道路パトロール車	H26
		建設課	札幌400 は 1772	ニッサンADバン	事務連絡車	H25
		ゼロカーボン推進室	札幌800 そ 5173	ミツビシアウトランダー	事務連絡車	H26
		ゼロカーボン推進室	札幌100 と 6907	トヨタハイラックス	事務連絡車	R3
		農務課	札幌582 あ 4268	マツダキャロル	事務連絡車	R4
		学校教育課(財政課)	札幌301 む 2688	トヨタプリウス	事務連絡車	H19
		学校教育課	札幌580 ね 6159	マツダキャロル	事務連絡車	H22
	社会教育課	札幌581 ち 3354	マツダキャロル	事務連絡車	H29	
	社会教育課	札幌301 む 2375	トヨタハイエース	事務連絡車	H19	

庁舎外公用車

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
ゆとろ	介護課	札幌581 さ 9877	マツダキャロル	事務連絡車	H28
	介護課	札幌503 さ 2977	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
	保健福祉課	札幌400 な 7529	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
	保健福祉課	札幌500 ら 951	マツダファミリア	事務連絡車	H13
	保健福祉課	札幌501 て 8903	ニッサンリパティ	事務連絡車	H14
	保健福祉課(住民課)	札幌580 そ 7688	マツダキャロル	事務連絡車	H20
	子ども未来課	札幌580 と 7026	マツダスクラム	事務連絡車	H21
	子ども未来課	札幌400 わ 7274	ニッサンADバン	事務連絡車	H22
	教育委員会	学校教育課	札幌200 は 372	ミツビシバス	福祉バス
給食センター	給食センター	札幌580 ひ 444	マツダキャロル	事務連絡車	H23
	給食センター	札幌11 ひ 1874	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
	給食センター	札幌11 ひ 1875	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
浄水場	元町浄水場	札幌400 に 9917	ミツビシキャンター	水道事業	H21

特殊車両

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
	建設課	札幌900 る 2916	ショベルローダー	除雪車	H30公有
	建設課	札幌900 る 3169	ショベルローダー	除雪車	R2公有
	建設課	札幌001 る 4636	ロータリー除雪車	除雪車	R1公有
	建設課	札幌99 る 2191	ロータリー除雪車	除雪車	H25公有
	建設課	札幌900 る 2326	ロータリー除雪車	除雪車	H26公有
	建設課	札幌900 る 2471	歩道用ロータリー除雪車	除雪車	H27公有
	建設課	札幌900 る 3166	グレーダー	除雪車	H29公有

Y:総務部危機対策課危機対策係¥11 各種計画・マニュアル¥01 地域防災計画¥1 地域防災計画¥(R5) 地域防災計画見直し¥18 防災会議後完成版¥03 資料編¥元データ(編集可)※word・excelなど。元々pdfの資料もあるため全部は無い¥26 ※ 資料26 R5公用車一覧(財政課に確認)(R5防災会議提出用).xls

資料 2 7 給水用資器材の保有状況

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)			
	給水車 (m ³)			
	ト ラ ッ ク	1	1	
	運搬車 (クレーン付)			
	作 業 車			
	緊 急 車			
	ラ イ ト バ ン			
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽 (m ³)			
	給水タンク (1,000ℓ)	4		
	ポリタンク (18ℓ)	80		
	ポリ袋 (6ℓ)	1,200		給水袋
	そ の 他			
機 材	仮設給水栓セット			
	ろ 過 機			
	発 電 機	1	1	100V 20A
	投 光 機	4	2	100V 500W
	鉄 管 切 断 機			
	電 動 ネ ジ 切 機			
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)			
	継手類 (mm)	25	8	
缶 詰 等	水 の ペ ッ ト ボ ト ル			
	水 の 缶 詰			
	食 料			
そ の 他				

資料 2 8 町内の医療関係機関一覧

名称	診療科目	住所	電話番号
勤医協当別診療所	内科・小児科	末広118-52	23-3010
さいわい内科消化器クリニック	内科・消化器内科	幸町51-32	27-7591
スウェーデン通り内科循環器科クリニック	内科・循環器科・小児科	太美町1488-348	25-3151
田園通りさわぎき医院	内科・腎臓内科・小児科・アレルギー科	北栄町17-13	25-2055
とうべつ内科クリニック	内科	西町21-9	22-1313
当別あんしんクリニック	内科、リハビリテーション科、皮膚科、婦人科	園生53-39	27-8012
とうべつ整形外科	整形外科・リハビリテーション科	六軒町72-4	25-5040
ふとみクリニック	整形外科・リハビリテーション科	太美町2343-101	25-3800
石狩当別眼科	眼科	弥生6564-43	22-3230
スウェーデンヒルズ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	獅子内1122-10	27-6630
くろさわ歯科クリニック	歯科・小児歯科	北栄町39-4	25-2888
当別駅前クリニック 田西歯科	歯科・小児歯科	園生711	0120-89-6480
当別ファミリー歯科	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	白樺町5-24	23-4618
ハート歯科	歯科・小児歯科・矯正歯科	太美町1473-12	26-4719
太美歯科クリニック	歯科・小児歯科	太美町1695-188	26-2121
北海道医療大学歯科クリニック	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科	金沢1757	23-1601

資料29 ヘリコプターの離着陸可能地

施設名	所在地	役場からの方向 及び距離(km)		面積(m ²)	管理者	電話
旧当別小学校グラウンド	元町	南東	0.3	8,890	当別町長	23-2330
とうべつ学園グラウンド	下川町	南西	1.3	31,512	学校長	23-2102
旧弁華別中学校グラウンド	弁華別	北	4.4	9,270	当別町長	23-2330
旧東裏小学校グラウンド	東裏	南東	3.2	9,970	当別町長	23-2330
旧川下小学校グラウンド	川下左岸	南西	5.8	6,850	当別町長	23-2330
旧高岡小学校グラウンド	高岡	北西	7.3	5,600	当別町長	23-2330
西当別小学校グラウンド	太美中央	南西	6.9	6,250	学校長	26-2170
西当別中学校グラウンド	獅子内	南西	6.4	15,260	学校長	26-2252
航空自衛隊当別分屯基地 場外離着陸場	弁華別	北	9.7	1,575	第45警戒 隊長	23-2344

資料 3 0 応急金融対策の融資一覧

(令和4年度)

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内 無利子(連帯保証人を立てない場合：年1.5%)	
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人を立てない場合：年1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時		
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉			
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等						
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体 事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,030,000 団体 4,560,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体 現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,520,000 団体 1,520,000		6か 月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	修 学 資 金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校（専門課程） 大学院 専修学校（一般課程）	高等学校、専修学校（高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程） 51,000	就学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年以 内専修 学校（一 般課程 は5年 以内	無利子 ※親に 貸付ける 場合児童 を連帯借 主とする （連帯保 証人は不 要）。 児童に 貸付ける 場合親等 を連帯保 証人とす る。

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能 習得 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括816,000 (12月分相当) 運転免許 460,000	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
	修業 資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
	就職 支度 資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	(一般) 100,000 (特別) 330,000		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
	医療 介護 資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生活 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	知識技能を習得 している間の生 活資金 医療若しくは介 護を受けている 間の生活資金 母子家庭又は父 子家庭になって 間もない（7年 未満）者の生活 を安定・維持す る間に必要な生 活資金 失業中の生活を 安定・継続する のに必要な生活 資金	月額 141,000 月額 105,000 月額 105,000 一括 1,260,000 月額 105,000	知識技能を習 得する期間中 5年以内 医療又は介護 を受けている 期間中1年以 内 252万円を限 度 離職した日の 翌日から1年 以内	知識技能を 習得後6か 月 医療若しくは 介護終了後6 か月 貸付期間満 了後6か月	20年 以内 5年 以内 8年 以内 5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	住 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築し、 増築し、建築し、 又は購入するの に必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か 月	6年以 内 特別は 7年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
転 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転居する ため住宅の賃借 に際し必要な資 金	260,000		6か 月	3年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のな い児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業する ために必要な被 服等の購入に必 要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自宅)150,000 (自宅外)160,000 ※高等学校卒業 者(自宅)272,000 (自宅外)282,000		6か 月	20年 以内	修学資 金と同 様
	結 婚 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が扶養する児童、 寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し、必 要な資金	300,000		6か 月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条例で定める率 〔据置期間は無利子〕	3年 〔特別の事情がある場合は5年〕	10年 〔据置期間を含む〕	半年賦 年賦 月賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円				
	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合				
	ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円				
	イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円				
	ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等				
	ア ②のイの場合 2,500,000円				
	イ ②のウの場合 3,500,000円				
	ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「災証明書」を交付されている方					
	(2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修
	融資 対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
築年数			申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		
その他				機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
融資 限度 額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金450万円	
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済 期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%				
	補修の場合	年0.45%				
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間		り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「災証明書」を交付されている方					
	(2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修
	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金450万円	
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%				
	補修の場合	年0.45%				
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間		り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内 (激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円 (特認6,000,000円)
	償還期限	①15年 (うち据置3年)以内 ②25年 (うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.20~0.60% (R4.9.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (水産施設、災害復旧))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内 (うち据置3年以内)
	貸付利率	0.16~0.20% (R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.55% (R4.9.20現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60% (R4.9.20現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資幹旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 	
	融資対象	1 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けているもの中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	1年超10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き
取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費	
	融資金額	120万円以内		100万円以内	
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8年以内		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯②に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

資料 3 1 当別町周辺における震度 5 ～ 6 の地震の記録

地震名又は震央名	震度 6 地点名	震度 5 地点名
石狩川河口付近 (1834)	震央付近 (石狩川河口付近)	札幌
十勝沖 (1968)	北緯 42.5	札幌、石狩、当別
十勝沖 (2003)		新篠津

3 地震動による被害想定結果①～空知管内で人的被害が最大となる地震

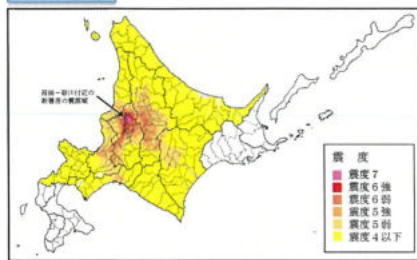
■沼田一砂川付近の断層帯（モデル30_4）の地震（Mw6.9）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

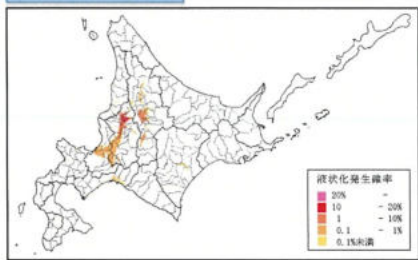
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度7	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	
液状化危険度	下部(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下部(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 8,499棟 半壊棟数 8,774棟	8,371棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	120棟	1棟	0棟	0棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
火災被害	焼失棟数 35棟 [建物総棟数] [1,683,209棟]	29棟 [162,359棟]	1棟未満 [564,217棟]	0棟 [118,931棟]	1棟未満 [161,835棟]	0棟 [54,888棟]	1棟未満 [224,059棟]	0棟 [31,599棟]	1棟未満 [37,118棟]	0棟 [152,607棟]	0棟 [175,596棟]	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数 370人 重軽傷者数 1,098人 避難者数 69,843人	366人 768人 37,930人	1人未満 40人 3,610人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 28,033人	1人未満 1人未満 263人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 1,089人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 2人
【人口】	【4,690,870人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	【305,998人】	【351,443人】	【351,443人】	【351,443人】	【351,443人】	【351,443人】	
上下水道被害箇所数の割合	8.9km当り1箇所 [総延長4,148.2km]	1.4km当り1箇所 [総延長5,650.0km]	64.1km当り1箇所 [総延長8,902.0km]	※0箇所 [総延長2,389.6km]	※0箇所 [総延長3,726.0km]	※0箇所 [総延長1,331.6km]	10.5km当り1箇所 [総延長5,139.6km]	※0箇所 [総延長1,102.9km]	※0箇所 [総延長2,103.9km]	※0箇所 [総延長4,120.0km]	※0箇所 [総延長7,083.9km]	※0箇所	※0箇所	※0箇所	※0箇所	※0箇所
ライフライン被害	断水人口(1日) 198,448人 最大復旧日数 147日	85,043人 147日	12,776人 1日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	99,540人 10日	1,089人 3日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 1.36% [総延長2,181.8km]	5.40% [総延長2,210.0km]	0.84% [総延長7,377.7km]	0.21% [総延長1,203.9km]	0.60% [総延長2,900.0km]	0.14% [総延長47.6km]	3.21% [総延長2,554.4km]	1.17% [総延長2,295.9km]	0.00% [総延長459.6km]	0.02% [総延長2,084.4km]	0.34% [総延長2,253.9km]	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
交通施設被害	機能喪失人口 53,809人 最大復旧日数 21日	15,058人 21日	17,649人 2日	408人 2日	2,057人 2日	80人 1日	16,833人 7日	548人 5日	0人 0日	49人 1日	1,117人 1日	1,117人	1,117人	1,117人	1,117人	1,117人
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 0.38% [総延長10,944.8km]	2.29% [総延長1,550.0km]	0.00% [総延長1,210.0km]	0.00% [総延長73.9km]	0.00% [総延長89.0km]	0.00% [総延長494.9km]	0.32% [総延長1,930.0km]	0.02% [総延長547.9km]	0.00% [総延長570.0km]	0.00% [総延長1,374.4km]	0.00% [総延長1,766.0km]	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

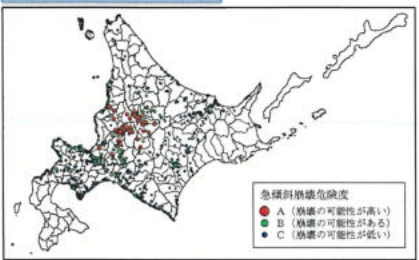
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新築住宅は、耐震の長さ、高さ、マフネーター、積雪、破砕クレーン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は「-」)としています。
 ※3 調整処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果②～石狩管内で人的被害が最大となる地震

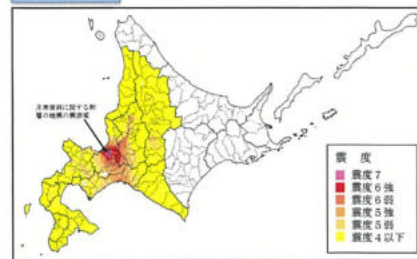
■月寒背斜に関する断層の地震（Mw6.76）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

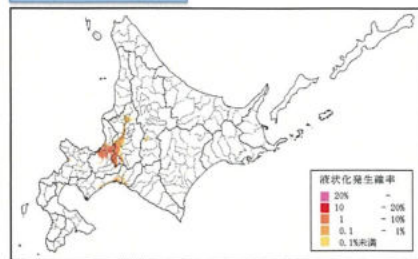
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度7	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	
液状化危険度	下部(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下部(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 22,982棟 半壊棟数 43,968棟	334棟 1,709棟	22,634棟 42,160棟	7棟 26棟	7棟 73棟	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	
火災被害	焼失棟数 537棟 [建物総棟数] [1,535,258棟]	1棟 [162,359棟]	536棟 [564,217棟]	1棟未満 [118,931棟]	1棟未満 [161,835棟]	1棟未満 [54,888棟]	0棟 [188,265棟]	0棟 [29,105棟]	0棟 [224,059棟]	0棟 [31,599棟]	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者数 985人 重軽傷者数 18,806人 避難者数 488,501人	4人 229人 15,513人	979人 18,543人 47,266人	1人 9人 314人	1人 25人 2,403人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満
【人口】	【4,420,396人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【424,808人】	【40,312人】	【521,087人】	【50,170人】	【305,998人】	【351,443人】	【351,443人】	【351,443人】	【351,443人】	
上下水道被害箇所数の割合	7.3km当り1箇所 [総延長3,199.9km]	8.3km当り1箇所 [総延長5,690.0km]	2.4km当り1箇所 [総延長8,902.0km]	45.7km当り1箇所 [総延長2,389.6km]	66.7km当り1箇所 [総延長3,726.0km]	※1箇所未満 [総延長1,331.6km]	※0箇所 [総延長2,964.4km]	※0箇所 [総延長959.6km]	※0箇所 [総延長5,139.6km]	※0箇所 [総延長1,102.9km]	※0箇所	※0箇所	※0箇所	※0箇所	※0箇所	
ライフライン被害	断水人口(1日) 1,076,623人 最大復旧日数 39日	44,027人 39日	1,023,227人 24日	523人 1日	8,825人 3日	7人 1日	0人 0日	0人 0日	16人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 3.08% [総延長19,559.9km]	2.40% [総延長2,210.0km]	6.50% [総延長7,377.7km]	0.79% [総延長1,203.9km]	1.63% [総延長2,900.0km]	0.43% [総延長47.6km]	0.04% [総延長2,339.6km]	0.13% [総延長2,179.0km]	0.07% [総延長2,554.4km]	0.27% [総延長2,295.9km]	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
交通施設被害	機能喪失人口 165,484人 最大復旧日数 9日	7,368人 9日	149,883人 3日	1,575人 3日	5,714人 1日	242人 2日	175人 1日	36人 1日	358人 1日	133人 1日	1,117人 1日	1,117人	1,117人	1,117人	1,117人	1,117人
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 0.91% [総延長3,350.0km]	0.56% [総延長1,550.0km]	0.50% [総延長1,210.0km]	0.01% [総延長73.9km]	0.03% [総延長89.0km]	0.00% [総延長494.9km]	0.00% [総延長1,930.0km]	0.00% [総延長547.9km]	0.00% [総延長570.0km]	0.00% [総延長1,374.4km]	0.00% [総延長1,766.0km]	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

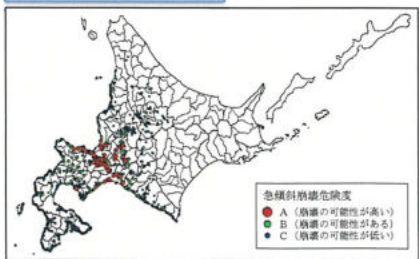
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新築住宅は、耐震の長さ、高さ、マフネーター、積雪、破砕クレーン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は「-」)としています。
 ※3 調整処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果③～後志管内で人的被害が最大となる地震

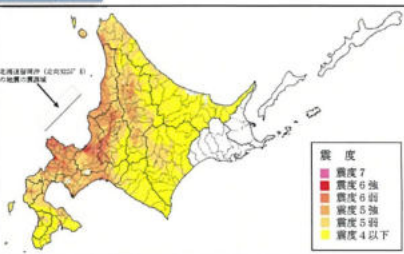
■北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo.2）の地震（Mw7.8）※1

被害の概要（冬の早朝5時）

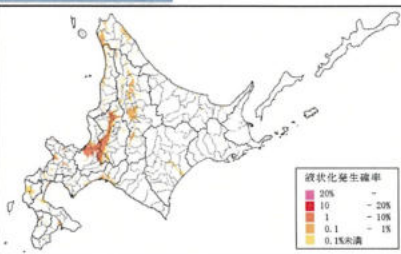
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	根室	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度6強	震度7	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6弱	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5強	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 2,798棟	206棟	1,560棟	819棟	43棟	1棟	15棟	7棟	13棟	131棟	1棟	1棟未満	1棟未満	-	-
半壊棟数	16,595棟	1,841棟	9,588棟	3,617棟	301棟	3棟	110棟	52棟	226棟	836棟	18棟	2棟	1棟	-	-
火災被害	焼失棟数 55棟	1棟未満	49棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-
建物総棟数	[1,900,579棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[28,105棟]	[224,059棟]	[31,599棟]	[37,118棟]	[152,607棟]	[175,596棟]	-	-
死者数	95人	3人	41人	36人	5人	1人未満	1人	1人未満	1人未満	7人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-
人的被害	避難者数 3,993人	218人	2,853人	623人	98人	1人	19人	9人	35人	133人	3人	1人未満	1人未満	-	-
避難者数	196,875人	20,982人	133,755人	20,700人	8,247人	13人	1,677人	745人	3,838人	6,571人	328人	15人	3人	-	-
【出入口】	[5,145,990人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,808人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	[66,153人]	[305,998人]	[351,443人]	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数 116日	44日	7日	45日	7日	1日	4日	3日	4日	116日	9日	1日	1日	-	-
下水道被害	2.23%	3.16%	2.8%	4.26%	2.8%	0.8%	1.2%	2.2%	2.0%	4.8%	1.41%	0.3%	0.51%	-	-
交通施設被害	0.44%	0.6%	1.47%	1.8%	0.27%	0.0%	0.0%	0.33%	0.21%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-

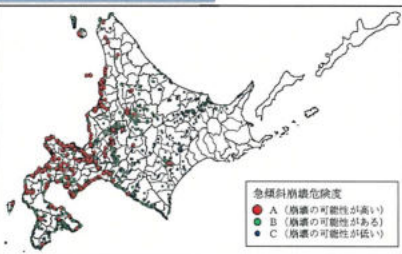
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概算計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 道路距離の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果④～胆振管内で人的被害が最大となる地震

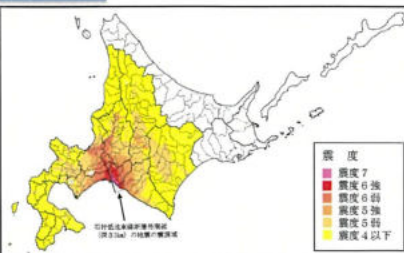
■石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震（Mw7.16）※1

被害の概要（冬の早朝5時）

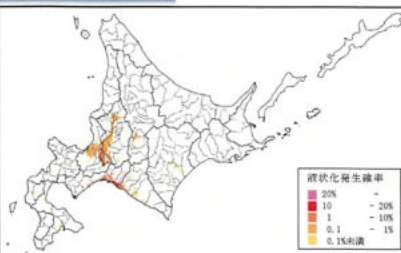
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	根室	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度6強	震度7	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6弱	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5強	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 2,500棟	164棟	264棟	5棟	1,711棟	354棟	1棟未満	1棟未満	1棟	1棟未満	-	-	1棟未満	-	-
半壊棟数	7,843棟	1,170棟	2,930棟	23棟	2,906棟	794棟	1棟	1棟未満	18棟	1棟未満	-	-	1棟	-	-
火災被害	焼失棟数 14棟	1棟未満	2棟	1棟未満	11棟	1棟未満	1棟未満	0棟	1棟未満	0棟	-	-	1棟未満	-	-
建物総棟数	[1,710,854棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[28,105棟]	[224,059棟]	[31,599棟]	-	-	[175,596棟]	-	-
死者数	75人	3人	6人	1人未満	58人	6人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	1人未満	-	-
人的被害	避難者数 1,853人	159人	841人	8人	706人	134人	1人未満	1人未満	4人	1人未満	-	-	1人未満	-	-
避難者数	115,613人	12,853人	65,331人	225人	31,922人	4,614人	5人	1人未満	660人	1人未満	-	-	2人	-	-
【出入口】	[4,771,839人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,808人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	-	-	[351,443人]	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数 84日	35日	5日	1日	62日	84日	1日	0日	1日	0日	-	-	1日	-	-
下水道被害	2.03%	2.30%	2.47%	0.84%	4.8%	4.8%	0.19%	0.3%	0.71%	0.31%	-	-	0.82%	-	-
交通施設被害	0.42%	0.61%	0.91%	0.0%	2.4%	0.64%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	-	-

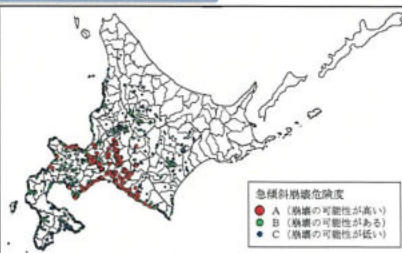
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概算計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 道路距離の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑤～日高管内で人的被害が最大となる地震

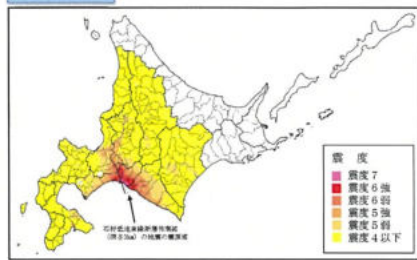
■石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_2）の地震（Mw7.16）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

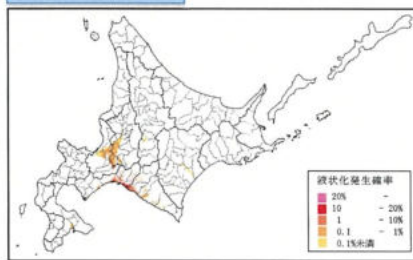
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度6弱	震度6強	震度5弱	震度5強	震度7	震度5強	震度5弱	震度5弱	震度5弱	-	-	震度5弱	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,666棟	7棟	9棟	1棟未満	1,161棟	489棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	1棟未満	-	-
半壊棟数	3,504棟	76棟	108棟	1棟未満	2,156棟	1,161棟	2棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	1棟未満	-	-
火災被害	焼失棟数 6棟	1棟未満	1棟未満	0棟	5棟	1棟	1棟未満	0棟	0棟	0棟	-	-	0棟	-	-
[建物総棟数]	[1,710,854棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	[224,059棟]	[31,509棟]	-	-	[175,599棟]	-	-
死者数	36人	1人未満	1人未満	1人未満	27人	9人	1人未満	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
人的被害	重症者数 726人	9人	39人	1人未満	478人	199人	1人未満	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
避難者数	36,531人	987人	5,030人	1人未満	23,667人	6,836人	12人	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
[人口]	[4,771,839人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,806人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	-	-	[351,443人]	-	-
上水道被害箇所数の割合	18.6km ² 当り1.69箇所 [総延長99,079km]	98.8km ² 当り1.1箇所 [総延長5,693km]	114.4km ² 当り1.1箇所 [総延長8,802km]	80箇所 [総延長2,386km]	2.4km ² 当り1.1箇所 [総延長7,729km]	1.9km ² 当り1.1箇所 [総延長1,331km]	※1箇所未満 [総延長2,864km]	※0箇所 [総延長956km]	※0箇所 [総延長5,139km]	※0箇所 [総延長1,029km]	-	-	※0箇所 [総延長7,083km]	-	-
給水口(1日給)	107,014人	2,928人	13,154人	0人	68,881人	22,014人	37人	0人	0人	0人	-	-	0人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数 121日	4日	1日	0日	50日	121日	1日	0日	0日	0日	-	-	0日	-	-
下水道被害延長の割合	1.17% [総延長21,869km]	0.74% [総延長2,210km]	0.92% [総延長1,340km]	0.08% [総延長1,209km]	4.11% [総延長2,900km]	6.31% [総延長4,743km]	0.70% [総延長2,339km]	0.12% [総延長217km]	0.04% [総延長2,554km]	0.00% [総延長229km]	-	-	0.19% [総延長2,209km]	-	-
機能支障人口	40,810人	2,218人	17,506人	190人	14,116人	3,491人	2,572人	29人	212人	0人	-	-	474人	-	-
最大復旧日数	22日	3日	2日	1日	11日	22日	2日	1日	1日	0日	-	-	1日	-	-
主要道路閉鎖箇所数の割合	36.6km ² 当り1.1箇所 [総延長10,205km]	31.3km ² 当り1.1箇所 [総延長5,693km]	19km ² 当り1.1箇所 [総延長1,340km]	390km ² 当り1.1箇所 [総延長794km]	12.4km ² 当り1.1箇所 [総延長1,811km]	14km ² 当り1.1箇所 [総延長497km]	55.7km ² 当り1.1箇所 [総延長1,030km]	※1箇所未満 [総延長347km]	※1箇所未満 [総延長919.1km]	※0箇所 [総延長300km]	-	-	※0箇所 [総延長1,575km]	-	-
交通施設被害	15ヶ以上閉鎖/不通・通行制限の割合 0.24% [総延長10.121箇所]	0.03% [総延長1,555箇所]	0.00% [総延長1.21箇所]	0.00% [総延長0.73箇所]	0.00% [総延長0.90箇所]	1.41% [総延長494箇所]	0.00% [総延長737箇所]	0.00% [総延長384箇所]	0.00% [総延長1,930箇所]	0.00% [総延長547箇所]	-	-	0.00% [総延長1,766箇所]	-	-

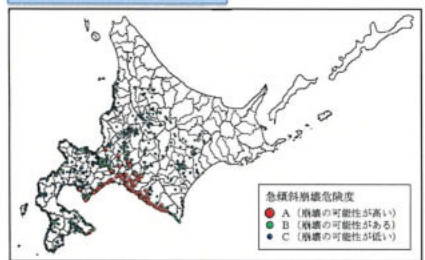
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

- ※1 断層モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破断パターン等で設定しています。
- ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
- ※3 諸数値の関係を表中の数値と合計は合わない場合があります。
- ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑥～渡島管内で人的被害が最大となる地震

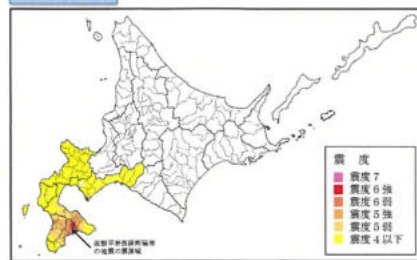
■函館平野西縁断層帯（モデル45_3）の地震（Mw6.6）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

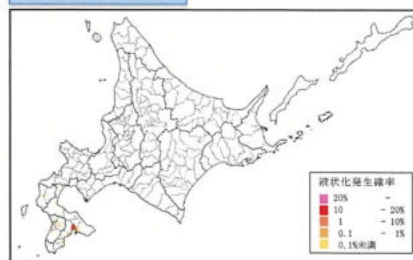
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	-	-	-	震度5弱	震度5強	震度7	震度6弱	-	-	-	-	-	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,843棟	-	-	-	1棟未満	1棟未満	1,835棟	8棟	-	-	-	-	-	-	-
半壊棟数	3,392棟	-	-	-	1棟未満	1棟未満	3,364棟	31棟	-	-	-	-	-	-	-
火災被害	焼失棟数 28棟	-	-	-	0棟	1棟未満	28棟	1棟未満	-	-	-	-	-	-	-
[建物総棟数]	[498,136棟]	-	-	-	[118,931棟]	[161,835棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	-	-	-	-	-	-	-
死者数	36人	-	-	-	1人未満	1人未満	35人	1人	-	-	-	-	-	-	-
人的被害	重症者数 645人	-	-	-	1人未満	1人未満	634人	11人	-	-	-	-	-	-	-
避難者数	31,214人	-	-	-	1人未満	2人	30,186人	1,026人	-	-	-	-	-	-	-
[人口]	[1,103,278人]	-	-	-	[224,190人]	[413,968人]	[424,806人]	[40,312人]	-	-	-	-	-	-	-
上水道被害箇所数の割合	11.4km ² 当り1.1箇所 [総延長9,933km]	-	-	-	80箇所 [総延長2,386km]	※1箇所未満 [総延長3,729km]	3.4km ² 当り1.1箇所 [総延長2,864km]	23.1km ² 当り1.1箇所 [総延長956km]	-	-	-	-	-	-	-
給水口(1日給)	85,977人	-	-	-	0人	1人未満	82,389人	3,589人	-	-	-	-	-	-	
ライフライン被害	最大復旧日数 36日	-	-	-	0日	1日	36日	16日	-	-	-	-	-	-	-
下水道被害延長の割合	2.17% [総延長6,657km]	-	-	-	0.00% [総延長1,209km]	0.49% [総延長2,900km]	5.40% [総延長2,339km]	1.77% [総延長217km]	-	-	-	-	-	-	-
機能支障人口	23,283人	-	-	-	0人	2,023人	20,786人	475人	-	-	-	-	-	-	
最大復旧日数	16日	-	-	-	0日	2日	16日	5日	-	-	-	-	-	-	
主要道路閉鎖箇所数の割合	36.9km ² 当り1.1箇所 [総延長3,353km]	-	-	-	※1箇所未満 [総延長794km]	※1箇所未満 [総延長1,811km]	15.6km ² 当り1.1箇所 [総延長1,030km]	24.6km ² 当り1.1箇所 [総延長347km]	-	-	-	-	-	-	-
交通施設被害	15ヶ以上閉鎖/不通・通行制限の割合 0.47% [総延長2,603箇所]	-	-	-	0.00% [総延長0.73箇所]	0.00% [総延長0.90箇所]	1.59% [総延長737箇所]	0.22% [総延長384箇所]	-	-	-	-	-	-	-

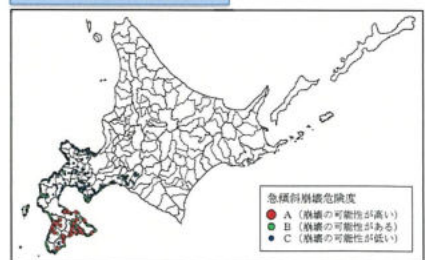
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

- ※1 断層モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破断パターン等で設定しています。
- ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
- ※3 諸数値の関係を表中の数値と合計は合わない場合があります。
- ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑦～檜山管内で人的被害が最大となる地震

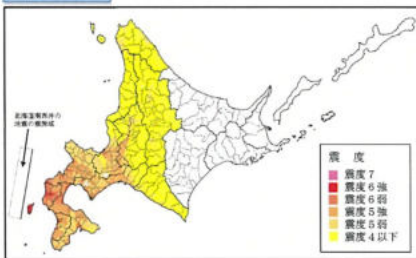
■北海道南西沖（モデルNo.2）の地震（Mw8.0）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

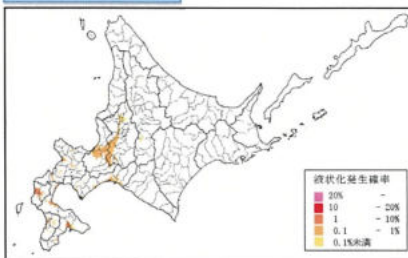
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度6弱	震度6中	震度6強	震度5強	震度6強	震度7	震度5弱	震度5弱	震度5弱	-	-	-	-
震状危険指数	下図(震状危険発生率分布)による														
急傾斜地崩壊危険指数	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
全壊棟数	1,120棟	2棟	33棟	69棟	67棟	1棟	181棟	767棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	-	-
建物被害	半壊棟数 4,364棟	54棟	710棟	497棟	368棟	3棟	918棟	1,815棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	-	-
火災被害	焼失棟数 3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	2棟	0棟	0棟	0棟	-	-	-	-
【建物総棟数】	【1,572,376棟】	【162,359棟】	【564,217棟】	【118,931棟】	【161,835棟】	【54,888棟】	【188,265棟】	【29,105棟】	【224,059棟】	【31,599棟】	【37,118棟】	-	-	-	-
死者数	47人	1人未満	2人	7人	8人	1人未満	12人	18人	0棟	1人未満	1人未満	-	-	-	-
人的被害	重軽傷者数 899人	6人	197人	99人	121人	1人	184人	291人	0棟	1人未満	1人未満	-	-	-	-
避難者数	51,070人	986人	14,903人	5,883人	8,476人	11人	12,710人	8,101人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	-	-
【総人口】	【4,488,549人】	【311,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【424,808人】	【40,312人】	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	-	-	-	-
ライフライン被害	上水道被害箇所数の割合	21.2mのり1箇所(延長34,096km)	130.2mのり1箇所(延長6,593km)	66.8mのり1箇所(延長8,529km)	122mのり1箇所(延長2,389km)	21.5mのり1箇所(延長3,726km)	8.6mのり1箇所(延長2,894km)	1.3mのり1箇所(延長996km)	80箇所(延長5,139km)	80箇所(延長1,102km)	80箇所(延長2,103km)	-	-	-	-
ライフライン被害	断水人口(1日)	172,118人	3,369人	54,502人	21,160人	31,276人	38人	38,348人	23,424人	0人	0人	-	-	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	494日	3日	1日	12日	6日	1日	18日	494日	0日	0日	-	-	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	1.59%(延長20,025km)	0.94%(延長2,210km)	1.48%(延長3,377km)	1.89%(延長1,203km)	2.54%(延長2,900km)	0.77%(延長474km)	2.88%(延長2,339km)	7.93%(延長2,564km)	0.10%(延長295km)	0.52%(延長459km)	-	-	-	-
ライフライン被害	機能支障人口	61,732人	2,797人	30,757人	3,500人	10,645人	465人	10,627人	2,183人	404人	231人	-	-	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	23日	4日	2日	5日	7日	8日	8日	23日	1日	2日	-	-	-	-
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所数の割合	22.3mのり1箇所(延長9,244km)	28.5mのり1箇所(延長1,374km)	14.6mのり1箇所(延長1,340km)	15.2mのり1箇所(延長794km)	14.9mのり1箇所(延長1,181km)	57.9mのり1箇所(延長497km)	12.8mのり1箇所(延長1,030km)	9.7mのり1箇所(延長347km)	283.5mのり1箇所(延長1,595km)	57.6mのり1箇所(延長380km)	132.7mのり1箇所(延長714km)	-	-	-
交通施設被害	平均以上閉鎖率の不遇・周辺閉鎖野郎の割合	0.28%(延長8,925箇所)	0.00%(延長1,550箇所)	0.00%(延長1,218箇所)	0.58%(延長73箇所)	0.24%(延長90箇所)	0.00%(延長494箇所)	0.63%(延長737箇所)	3.59%(延長384箇所)	0.00%(延長1,938箇所)	0.00%(延長547箇所)	0.00%(延長1,374箇所)	-	-	-

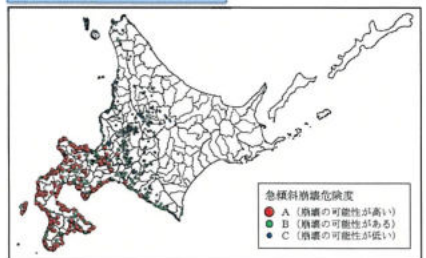
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 被害モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑧～上川管内で人的被害が最大となる地震

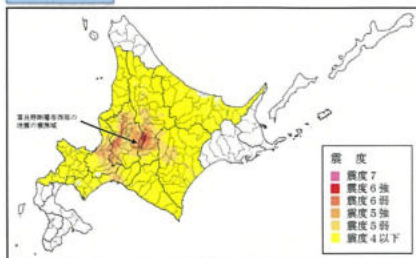
■富良野断層帯西部（モデル45_3）の地震（Mw6.7）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

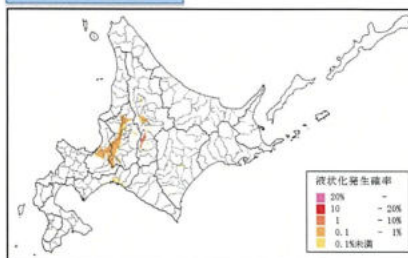
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度6弱	震度5弱	震度5強	震度5強	-	-	震度7	震度5強	-	震度4以下	震度5強	-	-
震状危険指数	下図(震状危険発生率分布)による														
急傾斜地崩壊危険指数	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
全壊棟数	1,356棟	31棟	3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	1,322棟	1棟未満	-	0棟	1棟未満	-	-
建物被害	半壊棟数 2,413棟	405棟	114棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	1,892棟	1棟未満	-	0棟	1棟未満	-	-
火災被害	焼失棟数 11棟	1棟未満	1棟未満	0棟	1棟未満	0棟	-	-	11棟	0棟	-	0棟	0棟	-	-
【建物総棟数】	【1,646,091棟】	【162,359棟】	【564,217棟】	【118,931棟】	【161,835棟】	【54,888棟】	-	-	【224,059棟】	【31,599棟】	-	【152,607棟】	【175,596棟】	-	-
死者数	47人	1人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	46人	1人未満	-	0棟	1人未満	-	-
人的被害	重軽傷者数 598人	55人	25人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	518人	1人未満	-	0棟	1人未満	-	-
避難者数	21,658人	6,952人	2,485人	1人未満	2人	1人未満	-	-	12,216人	1人未満	-	0棟	1人未満	-	-
【総人口】	【4,612,717人】	【311,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	-	-	【521,087人】	【50,170人】	-	【305,998人】	【351,443人】	-	-
ライフライン被害	上水道被害箇所数の割合	31.4mのり1箇所(延長39,386km)	22.2mのり1箇所(延長5,690km)	203.8mのり1箇所(延長8,820km)	81mのり1箇所(延長2,389km)	31.7mのり1箇所(延長3,726km)	-	-	80箇所(延長5,139km)	80箇所(延長1,102km)	-	80箇所(延長2,103km)	80箇所(延長7,083km)	-	-
ライフライン被害	断水人口(1日)	59,223人	22,023人	8,276人	0人	1人未満	-	-	28,924人	0人	-	0人	0人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	16日	15日	1日	0日	1日	-	-	16日	0日	-	0日	0日	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	0.79%(延長21,359km)	2.26%(延長2,210km)	0.81%(延長3,377km)	0.13%(延長1,203km)	0.44%(延長2,900km)	-	-	1.53%(延長2,564km)	0.31%(延長295km)	-	0.21%(延長459km)	0.21%(延長459km)	-	-
ライフライン被害	機能支障人口	33,569人	6,231人	16,998人	258人	1,431人	-	-	7,797人	163人	-	0人	627人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	9日	9日	2日	1日	2日	-	-	4日	2日	-	0日	1日	-	-
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所数の割合	42.3mのり1箇所(延長10,327km)	14.7mのり1箇所(延長1,374km)	18.5mのり1箇所(延長1,340km)	329.1mのり1箇所(延長794km)	48.3mのり1箇所(延長1,181km)	-	-	49.6mのり1箇所(延長347km)	104.6mのり1箇所(延長1,595km)	-	80箇所(延長1,938箇所)	109.6mのり1箇所(延長714km)	-	-
交通施設被害	平均以上閉鎖率の不遇・周辺閉鎖野郎の割合	0.18%(延長10,374箇所)	0.27%(延長1,550箇所)	0.00%(延長1,218箇所)	0.00%(延長73箇所)	0.00%(延長90箇所)	-	-	0.74%(延長384箇所)	0.00%(延長1,938箇所)	-	0.00%(延長547箇所)	0.00%(延長1,374箇所)	-	-

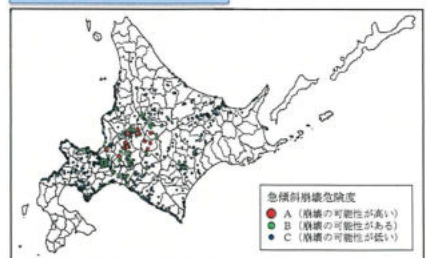
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 被害モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

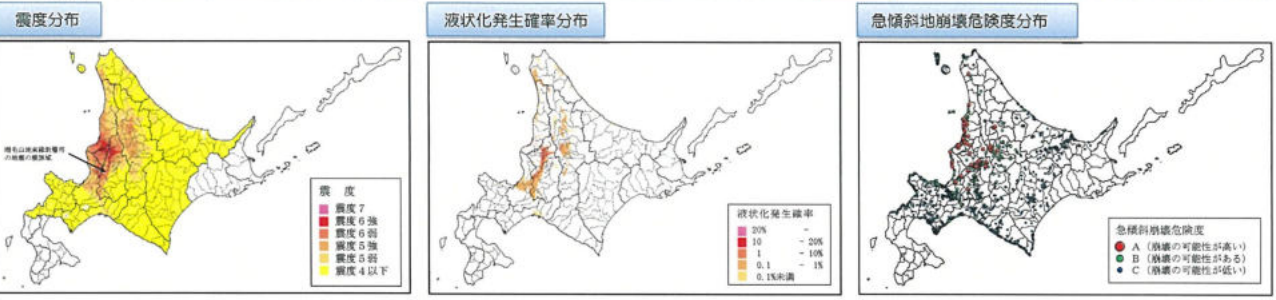
3 地震動による被害想定結果⑨～留萌管内で人的被害が最大となる地震

■増毛山地東縁断層帯（モデル30_2）の地震（Mw7.2）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度7	震度6強	震度5強	震度5弱	震度5弱	-	-	震度6強	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	-	-
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 2,831棟	1,807棟	9棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	23棟	991棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-
半壊棟数	7,559棟	4,599棟	170棟	1棟	1棟未満	0棟	-	-	482棟	2,306棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-
火災被害	焼失棟数 11棟	5棟	1棟未満	0棟	0棟	0棟	-	-	1棟未満	6棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-
死者数	49人	24人	1人未満	1人未満	1人未満	0棟	-	-	1人未満	24人	1人未満	1人未満	0棟	-	-
人的被害	避難者数 1,130人	594人	32人	1人未満	1人未満	0棟	-	-	79人	424人	1人未満	1人未満	0棟	-	-
避難者数	48,031人	24,567人	3,381人	3人	1人未満	0棟	-	-	10,230人	9,840人	7人	3人	0棟	-	-
【出入口】	【4,680,870人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	-	-	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	【305,998人】	【351,443人】	-	-
ライフライン被害	上下水道被害箇所数 の割合	17.1km ² の1箇所 【被害率41.482%】	3.3km ² の1箇所 【被害率5.900%】	0.3km ² の1箇所 【被害率8.026%】	0.0km ² の1箇所 【被害率3.729%】	0.0km ² の1箇所 【被害率1.331%】	-	-	25.6km ² の1箇所 【被害率5.139%】	2.5km ² の1箇所 【被害率1.102%】	1667.2km ² の1箇所 【被害率2.103%】	※1箇所未満 【被害率4.120%】	※1箇所未満 【被害率7.083%】	※0箇所 【被害率1.675%】	-
動力人口(1日)	136,217人	64,259人	9,643人	0人	0人	0人	-	-	36,731人	25,511人	26人	7人	0人	-	-
最大復旧日数	196日	70日	1日	0日	0日	0日	-	-	6日	196日	1日	1日	0日	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	10.1% 【被害率21.819%】	3.65% 【被害率2.210%】	0.78% 【被害率7.377%】	0.22% 【被害率2.900%】	0.25% 【被害率4.74%】	-	-	1.95% 【被害率2.554%】	5.76% 【被害率2.93%】	0.63% 【被害率4.59%】	0.11% 【被害率2.084%】	0.00% 【被害率2.263%】	-	-
機能喪失人口	40,581人	10,150人	16,462人	422人	801人	6人	-	-	9,406人	2,767人	330人	236人	0人	-	-
最大復旧日数	23日	14日	1日	0日	1日	1日	-	-	5日	23日	2日	1日	0日	-	-
主要道路の復旧率(割合)	31.9km ² の1箇所 【被害率11.042%】	12.5km ² の1箇所 【被害率1.374%】	17.1km ² の1箇所 【被害率1.340%】	21.2km ² の1箇所 【被害率79.4%】	98.7km ² の1箇所 【被害率1.811%】	※1箇所未満 【被害率4.97%】	-	-	21.2km ² の1箇所 【被害率1.589%】	10.3km ² の1箇所 【被害率38.0%】	36.7km ² の1箇所 【被害率71.4%】	132.7km ² の1箇所 【被害率1.500%】	※0箇所 【被害率1.675%】	-	-
交通施設被害	10分以内の復旧が不 適・滞り時間増加の割合	0.37% 【被害率10.944%】	1.76% 【被害率1.555%】	0.12% 【被害率1.216%】	0.00% 【被害率0.738%】	0.00% 【被害率0.900%】	-	-	0.19% 【被害率4.944%】	1.71% 【被害率5.47%】	0.00% 【被害率0.70%】	0.00% 【被害率1.374%】	0.00% 【被害率1.760%】	-	-



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新算モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、橋梁総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

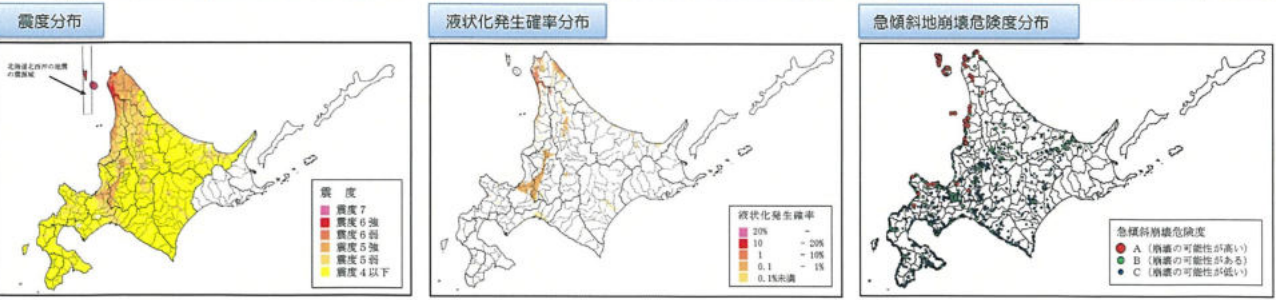
3 地震動による被害想定結果⑩～宗谷管内で人的被害が最大となる地震

■北海道北西沖の地震（モデルNo.2）の地震（Mw7.8）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度5強	震度5強	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度6強	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	-	-
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 2,358棟	21棟	3棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	4棟	64棟	2,280棟	1棟未満	1棟未満	-	-
半壊棟数	2,605棟	50棟	119棟	12棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	65棟	419棟	1,935棟	4棟	1棟未満	-	-
火災被害	焼失棟数 4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	0棟	0棟	0棟	0棟	1棟未満	1棟未満	4棟	1棟未満	0棟	-	-
死者数	106人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	2人	103人	1人未満	1人未満	-	-
人的被害	避難者数 381人	5人	33人	5人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	6人	53人	277人	1人未満	1人未満	-	-
避難者数	17,792人	845人	2,181人	58人	1人	1人	1人	1人	997人	2,959人	10,720人	30人	1人未満	-	-
【出入口】	【5,145,990人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【424,806人】	【40,312人】	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	【305,998人】	【351,443人】	-	-
ライフライン被害	上下水道被害箇所数 の割合	29.6km ² の1箇所 【被害率45.302%】	129.8km ² の1箇所 【被害率5.900%】	323.3km ² の1箇所 【被害率8.026%】	1784.9km ² の1箇所 【被害率3.729%】	※0箇所 【被害率1.331%】	※0箇所 【被害率2.964%】	※0箇所 【被害率9.959%】	4.6km ² の1箇所 【被害率5.139%】	4.6km ² の1箇所 【被害率1.102%】	1.8km ² の1箇所 【被害率2.103%】	3824.4km ² の1箇所 【被害率4.120%】	※0箇所 【被害率7.083%】	※0箇所 【被害率1.675%】	-
動力人口(1日)	48,278人	2,725人	8,198人	205人	0人	0人	0人	0人	2,611人	10,812人	23,594人	131人	0人	-	-
最大復旧日数	354日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	3日	97日	354日	1日	0日	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	0.78% 【被害率24.371%】	1.12% 【被害率2.210%】	0.81% 【被害率7.377%】	0.56% 【被害率2.900%】	0.49% 【被害率4.74%】	0.11% 【被害率2.339%】	0.10% 【被害率2.17%】	0.35% 【被害率2.554%】	0.96% 【被害率2.93%】	3.64% 【被害率4.59%】	0.47% 【被害率2.084%】	0.07% 【被害率2.263%】	-	-
機能喪失人口	35,698人	3,271人	17,278人	1,097人	1,929人	63人	374人	96人	4,552人	1,405人	4,132人	1,291人	210人	-	-
最大復旧日数	22日	9日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	3日	2日	14日	2日	1日	-	-
主要道路の復旧率(割合)	34.2km ² の1箇所 【被害率12.419%】	22.1km ² の1箇所 【被害率1.374%】	18.5km ² の1箇所 【被害率1.340%】	76.1km ² の1箇所 【被害率79.4%】	56.8km ² の1箇所 【被害率1.811%】	※1箇所未満 【被害率4.97%】	125.7km ² の1箇所 【被害率1.030%】	77.7km ² の1箇所 【被害率34.7%】	28.6km ² の1箇所 【被害率37.0%】	11.3km ² の1箇所 【被害率38.0%】	1.1km ² の1箇所 【被害率71.4%】	56.5km ² の1箇所 【被害率1.500%】	282.7km ² の1箇所 【被害率1.675%】	-	-
交通施設被害	10分以内の復旧が不 適・滞り時間増加の割合	0.11% 【被害率12.055%】	0.00% 【被害率1.555%】	0.00% 【被害率1.216%】	0.00% 【被害率0.738%】	0.00% 【被害率0.900%】	0.00% 【被害率4.944%】	0.00% 【被害率3.737%】	0.00% 【被害率39.4%】	0.04% 【被害率1.930%】	0.56% 【被害率5.47%】	1.63% 【被害率0.70%】	0.00% 【被害率1.374%】	0.00% 【被害率1.760%】	



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新算モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、橋梁総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑪～オホーツク管内で人的被害が最大となる地震

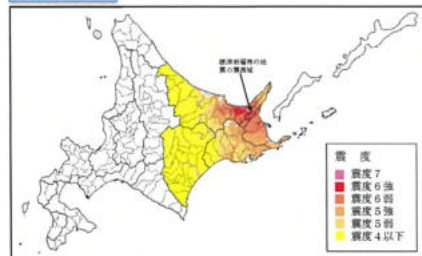
■標準断層帯（モデル30_1）の地震（Mw7.1）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

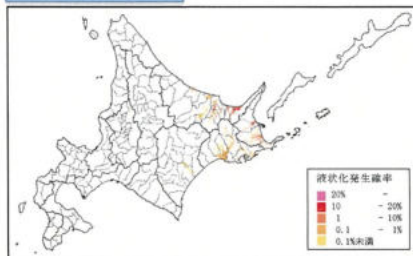
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	震度7	震度5強	震度6弱	震度7
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,724棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,656棟	1棟未満	13棟	55棟
半壊棟数	3,235棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,713棟	1棟未満	72棟	450棟	
火災被害	焼失棟数 8棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8棟	0棟	1棟未満	1棟未満	
[建物総棟数]	[484,000棟]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]	
死者数	40人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36人	1人未満	2人	2人	
人的被害	重軽傷者数 441人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	365人	1人未満	19人	57人	
避難者数	19,826人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,257人	2人	992人	5,574人	
[総人口]	[986,497人]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]	
上水道被害箇所数の割合	14.6m ² の1箇所 (総延長16,259km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.9m ² の1箇所 (総延長4,120km)	8.0m ² の1箇所 (総延長7,093km)	46.5m ² の1箇所 (総延長2,529km)	4.9m ² の1箇所 (総延長2,228km)	
ライフライン被害	断水人口(1日あたり) 53,111人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,685人	0人	4,121人	18,305人	
最大復旧日数	174日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54日	0日	5日	174日	
下水処理施設長の割合	1.40% (総延長6,219km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.49% (総延長2,084km)	0.06% (総延長2,203km)	1.30% (総延長1,459km)	3.40% (総延長4,036km)	
機能喪失人口	12,214人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,950人	175人	2,998人	2,092人	
最大復旧日数	9日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8日	1日	4日	9日	
主要道路閉鎖箇所数の割合	27m ² の1箇所 (総延長4,690km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.3m ² の1箇所 (総延長1,500km)	184.1m ² の1箇所 (総延長1,675km)	17.4m ² の1箇所 (総延長964km)	13.8m ² の1箇所 (総延長521km)	
交通施設被害	市内以上道路閉鎖・踏切閉鎖箇所数の割合	0.51% (総数4,193箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	1.19% (総数1,374箇所)	0.00% (総数1,700箇所)	0.02% (総数92箇所)	0.02% (総数425箇所)	

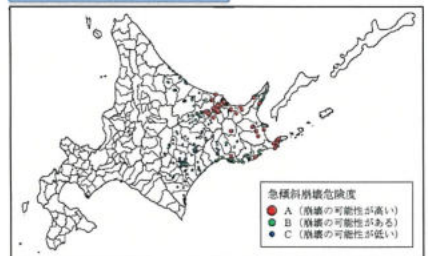
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新震度モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 道路処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑫～十勝管内で人的被害が最大となる地震

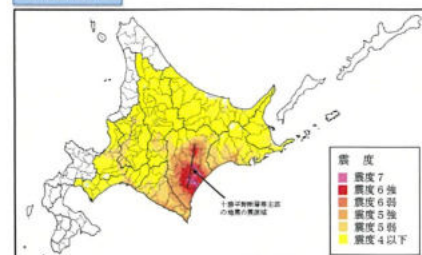
■十勝平野断層帯主部（モデル45_2）の地震（Mw7.4）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

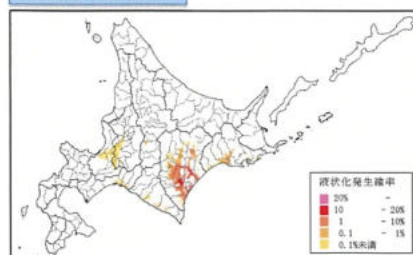
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	震度6弱	-	-	震度5強	-	-	震度5弱	震度7	震度6弱	震度5弱
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 3,370棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	28棟	-	-	1棟未満	-	-	1棟未満	3,336棟	4棟	0棟
半壊棟数	8,029棟	1棟未満	1棟未満	-	1棟	108棟	-	-	1棟未満	-	-	1棟未満	7,888棟	30棟	0棟
火災被害	焼失棟数 18棟	1棟未満	1棟未満	-	1棟未満	1棟未満	-	-	1棟未満	-	-	0棟	18棟	1棟未満	0棟
[建物総棟数]	[1,651,358棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	-	[161,835棟]	[54,888棟]	-	-	[224,059棟]	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]
死者数	73人	1人未満	1人未満	-	1人未満	5人	-	-	1人未満	-	-	1人未満	68人	1人未満	0棟
人的被害	重軽傷者数 1,439人	1人未満	1人未満	-	1人未満	41人	-	-	1人未満	-	-	1人未満	1,390人	7人	0棟
避難者数	62,952人	1人未満	4人	-	8人	1,596人	-	-	4人	-	-	1人未満	60,670人	669人	0棟
[総人口]	[4,667,413人]	[311,713人]	[2,360,832人]	-	[413,968人]	[73,316人]	-	-	[521,087人]	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]
上水道被害箇所数の割合	7.7m ² の1箇所 (総延長4,034.7km)	※1箇所未満 (総延長5,690km)	※1箇所未満 (総延長8,502km)	-	※1箇所未満 (総延長3,729km)	31.2m ² の1箇所 (総延長1,331km)	-	-	※1箇所未満 (総延長5,139km)	-	-	※0箇所 (総延長4,120km)	※0箇所 (総延長7,093km)	243.4m ² の1箇所 (総延長2,828km)	※0箇所 (総延長2,228km)
ライフライン被害	断水人口(1日あたり) 173,299人	1人未満	0人	-	34人	4,721人	-	-	20人	-	-	0人	168,111人	2,414人	0人
最大復旧日数	341日	1日	0日	-	1日	10日	-	-	1日	-	-	0日	341日	1日	0日
下水処理施設長の割合	0.84% (総延長21,729km)	0.41% (総延長2,210km)	0.32% (総延長3,377km)	-	0.40% (総延長2,900km)	2.08% (総延長4,748km)	-	-	0.07% (総延長2,554km)	-	-	0.04% (総延長2,084km)	4.84% (総延長2,203km)	1.14% (総延長1,459km)	0.03% (総延長4,036km)
機能喪失人口	27,658人	1,209人	6,042人	-	1,439人	12,111人	-	-	342人	-	-	107人	14,539人	2,748人	21人
最大復旧日数	16日	2日	1日	-	2日	8日	-	-	1日	-	-	1日	16日	3日	1日
主要道路閉鎖箇所数の割合	37.4m ² の1箇所 (総延長1,063.8km)	56m ² の1箇所 (総延長1,374km)	44m ² の1箇所 (総延長1,340km)	-	54.7m ² の1箇所 (総延長1,181km)	21m ² の1箇所 (総延長497km)	-	-	389.5m ² の1箇所 (総延長1,596km)	-	-	387.3m ² の1箇所 (総延長1,500km)	11.9m ² の1箇所 (総延長964km)	28.6m ² の1箇所 (総延長264.9km)	11.9m ² の1箇所 (総延長521km)
交通施設被害	市内以上道路閉鎖・踏切閉鎖箇所数の割合	0.62% (総数10,207箇所)	0.00% (総数1,500箇所)	0.00% (総数1,214箇所)	-	0.00% (総数8,000箇所)	0.11% (総数494箇所)	-	0.00% (総数1,930箇所)	-	-	0.00% (総数1,374箇所)	3.54% (総数1,700箇所)	0.02% (総数92箇所)	0.00% (総数425箇所)

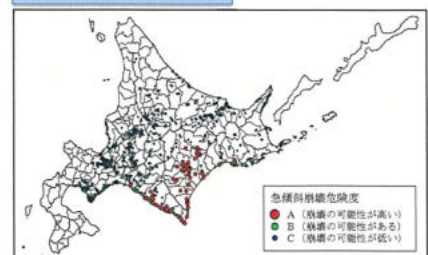
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新震度モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 道路処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

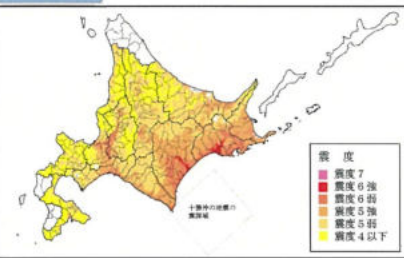
3 地震動による被害想定結果⑬～釧路・日高管内で人的被害が最大となる地震

■十勝沖の地震 (Mw8.2) ※1

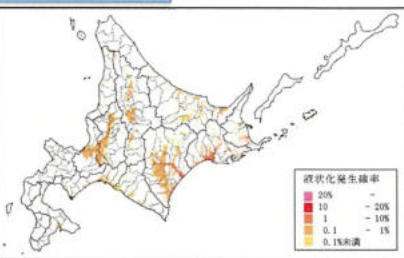
被害の概要 (冬期の早朝5時) (北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成)

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度6強(最大)	震度6弱	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度5強	-	震度6弱	震度5強	-	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6弱	
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 1,063棟	43棟	21棟	6棟	21棟	63棟	10棟	-	5棟	1棟未満	-	18棟	271棟	589棟	17棟	
半壊棟数	6,499棟	334棟	848棟	25棟	183棟	274棟	42棟	-	78棟	5棟	-	183棟	1,674棟	2,666棟	187棟	
火災被害	焼失棟数 3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	1棟未満	1棟未満	-	1棟未満	1棟未満	2棟	1棟未満	
[建物総棟数]	[1,990,153棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	-	[224,059棟]	[31,599棟]	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]	
死者数	44人	1人未満	2人	1人未満	2人	9人	1人	-	1人未満	1人未満	-	2人	5人	20人	2人	
人的被害	避難者数 1,418人	40人	221人	9人	58人	84人	13人	-	15人	1人	-	31人	237人	684人	27人	
避難者数	93,374人	6,399人	19,263人	236人	5,250人	4,004人	708人	-	1,829人	79人	-	2,923人	22,004人	27,920人	2,759人	
[人口]	[5,366,581人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,806人]	-	[521,087人]	[50,170人]	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]	
上水道被害箇所数の割合	15.3km ² の1箇所 (総延長47,299km)	22.7km ² の1箇所 (総延長55,909km)	44.6km ² の1箇所 (総延長80,292km)	38.0km ² の1箇所 (総延長79,369km)	29.6km ² の1箇所 (総延長59,200km)	9.7km ² の1箇所 (総延長19,331km)	182.6km ² の1箇所 (総延長3,726km)	-	83.3km ² の1箇所 (総延長1,666km)	229.2km ² の1箇所 (総延長4,583km)	-	50.2km ² の1箇所 (総延長1,004km)	5.6km ² の1箇所 (総延長11,102m)	4.3km ² の1箇所 (総延長8,604m)	11.8km ² の1箇所 (総延長23,644m)	
断水人口(日数)	308,225人 断水1日数	21,472人 13日	65,804人 2日	1,094人 1日	19,401人 5日	13,539人 30日	2,293人 90日	-	6,751人 2日	364人 2日	-	9,246人 6日	76,775人 10日	80,237人 60日	10,247人 87日	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	2.02% (総延長25,052km)	2.03% (総延長25,210km)	1.60% (総延長20,039km)	0.86% (総延長10,769km)	2.39% (総延長29,874km)	3.30% (総延長41,474km)	-	1.16% (総延長14,524km)	1.51% (総延長18,875km)	-	1.68% (総延長21,044km)	2.71% (総延長33,875km)	2.02% (総延長25,210km)	2.32% (総延長29,025km)	
機能支援人口	90,543人	5,948人	32,399人	1,653人	8,744人	1,886人	5,618人	-	5,382人	636人	-	4,289人	8,191人	14,378人	1,420人	
最大昼間日数	15日	8日	3日	3日	7日	12日	5日	-	3日	6日	-	5日	9日	15日	6日	
主要道路閉鎖箇所数の割合	16.2km ² の1箇所 (総延長12,843km)	15.3km ² の1箇所 (総延長13,744km)	13.4km ² の1箇所 (総延長10,769km)	33.1km ² の1箇所 (総延長41,474km)	14.8km ² の1箇所 (総延長18,524km)	14.3km ² の1箇所 (総延長17,875km)	24.2km ² の1箇所 (総延長30,250km)	-	23.8km ² の1箇所 (総延長29,874km)	18.7km ² の1箇所 (総延長23,369km)	-	18.6km ² の1箇所 (総延長23,369km)	13.2km ² の1箇所 (総延長16,524km)	10.5km ² の1箇所 (総延長13,165km)	16.1km ² の1箇所 (総延長20,165km)	
交通施設被害	15%以上の閉鎖/不通・通行困難箇所数の割合	0.43% (総数12,164箇所)	0.23% (総数5,555箇所)	0.29% (総数7,218箇所)	0.00% (総数0箇所)	0.19% (総数473箇所)	0.51% (総数1,277箇所)	-	0.00% (総数0箇所)	0.00% (総数0箇所)	-	0.10% (総数2,547箇所)	0.00% (総数0箇所)	1.03% (総数2,582箇所)	0.62% (総数1,555箇所)	

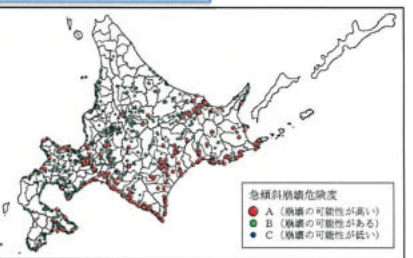
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 断水モデルは、断水の長さ、深さ、マニフェスト、積雪、破損パターン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 数値処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能支援数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

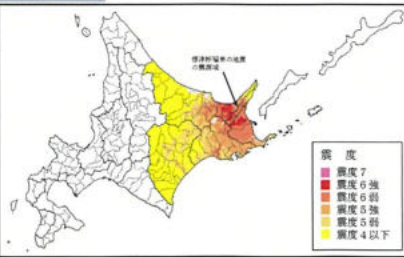
3 地震動による被害想定結果⑭～根室管内で人的被害が最大となる地震

■標準断層帯(モデル45_5)の地震 (Mw7.1) ※1

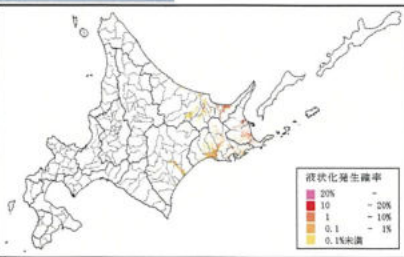
被害の概要 (冬期の早朝5時) (北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成)

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	震度7	震度5強	震度6強	震度6強	
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 894棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	662棟	1棟未満	18棟	213棟	
半壊棟数	3,184棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,898棟	1棟	173棟	1,112棟	
火災被害	焼失棟数 4棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
[建物総棟数]	[484,000棟]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]	
死者数	18人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13人	1人未満	1人未満	5人	
人的被害	避難者数 485人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	289人	1人未満	26人	170人	
避難者数	21,473人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,349人	3人	3,140人	8,981人	
[人口]	[985,497人]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]	
上水道被害箇所数の割合	10.8km ² の1箇所 (総延長16,259km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.5km ² の1箇所 (総延長14,200km)	14.9km ² の1箇所 (総延長19,875km)	2.4km ² の1箇所 (総延長3,025km)	2.4km ² の1箇所 (総延長3,025km)	
断水人口(日数)	62,560人 断水1日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,093人 13日	1,755人 1日	11,755人 15日	27,699人 32日	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	1.63% (総延長6,213km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.72% (総延長6,644km)	0.29% (総延長1,109km)	2.15% (総延長8,369km)	5.18% (総延長20,165km)	
機能支援人口	13,634人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,689人	903人	4,848人	3,194人	
最大昼間日数	14日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6日	1日	6日	14日	
主要道路閉鎖箇所数の割合	23.8km ² の1箇所 (総延長29,874km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24.7km ² の1箇所 (総延長30,250km)	59.4km ² の1箇所 (総延長74,250km)	14.1km ² の1箇所 (総延長17,625km)	13.4km ² の1箇所 (総延長16,750km)	
交通施設被害	15%以上の閉鎖/不通・通行困難箇所数の割合	0.69% (総数1,733箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.91% (総数2,313箇所)	0.00% (総数0箇所)	0.33% (総数839箇所)	3.29% (総数8,369箇所)	

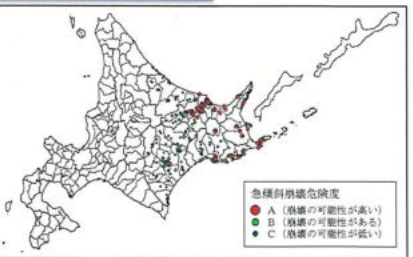
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 断水モデルは、断水の長さ、深さ、マニフェスト、積雪、破損パターン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 数値処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能支援数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

(4) 想定地震による被害の算出

① 建築物被害の算出

建築物被害の計算方法としては、阪神・淡路大震災や2000年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された、木造・非木造共に建築年代別に被害を評価することができる、内閣府の経験的な手法¹⁾を適用する。

内閣府の経験的な手法は、評価単位毎に算定された震度を基にして構造別（木造・非木造）・建築年代別（木造3区分、非木造3区分）の被害率を求め、評価単位毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。

<p>〈被害棟数の算定式〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築年代は、木造建築物は「昭和36年以前」、「昭和37年から56年」「昭和57年以降」の3区分、非木造建築物は「昭和46年以前」、「昭和47年から56年」「昭和57年以降」の3区分 ・各建築年代別に下式で計算した全壊（全半壊）棟数を、評価単位毎に合算して求める ・木造及び非木造の震度による全壊被害率は表2-7を、全半壊被害率は表2-8を参照 <p>全壊棟数 = (木造建築物棟数 × 木造の震度による全壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全壊被害率)</p> <p>全半壊棟数 = (木造建築物棟数 × 木造の震度による全半壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全半壊被害率)</p> <p>半壊棟数 = 全半壊棟数 - 全壊棟数</p>	
--	--

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、建築物全棟数13,799棟（平成21年8月現在）のうち全壊棟数が2棟、全半壊棟数が100棟となり、被害の合計は0.7%程度となることが想定された。また、「当別断層による地震」では、全壊棟数が944棟、全半壊棟数が3,119棟となり、被害の合計は22.6%程度となることが想定された。

一方、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では、全壊棟数が1,125棟、全半壊棟数が3,601棟、被害の合計は26.1%程度となることが想定された。なお、この地震では、昭和56年の新耐震基準以前の建築物の全半壊率が、57年以降の約6倍に上がることがわかった。

表 2-6 想定地震別建築物被害状況

想定地震	木造建築物			非木造建築物			建築物(合計)		
	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数
石狩地震	2	81	83	0	17	17	2	98	100
	0.0%	0.9%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.7%	0.7%
当別断層による地震	857	1,912	2,769	87	263	350	944	2,175	3,119
	9.7%	21.7%	31.5%	1.7%	5.3%	7.0%	6.8%	15.8%	22.6%
全国どこでも起こりうる直下の地震	1,022	2,171	3,193	103	305	408	1,125	2,476	3,601
	11.6%	24.7%	36.3%	2.1%	6.1%	8.1%	8.2%	17.9%	26.1%
建築物棟数	8,792			5,007			13,799		

(注) 上段は棟数、下段は建築物棟数に対する割合を示す。

表 2-7 震度と全壊被害率の関係

計測震度	建物全壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
5.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
5.6	0.8	0.6	0.1	0.4	0.4	0.1
5.7	2.1	1.4	0.2	0.7	0.6	0.1
5.8	4.8	3.0	0.4	1.2	1.0	0.2
5.9	9.7	5.9	0.9	2.0	1.7	0.4
6.0	17.7	10.6	1.5	3.1	2.6	0.6
6.1	28.9	17.4	2.7	4.8	3.9	1.0
6.2	42.7	26.6	4.4	7.2	5.8	1.5
6.3	57.3	37.7	7.0	10.4	8.2	2.3
6.4	71.1	50.0	10.6	14.5	11.4	3.3
6.5	82.3	62.3	15.3	19.5	15.4	4.8
6.6	90.3	73.4	21.3	25.5	20.2	6.7
6.7	95.2	82.6	28.5	32.3	25.8	9.1
6.8	97.9	89.4	36.7	39.7	32.2	12.2
6.9	99.2	94.1	45.5	47.6	39.1	15.9
7.0	99.7	97.0	54.5	55.6	46.3	20.2

表 2-8 震度と全半壊被害率の関係

計測震度	建物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
5.1	0.6	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0
5.2	1.4	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1
5.3	3.0	1.4	0.2	1.0	0.7	0.1
5.4	5.9	3.0	0.4	1.6	1.1	0.2
5.5	10.6	5.9	0.8	2.5	1.8	0.3
5.6	17.4	10.6	1.4	3.7	2.7	0.6
5.7	26.6	17.4	2.4	5.5	4.0	0.9
5.8	37.7	26.6	4.0	7.8	5.8	1.4
5.9	50.0	37.7	6.4	10.8	8.2	2.1
6.0	62.3	50.0	9.8	14.6	11.2	3.1
6.1	73.4	62.3	14.3	19.1	15.0	4.5
6.2	82.6	73.4	20.0	24.5	19.6	6.4
6.3	89.4	82.6	27.0	30.5	24.9	8.8
6.4	94.1	89.4	35.0	37.2	30.9	11.8
6.5	97.0	94.1	43.7	44.2	37.4	15.5
6.6	98.6	97.0	52.7	51.5	44.3	19.8
6.7	99.4	98.6	61.6	58.6	51.4	24.9
6.8	99.8	99.4	69.9	65.5	58.5	30.6
6.9	99.9	99.8	77.3	72.0	65.3	36.7
7.0	100.0	99.9	83.6	77.7	71.6	43.3

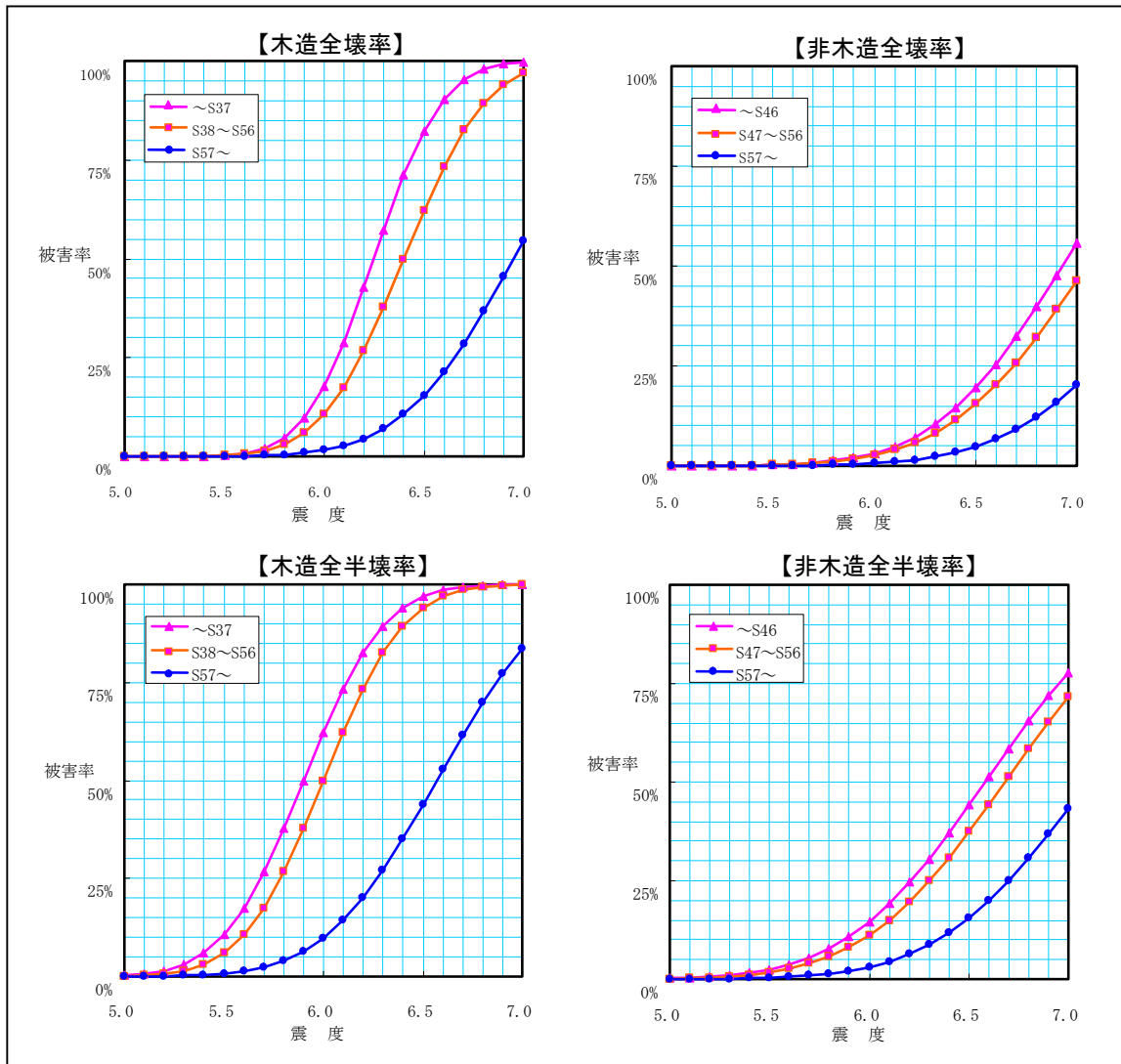
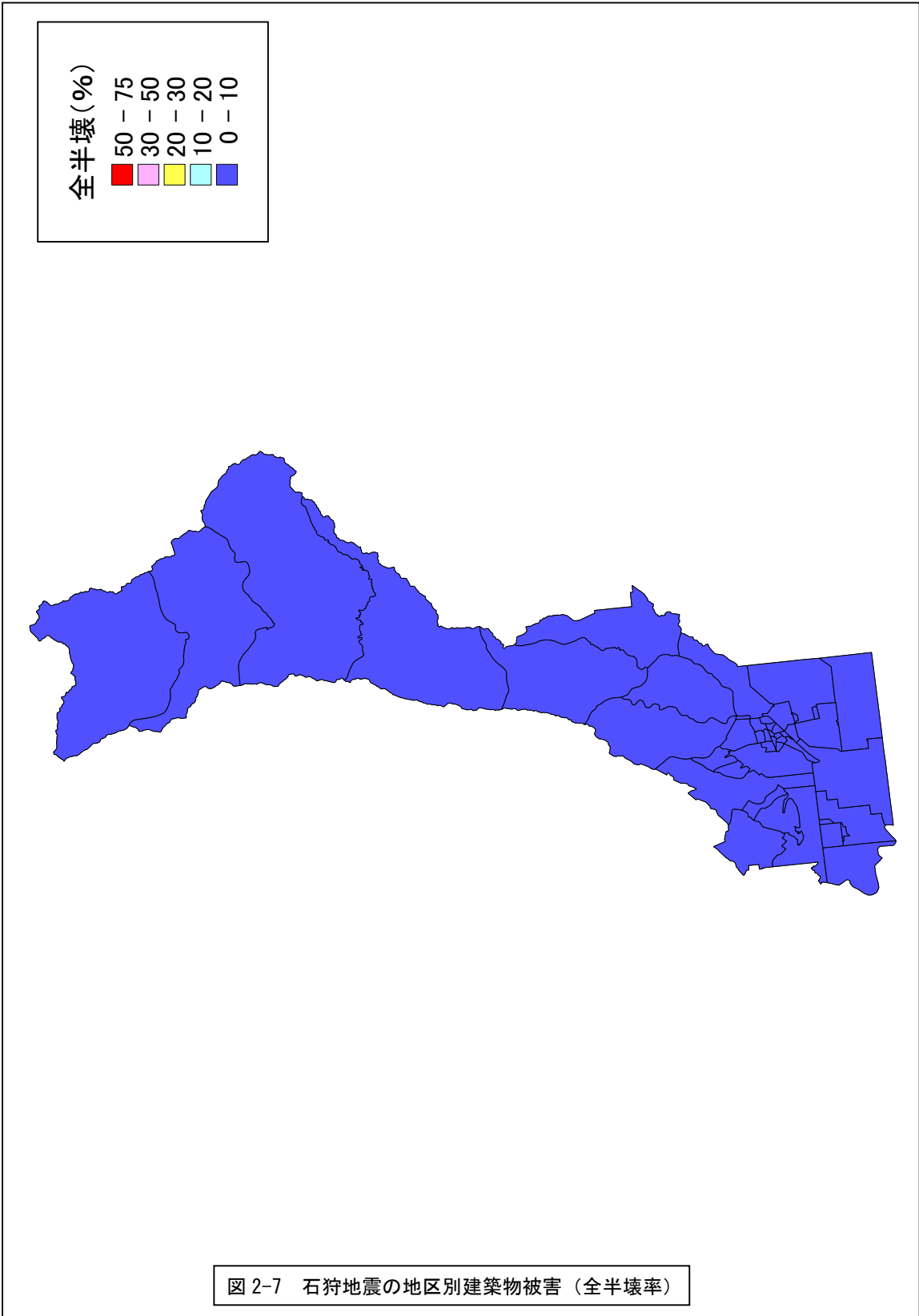
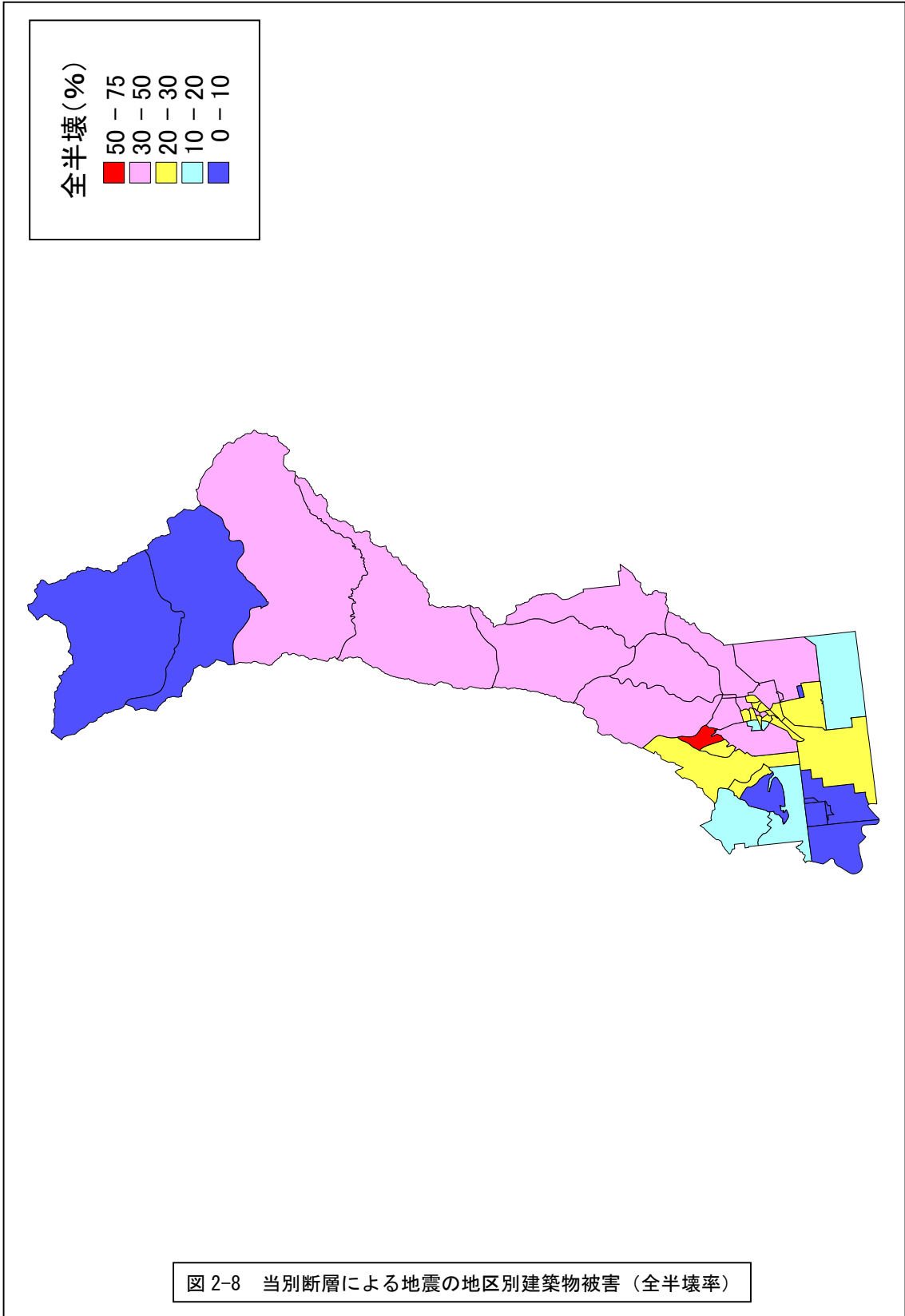
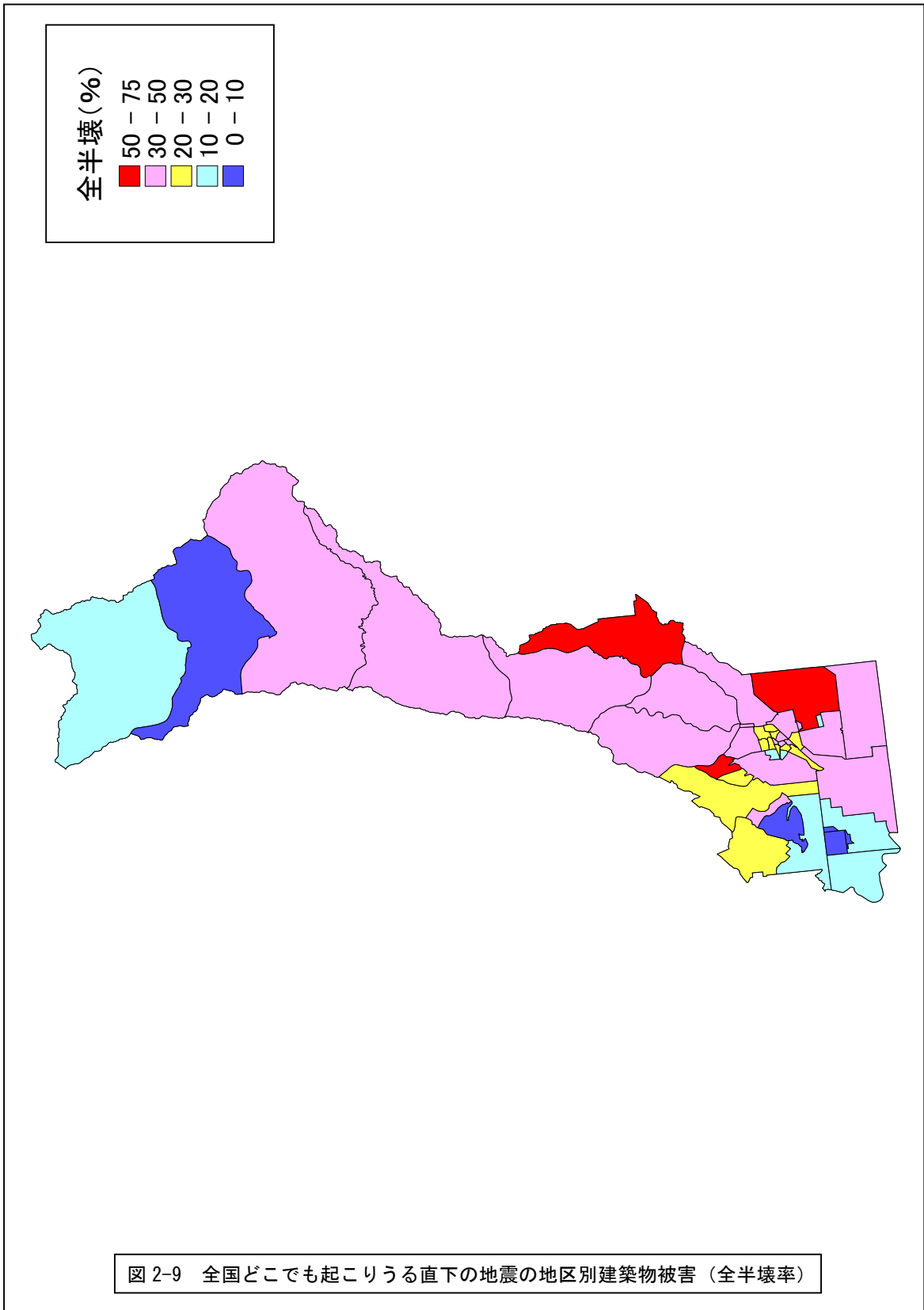


図 2-6 震度と全壊率・全半壊率との関係







②人的被害の算出

人的被害の算出にあたっては、阪神・淡路大震災における死者全体の約8割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、建築物被害を主な要因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻としては、死傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議(2006)²⁾が道内地震などの被害実態(1952年十勝沖地震、1968年十勝沖地震、1978年宮城県沖地震、1993年釧路沖地震、1994年三陸はるか沖地震、2001年芸予地震、2004年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

<死者数の算定式>

木造建築物被害による死者数 = $0.01 \times$ 木造建築物全壊棟数 \times 住家内滞留率
非木造建築物被害による死者数 = $0.003 \times$ 非木造建築物全壊棟数 \times 住家内滞留率
(住家内滞留率は、屋内人口=夜間人口を想定することから1.0とする)

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(1997)³⁾を適用する。

<負傷者数の算定式>

負傷者数 = 負傷者率 \times (人口 \times 住家内滞留率)
負傷者率 = $0.12 \times$ 建物被害率 ($0 \leq$ 建物被害率 < 0.25)
負傷者率 = $0.07 - 0.16 \times$ 建物被害率 ($0.25 \leq$ 建物被害率 < 0.375)
負傷者率 = 0.01 ($0.375 \leq$ 建物被害率)
建物被害率 = 全壊率 + 半壊率 $\times 1/2$
重傷者数 = 重傷者比率 \times 負傷者数
重傷者比率 = 0.10 ($0 \leq$ 建物被害率 < 0.10)
重傷者比率 = $0.15 - 0.5 \times$ 建物被害率 ($0.10 \leq$ 建物被害率 < 0.20)
重傷者比率 = 0.05 ($0.20 \leq$ 建物被害率)
軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

[参考文献]

- 1) 内閣府(防災担当):地震防災マップ作成技術資料、2005.3
- 2) 中央防災会議・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会:第17回日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について、2006.1
- 3) 大阪府:大阪府地震被害想定調査、1997.3

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、総人口 18,935 人（平成 21 年 8 月現在）のうち死者 0 人、負傷者 7 人、「当別断層による地震」では死者 9 人、負傷者 259 人、また、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では死者 11 人、負傷者 305 人となることが想定された。

表 2-9 想定地震別死者・負傷者状況 (単位：人)

想定地震	死傷者	負傷者数		
		重傷者	軽傷者数	
石狩地震	0	7	1	6
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
当別断層による地震	9	259	17	242
	0.0%	1.4%	0.1%	1.3%
全国どこでも起こりうる直下の地震	11	305	20	285
	0.1%	1.6%	0.1%	1.5%
総人口	18,935			

(注) 上段は人数、下段は総人口に対する割合を示す。

資料3 4 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。